

禁電子式複写

長尾景弼編輯

日本規則全書 上卷

博聞社藏版

031073-003-1

CZ-5-023

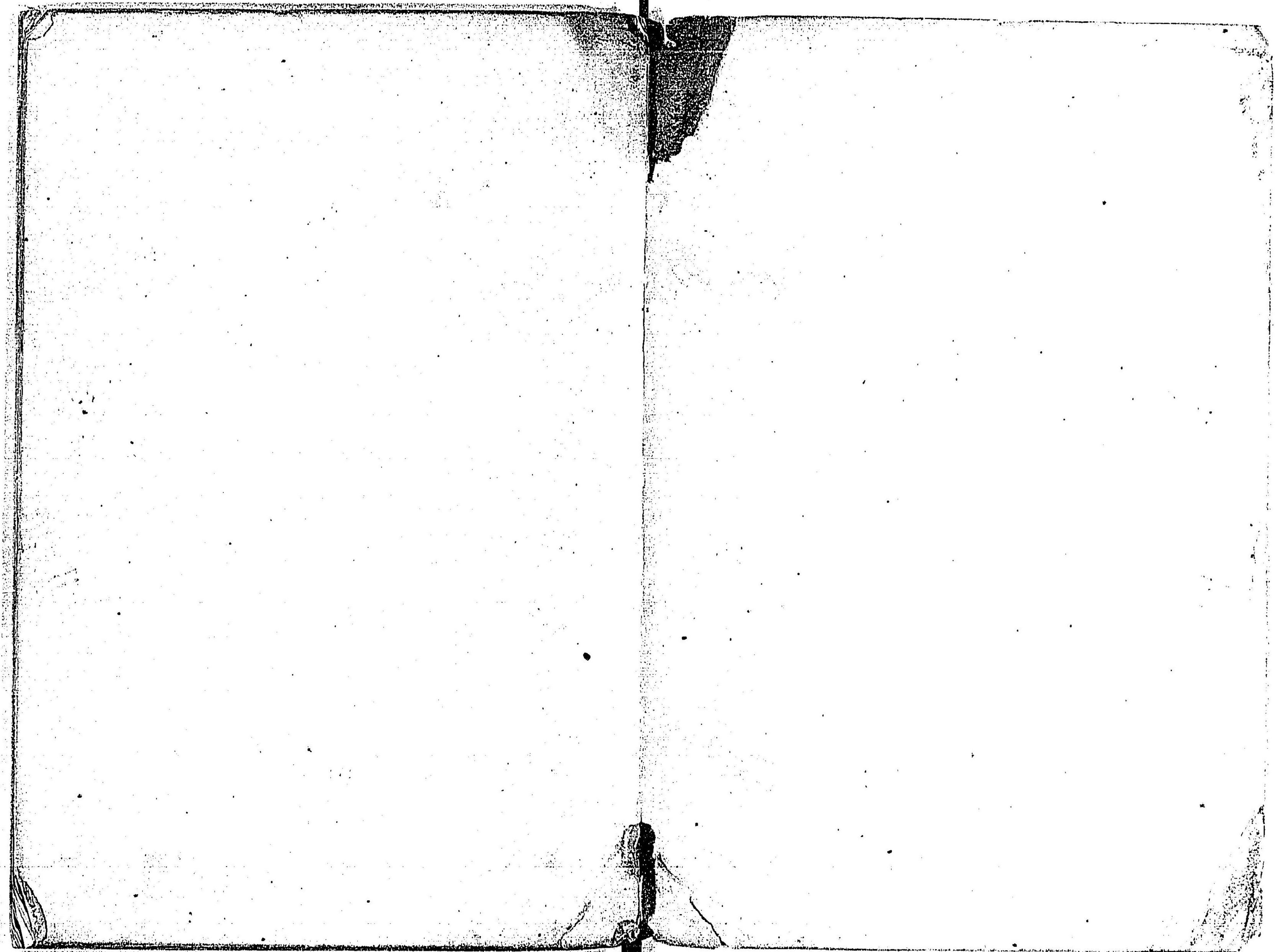
日本規則全書

長尾 景弼/編

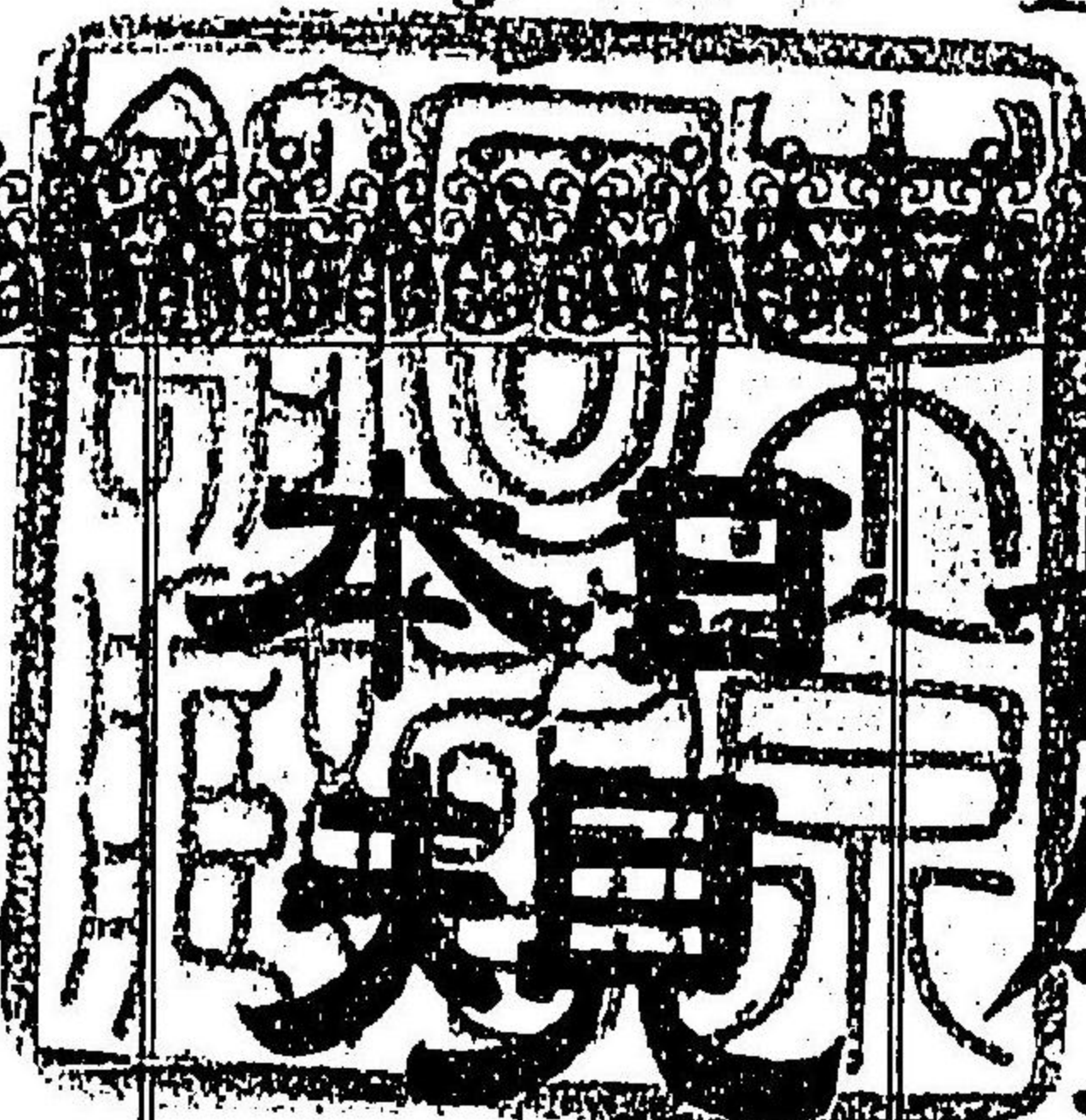
M24-27

BBC-0680





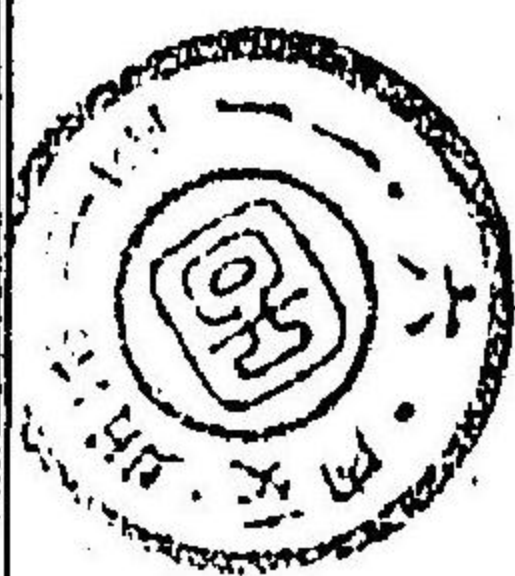
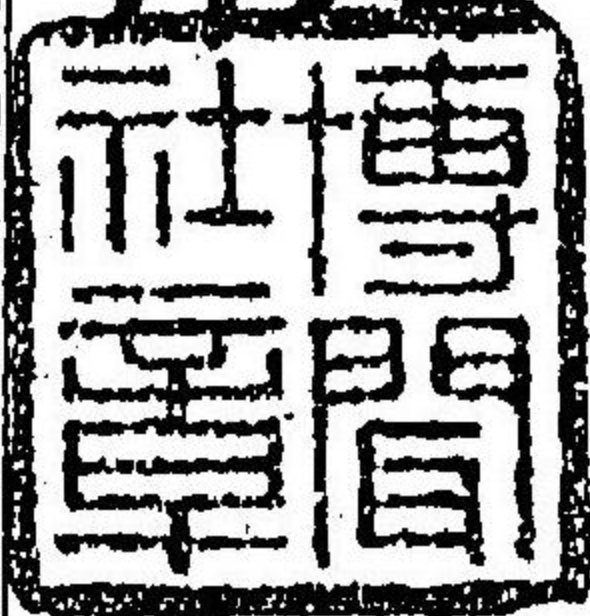
42
023
45/15
223



長尾景弼編輯

則全書 上卷

博聞社藏版



凡例

- 一 明治元年一月ヨリ同廿四年九月ニ至ル官民一般ニ關スル現行ノ法令ヲ類輯シテ漏サス而シテ改正追加及ヒ消滅ニ係ル者ハ悉ク之ヲ訂正シテ其理由ヲ註記シ又沿革要領ヲ掲ケ以テ其沿革ヲ明ニス
- 一 法令ニシテ數部類ニ關涉スルモノハ主要ノ部ニ本文ヲ載セ其他ハ表目ノミヲ掲ケ其由ヲ註記ス而シテ編者ノ插註ニ係ルモノハ總テ割書トシ(一)ヲ附シテ本註ト區別ス
- 一 本書ヲ規則全書ト題スルモノハ規則條例ヲ綱トシ關係ノ法令ヲ目トセシニ由ル而シテ布告、法律、勅令ハ(五號活字)閣令、省令、訓令、告示ハ(六號活字)ニテ印刷スルヲ例トス然レモ場合ニ依リ閣令、省令、訓令ヲ綱トシ五號活字ヲ用ユルモノアリ
- 一 憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及ヒ(皇室典範、法例、議院法、衆議院議員選舉法、貴族院令、議院成立規則、會計法、裁判所構成法、執達吏規則、行政裁判法)其他附隨ノ法令ハ當社出版ノ^日本六法全書ニ讓リテ之ヲ畧ス是レ該書ノ行ハル、既ニ久シ其重複シテ不用ニ屬センヲ慮ルニ由ル但前後ノ關係ニ依リ附隨ノ法例ハ間ニ之ヲ採録ス
- 一 官制、職制、俸給及ヒ官吏ニ關スル諸則ハ本編附録トシ別冊刊行ス尙陸海軍部内ニ關スル諸則、會計出納ニ關スル諸則モ本編附録トシ追テ分冊刊行スヘシ
- 一 本書ハ本年五月出版セシ所今般更ニ五月以降九月ニ至ル新法令ヲ輯メ下卷ノ末ニ追録

- 一 いろは索引ヲ増加シテ上卷ノ首ニ掲ケ以テ搜索ニ便ニス其凡例左ノ如シ
- 一 いろは索引ハ本編並追録、附録ニ掲クル所ノ法令規則ノ要領ヲいろはヲ以テ部分シ部中又事類項目ヲ設ケ搜索ノ便ニ供ス
- 一 一令ニシテ數多ノ事類ヲ包括シ又ハ彼是相關涉スルモノハ之ヲ各部ニ掲ク即チ陸軍一年志願兵條例ノ如キ「リ」ノ各部ニ分載スルノ類ナリ
- 一 いろは四十七音中「しお」を「せ」ト併載シ又濁音半濁音ハ都テ清音ニ從フ稱呼ハ率子普通ノ慣例ニ依ル例ヘハ圖書ハ「つ」ノ部ニ隱田切開ハ「を」ノ部ニ掲ケ又田畑畑ノ如キ音訓兩用スルモノハ「た」ト「て」ノ兩部ニ掲載ス

明治二十四年十月

編者誌

日本規則全書いろは索引總目

一年	一筆	一般	一類地	一枚摺	伊勢伊豆	登岐	位階	入齒	委任	醫學醫藥	醫學醫術	有位	有心故違	郵便	意匠	遺失	慰勞	遊藝罪	遊藝	印紙	印章
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
隱居	位置	印刷局	祿券	錄事	六週	六分利付	●は之部 版戸主廢合寺院 賣買賣却	●に之部 日本 日英日米 日當	入夫	任用任命	認可	新原	●ほ之部 本邦	奉務	褒章	傳給	報告	貿易	犯由牌	犯由牌	犯由牌
六	六	六	六	六	六	六	六	六	七	七	七	八	八	八	八	九	九	九	九	九	九
排下	博覽會	齒拔	鐵條術	英國電信	爆發物	砲兵砲術	●に之部 日本 日英日米 日當	入夫	任用任命	認可	新原	●ほ之部 本邦	奉務	褒章	傳給	報告	貿易	犯由牌	犯由牌	犯由牌	犯由牌
二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	三	三	四	四	四	四	四	四	四	五	五	五
傍聽	保險保釋保安	捕縛	北海道	捕漁探藻	幌内	道稅	補充	本籍	本籍	本籍	本籍	●へ之部 兵部省	兵籍	平民苗字	編籍	漂流物	變死	變造	變換地	變換地	變換地
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
辯護	辨償	米商會所	米穀	●と之部 特許	特別輸出	特別認可	東宮	土地	土地	土地	同業組合	同業組合	同業組合	同業組合	同業組合	同業組合	同業組合	同業組合	同業組合	同業組合	同業組合
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

索引總目

銅貨	三六	領事	四四	海面	四五	合衆	五〇
取締	三六	理事	四四	海外	四五	家督	五〇
鳥取	三六	臨時	四四	海上衝突	四五	家督	五〇
投票	三六	稟請	四四	海員海兵	四五	爲替	五〇
動産不動産	三六	燐製	四四	海底電信	四五	借貸借入	五〇
度量衡	三六	林區署	四四	海關海關稅	四五	貸下貸借	五〇
取引所	三六	林産	四四	航路標識航海	四五	貸付貸金	五〇
富興行富籤	三六	林務官	四四	航路標識航海	四五	貸座敷	五〇
富岡	三六	離縁	四四	改名	四五	下士	五〇
徒流刑	三七	利息引算則	四四	改曆	四五	假借假出獄	五〇
渡津渡船	三七	流通	四四	戒嚴	四五	株式株主	五〇
同居	三七	陸地	四四	開墾開坑	四五	鹿兒島縣	五〇
勅詔	三八	大蔵省	四四	開帳	四五	各省	五〇
勅使	三八	大阪製煉所	四四	寒水石	四五	各地方	五〇
勅奏官	三八	大麻	四四	解割	四五	幹事	五〇
鎮守府	三八	小笠原島	四四	買上	四五	間税間接稅	五〇
治安裁判所	三八	乙部	四四	看守看守長	四五	監獄	五〇
中學校	三八	沖繩縣	四四	高等	四五	監軍監視監督	五〇
廳府廳	三八	歐文	四四	坑法坑紫	四五	鐵札鑑定	五〇
中央	三八	隱田切開	四四	坑法坑區	四五	鑛造	五〇
地目地租	三八	温那獸	四四	坑場	四五	害蟲	五〇
地租地券	三八	恩給	四四	坑告	四五	合衆國	五〇
地方稅	三八	海軍	四四	行旅	四五	學位學齡	五〇
地方	三八		四四	耕地耕作	四五	學程度	五〇

香川縣	五五	租稅	六六	内閣	六六	官制	七二
交換	五五	報償紙幣	六六	奈良縣	六六	宮内省	七二
鄉村社	五五	僧侶僧尼	六六	仲買人	六六	皇宮皇族	七二
學校	五五	族籍	六六	中山道	六六	華族	七二
豫算	五五	送籍	六六	並木	六六	華士族	七二
●上之部	五五	既願既願答	六六	難被解	六六	勳章	七二
横濱横須賀	五五	空知	六六	納額	六六	黃綬褒章	七二
●九之部	五五	●つ之部	六六	納稅	六六	貨幣	七二
待遇	五五	通知	六六	臘虎	六六	鑛山	七二
退官	五五	通知	六六	●ら之部	六六	鑛物鑛業	七二
帶劔帶刀	五五	通知	六六	無權無任	六六	鑛場鑛場	七二
帶劔者	五五	通知	六六	無權無任	六六	鑛下年期	七二
苔藻捕採	五五	通知	六六	●む之部	六六	勸業	七二
代米納	五五	通知	六六	浦役場浦役人	六六	會計検査院	七二
段別	五五	通知	六六	●う之部	六六	會計	七二
煙草	五五	通知	六六	賣渡	六六	會計科目	七二
田畑	五五	通知	六六	●わ之部	六六	課稅	七二
息納	五五	通知	六六	年號年號	六六	官有	七二
貸借	五五	通知	六六	年俸年金	六六	官地官林	七二
單身	五五	通知	六六	年期年限	六六	官吏官廳	七二
建物	五五	通知	六六	類同屆	六六	官用官管	七二
托鉢	五五	通知	六六	鼠取藪	六六	官名官立	七二
堂座預	五五	通知	六六	●か之部	六六	官幣社官國幣社	七二
仙廳	五五	通知	六六	内閣	六六	官設官損	七二
大隊區	五五	通知	六六	内大臣	六六	官報	七二

索引總目

管轄管内 賃屋賃賃替替	八〇	請像	八四	分課規程分掌規	九四	文事	九七
管長管廳	八〇	●や之部	八四	扶助料扶助金	九四	●乙之部	九七
坂重港	八〇	藥劑藥品	八四	府縣立	九四	國名國籍	九七
能本	八〇	藥局藥用	八四	府縣稅	九五	國旗	九七
櫛戸	八〇	約束約定	八五	紛失	九五	國幣社	九七
鋤路	八〇	雇人雇入	八五	婦女	九五	國郡區	九七
火藥	八〇	備外國人傭員	八五	附家	九五	國道國縣道	九八
菓子	八一	養育	八五	附籍	九五	國稅	九八
患者	八一	養子養女	八五	復籍	九五	國庫	九九
回漕	八一	●ま之部	八五	浮標	九五	國立銀行	九九
車稅	八一	守札	八五	普通	九五	石高	九九
區裁判所	八一	柙	八六	負債不足稅	九五	公債	九九
郡制郡區町村	八一	埋藏埋葬	八六	布告布達	九五	公儲金	一〇一
郡長郡區長	八一	每年度	八六	不開港場	九五	小切手	一〇一
郡區役所	八一	迷兒	八六	物件物品	九六	御料局御料地	一〇一
郡區吏員郡區書	八一	●け之部	八六	部分木	九六	公使館	一〇一
記	八一	警視廳	八六	檢査檢定	九六	御歴代	一〇一
區町村區戸長	八一	警部警官	八六	檢査	九六	近衛	一〇一
軍人軍吏	八二	警察	八六	元老院	九六	工兵工夫工部省	一〇一
軍軍軍港	八二	契約	八六	●ふ之部	九六	公務公文式	一〇一
軍艦軍馬	八二	經費	八六	府縣	九六	公務公證	一〇二
軍用電信軍用鏡	八二	刑法	八六	府縣制	九六	公務公吏	一〇二
外務外交	八三	刑事刑死者	八六	府縣會	九六	公費	一〇二
外國	八三	揭示	八六	府縣社	九六	控訴公訴	一〇二
		輕罪	八六				

公立公私立	一〇二	電報	一〇九	左院	一一三	禁厭祈禱	一一三
戸長	一〇三	電氣	一〇九	參贊參拜	一一三	金銀公債金札引	一一三
戸籍戸主	一〇三	天象觀測	一〇九	祭典祭禮祭服	一一三	換公債	一一三
後見	一〇四	手帳料	一〇九	葬儀	一一三	金銀貨金銀	一一三
小包郵便	一〇四	手當	一〇〇	採用	一一三	金子金談	一一三
湖川	一〇四	田畑田圃	一〇〇	財產	一一三	銀行	一一三
古墳	一〇四	堤塘	一〇〇	產物	一一三	瀧車賃	一一三
古物	一〇四	手形	一一	放入取出	一一三	救船	一一三
拘置拘禁	一〇四	抵當	一一	雜種稅雜收入	一一三	救助	一一三
婚姻	一〇四	定時判行	一一	在外國	一一三	金穀	一一三
●ハ之部		丁年	一一	裁判	一一三	乘兒	一一三
虎列刺病	一〇四	傳染病	一一	差押	一一三	共有共進會	一一三
衛生衛戍	一〇五	朝鮮	一一	在監在府縣獄	一一三	給與	一一三
繪具染料	一〇五	調達金	一一	鐵店銀行	一一三	給助給料	一一三
幼兒	一〇五	鳥獸鳥類	一一	相續	一一三	休職休暇	一一三
營業	一〇五	吊祭扶助料	一一	三等郵便及電信	一一三	危害品	一一三
營業	一〇五	●あ之部		局長	一一三	既決囚	一一三
營業	一〇五	預金穀	一一	三子出產	一一三	吸烟	一一三
演說	一〇六	荒地	一一	懸種懸絲	一一三	脚本	一一三
沿海	一〇六	アニソン	一一	山林山野	一一三	居住	一一三
●て之部		阿片	一一	佐賀佐世保	一一三	灸術	一一三
帝國	一〇六	●カ之部		札幌	一一三	行政	一一三
鐵道	一〇六	參謀	一一	薩哈噠島	一一三	技術官	一一三
電信	一〇六	參事會	一一	在職	一一三	漁業魚兒介苗	一一三
電信電話電柱	一〇七			諷謗	一一三	岐阜	一一三

偽造	二六	始審裁判所	二〇	證券證文	一五	獸類傳染病	一四	寫真	一四
牛馬買賣	二六	出張裁判	二〇	證券證據	一五	獸醫	一四	車稅	一四
●ゆ之部		出張所	二〇	正金銀行	一五	恤救	一四	食卓料	一四
讓渡	二七	執達吏	二〇	將校	一五	叙位	一四	社務	一四
輸出輸入	二七	白洲	二〇	師團	一五	上告	一四	社殿社寺	一四
由緒	二七	出訴	二〇	賞與賞典	一五	上納金	一四	祠堂祠官祠掌	一四
行衛	二七	身代限	二〇	借地借用	一五	乘馬	一四	新嘗祭	一四
●め之部		囚人囚徒	二〇	借區	一五	衆議院	一四	神宮	一四
明治	二七	集治監	二〇	質屋質入	一五	就緒	一四	神職	一四
命令	二七	死刑死體	二〇	質地質物	一五	娼妓	一四	神佛神道	一四
免許	二七	死去死亡	二〇	出港	一五	收用收入	一四	神祠	一四
迷子	二七	士族	二〇	市制	一五	收稅	一四	神官	一四
●み之部		私生	二〇	市區市街	一五	什物	一四	神社	一四
民申訴忍	二六	志願兵	二〇	市町村	一五	雜標標燈	一四	寺院	一四
民部省	二六	酒造酒類酒稅	二〇	市助局	一五	失踪	一四	准級階級	一四
民有	二六	署名	二〇	待從	一五	新開紙	一四	賜暇	一四
民籍	二六	債却	二〇	職員	一五	出版	一四	賞罰	一四
未納	二六	師範學校	二〇	主理	一五	集會	一四	信號	一四
苗字	二六	私立	二〇	宿直	一五	實印	一四	新舊金祿	一四
水先	二六	私設私築私費	二〇	紙幣	一五	試驗	一四	新舊公債	一四
●し之部		所得所有	二〇	敷地	一五	試驗	一四	森林	一四
司法	二九	商業商法商事	二〇	幣類	一五	試補	一四	人民人員	一四
司法警察	二九	商標	二〇	醬油	一五	省令	一四	人家人力車	一四
司獄官	三〇	商船	二〇	銃砲銃機銃器	一五	消防官	一四	人身	一四
								巡問巡回巡視	一五

巡查	一五	殖産地	一五	政社	一五	乘兒	一六
尋常師範學校	一五	●の之部		密盜	一五		
准士官	一五	文部省	一五	專門	一五		
支部	一五	文字畫教	一五	生死	一五		
私用	一五	盲僧盲人	一五	接骨	一五		
砂鐵砂金	一五	戻稅	一五	絶家	一五		
子女	一五	●せ之部		賈付	一五		
露香間	一五	留助留替	一五	製茶	一五		
鍼灸術	一五	留助留替	一五	整理公債	一五		
自家	一五	政府	一五	精算	一五		
清園	一五	世襲財產	一五	稅則	一五		
新原	一五	製作	一五	稅金稅額	一五		
下總	一五	船舶船舶司檢所	一五	稅關	一五		
樹木	一五	船舶船主	一五	石油石炭酸	一五		
●ひ之部		船長運轉手機關	一五	仙臺	一五		
非職	一五	手	一五	制服	一五		
費用	一五	船燈	一五	●す之部			
備荒儲蓄	一五	船車	一五	樞密院	一五		
引取人	一五	船稅	一五	出納	一五		
引出小切手	一五	西洋形	一五	水産	一五		
比丘尼	一五	小學校	一五	水雷	一五		
被告入	一五	說教所	一五	水道電信	一五		
非訟	一五	千住製糖所	一五	水道水利	一五		
病院	一五	召集	一五	澱入紙	一五		
兵庫縣	一五	戰時	一五	酢造	一五		
		制札	一五				

日規則全書いろは索引總目終

日規則全書いろは索引

◎いろは之部

- 一年
 - 陸軍一年志願兵條例 (上卷) 七三五
 - 陸軍一年志願兵條例施行細則 (上卷) 七三二
 - 試補及判任官見習ニテ一年志願兵トナル者服役方 (上卷) 七三六
(附録) 九〇六
- 一筆
 - 一筆ノ土地ニシテ之ヲ分合シ賣買譲與スル登記方 (上卷) 二九四
- 一般
 - 一般人民ニシテ巡查同様ノ働ヲナシ死傷セシ者吊祭扶助療治料支給方ヲ定ム (上卷) 四一四
(附録) 七七〇
 - 一般人民ニシテ自家ノ賊難ニ罹リ巡查同様ノ働ヲナシ死傷スル者吊祭扶助料等給否處分方 (上卷) 四二五
 - 一般社寺ノ神殿佛堂ニ裝飾シタル分ニ限リ菊御紋存置ヲ許ス (上卷) 四四五
- 一類地
 - 二類地ニシテ段別地目ヲ異ニスル者分裂合併ノ場合ニ於テ段別定メ方 (下卷) 二五二
 - 一枚摺
 - 一枚摺器曆出版規定 (上卷) 一一三七
 - 伊勢 伊豆
 - 伊豆七島裁判事務及管轄 (下卷) 一〇二五
 - 伊勢神宮及官國幣社等祭典ノ節著服禮式ヲ定ム (上卷) 一一三五
 - 壹岐
 - 壹岐對馬電報料ノ件 (上卷) 一一三五
 - 位階
 - 位階奉宣ノ手續 (上卷) 二〇〇
 - 入齒
 - 入齒齒按口中療治接骨等營業ノ者開業及鑑札渡方 (上卷) 五八九
 - 委任
 - 官林ニ關スル民事訴訟ニ付所管大林區署長ニ國ヲ代表スル權利委任 (上卷) 三三三
 - 神佛教導職ヲ廢シ寺院ノ任職ヲ任免シ及

索引いろ 一年一筆一般一類地一枚摺伊勢伊豆壹岐位階入齒委任

教師ノ等級進退ヲ管長ニ委任ス	(上卷) 一六〇	務省へ通知方再達	(下卷) 一〇六〇
○官有土地水面ニ關スル處分委任條件	(追録) 二〇	○醫藥適用ノ藥品印紙貼用	(上卷) 六二九
○鐵道廳ノ司掌ニ屬スル民事訴訟ニ付國ヲ代表スル權利委任	(追録) 三六	●醫學 醫術	
○郵便電信、郵便爲替及郵便貯金事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スル權利委任	(追録) 六六	○府縣立醫學校費用支辨方	(上卷) 九〇八
○租稅徵收取扱收入官吏提出ノ計算書下檢査委任方	(追録) 八五	○高等中學校令中醫學ヲ教授スル處ヲ醫學部トシ醫學部設置ノ位置ヲ定ム	(上卷) 九六三
○司法官廳ヨリ起スヘキ民事訴訟ニ付國ヲ代表スル權利委任	(追録) 一五三	○高等中學校醫學部ニ於テ死體解剖出願開屆方	(上卷) 九六四
●醫師 醫藥		○醫術開業試驗委員組織權限	(上卷) 五六一
○醫師患者死亡屆	(上卷) 五七四	○醫術開業試驗規則	(上卷) 五六二
○醫師免許規則	(上卷) 五八一	○醫術開業交驗人心得	(上卷) 五六四
○試驗ヲ要セスシテ醫師ノ免許ヲ授與スヘキ者格例	(上卷) 五六六	○從前府縣ニ於テ下付ノ醫術開業ノ證ヲ所持スル者更ニ免狀附與	(上卷) 五六八
○從來開業ノ醫師ハ試驗ヲ要セス體札等ヲ附與ス	(上卷) 五六八	●有位	
○醫師タル者醫藥ニ關スル犯罪有之節內務省へ通知方	(下卷) 一〇七九	○參贊參拜ノ儀非役有位帶助者へ遠方地位官職等前科ノ有無調査區役所戶長役場ニ於テ爲取扱方ヲ廢セシム	(下卷) 五五六
○醫師醫藥ニ關シテ罪ヲ犯シ處斷セシト內		○有位者改名實屬替死去願屆ヲ取扱タルトキ郡區長ヨリ華族局へ通報方	(下卷) 五六一
		○帶助有位者罪ヲ犯シ公權剝奪又ハ停止ノ	

言渡アリタル片居出方	(下卷) 一〇七六	○官報ヲ購求シ更ニ郵便ニ差出ストキ取扱方	(上卷) 一〇五三
○勅委任官華族帶助有位者禁錮以上ノ刑ヲ犯シタル時處分方	(下卷) 一〇七六	○地方郵便局電信分局便宜合符ヲ得セシム	(上卷) 一〇五三
○有位者改名實屬換轉居及死亡ノトキ爵位局へ届出方	(追録) 九五	○郵便受取所隱匿貯金預所及郵便支局ヲ置キ事務取扱方ヲ示ス	(上卷) 一〇五三
○有位者改名實屬換及死去ノトキ届出方廢止	(追録) 九五	○郵便物受取人又ハ差出人居所不分明ノトキ取調方	(上卷) 一〇五三
○有位者族籍現任地等爵位局へ届出書式	(追録) 九五	○郵便物表紙記載方ノ注意	(上卷) 一〇五三
●有心故造		○郵便物ヲ積載セル船舶離破等ニ罹リ航送シ能ハサル場合ニ於テ戶長浦役人處分方	(上卷) 一〇五四
○有心故造私罪ニ入ル職務上ノ犯罪者處分方	(附録) 九二	○小包郵便ヲ以テ外國へ輸出スル物品關稅免除ノ件	(上卷) 一〇五四
●郵便		○郵便小爲替規定ヲ改定ス	(上卷) 一〇五四
○定時刊行印刷物ノ第三種郵便取扱ノ認可出願方	(上卷) 四九九	○第三種郵便物送達認可願書ノ件	(上卷) 一〇五五
○郵便條例	(上卷) 一〇三三	○郵便切手賣下人心得ヲ定ム	(上卷) 一〇五五
○郵便及電信條例中局長名唱換	(上卷) 一〇五〇	○郵便爲替細則ヲ定ム	(上卷) 一〇六〇
○郵便條例中隱匿總官ヲ選信大臣隱匿局長ヲ選信管理局長ト心得シム	(上卷) 一〇五〇	○郵便貯金條例	(上卷) 一〇六〇
○郵便條例中換得心得方	(上卷) 一〇五〇	○郵便貯金條例施行細則	(上卷) 一〇六八
○郵便線路里程表	(上卷) 一〇五一	○郵便貯金利子割合ノ件	(上卷) 一〇七二
○郵便電信局郵便局電信局郵便又ハ電報受付時限	(上卷) 一〇五三	○郵便爲替金及郵便貯金ヲ取扱フ出納官吏ニ關スル件	(上卷) 一〇七九

索引のめ 醫師、醫藥 醫學、醫術 有位 有心故造 郵便

○郵便貯金預所取扱人採用規程	(上卷) 一〇八〇
○電信料及手数料ハ郵便切手ヲ以テ納メシム	(上卷) 一〇九三
○郵便犯則者ニ對スル未納稅不足稅等徵收方	(下卷) 一〇七九
○郵便電信郵便爲替及郵便貯金事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スル權利委任	(追録) 六六
○在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與細則	(追録) 六六
○在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與細則	(追録) 六六
○第四種郵便物トシテ差出スヘキ營業品見本及雛形ハ其帶紙包紙等ハ該種目及業名附記ノ件	(追録) 六八
○訴訟書類郵便送達手数料納附方	(追録) 一五三
○郵便及電信局官制	(附録) 四三六
○郵便爲替貯金管理所官制	(附録) 四三八
○東京郵便電信學校官制	(附録) 四三七
○郵便及電信局、郵便爲替貯金管理所、船舶司檢所、航路標識管理所職員俸給	(附録) 六三四
○郵便及電信局並郵便爲替貯金局書記補任用方	(附録) 八九五
○郵便及電信局並郵便爲替貯金局書記補試驗規則	(附録) 八九六
● 意匠	
○特許條例意匠條例商標條例ノ特許料登錄料手数料ハ登記印紙ヲ以テ納メシム	(下卷) 八〇三
○農商務省特許局ニテ登録セル特許意匠及商標登録方	(下卷) 八三六
○意匠條例	(下卷) 八二七
○意匠條例施行細則	(下卷) 八三三
● 遺失	
○遺失物取扱規則	(上卷) 五三〇
○遺失物中没官ノ物品取扱方	(上卷) 五三三
○遺失物取扱規則中埋藏物ヲ掘得ル者處分方	(上卷) 五三三
○官没ノ遺失物ヲ公賣シタル金額納付方等	(上卷) 五三三
○遺失物公賣金額届出方	(上卷) 五三三
● 慰勞	
○巡查看守給助例施行前二年以上在職者退職ノ時慰勞金支給方	(上卷) 四三三 (附録) 七六九

○人口減少等ニテ免職ノ者一時慰勞金支給方	(上卷) 四三三 (附録) 七六〇
● 違警罪	
○違警罪即決例	(下卷) 一〇三二
○各地方便宜ニ從ヒ違警罪目ヲ定メ發行シタル片主務省ニ届出方	(下卷) 一〇五六
○陸軍常備下士卒服役中違警罪ヲ犯シ處分セシム本人所管へ通報方	(下卷) 一〇八一
● 違犯	
○帶刀禁止及違犯者處分方	(上卷) 四四〇
○軍港要港規則違犯者處分ノ件	(下卷) 四三三
○生死出入届漏及從前ノ寄留者届出期限並違犯者處分方ヲ定ム	(下卷) 五三三
○獸醫及獸類傳染病豫防規則ニ違犯ノ者處分ノ節農商務省へ通報方	(下卷) 一〇八一
● 印紙	
○醫藥適用ノ藥品印紙貼用	(上卷) 六二九
○衛生試驗所藥品検査印紙	(上卷) 六二九
○煙草印紙交換手續ヲ定ム	(下卷) 三三六
○賣藥印紙稅則	(下卷) 三三七
○賣藥印紙交換規則ヲ定ム	(下卷) 三三一
○證書帳簿印紙貼用ノ様式	(下卷) 三五〇
○印紙類賣下賣規則	(下卷) 三五四
○印紙類賣下賣規則施行細則	(下卷) 三五七
○印紙類賣捌人印紙類買入帳調製及記入方	(下卷) 三五八
○訴訟身代限又ハ財産公賣ノ際諸印紙類買上方	(下卷) 三五八
○印紙類賣捌人ニ人民所持ノ印紙賣渡方	(下卷) 三五九
○印紙類賣下代金不納ノ者代金納付ノ分手數料ヲ給セス納付金減額	(下卷) 三五九
○登記印紙規則ヲ制定ス	(下卷) 六三六
○登記印紙ノ種類定價ヲ定ム	(下卷) 六三九
○民事訴訟用印紙法	(下卷) 一〇三三
○商車非訟事件印紙法	(下卷) 一〇三六
● 印章	
○華族ノ盟貸借證文及其他ノ契約書ニ本人ノ名印ヲ用ヒシム	(下卷) 五九九
○私用ノ証書類へ官名ヲ記載シ或ハ官名ヲ刻セシ印章ヲ用フルヲ禁ス	(下卷) 六〇〇

索引の お 意匠 遺失 慰勞 違警罪 違犯 印紙 印章

○私立銀行及銀行類似會社ニ於テ證書ニ押用スル役員印章認可ノ件 (下卷) 六〇〇
 ○婦女ニテ一家相續ノ者自印ヲ用ヒシム (下卷) 六〇〇
 ○西洋形權衡製作検査印章 (下卷) 七三六

●隱居
 ○華族ノ遺隱居及養子出願方 (下卷) 五八〇
 ○士族ノ遺隱居及養子出願方 (下卷) 五八〇

●位置
 ○市町村名及市役所町村役場ノ位置變更方 (上卷) 二一九
 ○高等中學校ノ位置ヲ定ム (上卷) 九六三
 ○第五區高等中學校ノ位置ヲ熊本ト爲ス (上卷) 九六三
 ○高等中學校令中醫學ヲ教授スル處ヲ醫學部トシ醫學部設置ノ位置ヲ定ム (上卷) 九六三
 ○電柱位置變更ヲ請求スル者願書發出方 (上卷) 一三三
 ○府縣直稅分署間稅分署ノ位置 (下卷) 一〇四
 ○裁判所位置及管轄區域 (下卷) 九七五
 ○直稅分署間稅分署位置中改定追加 (追録) 八五
 ○船舶司檢所名稱位置及開始 (附録) 四三三
 ○北海道集治監位置 (附録) 五九九

●印刷局
 ○印刷局官制 (附録) 一四一
 ○造幣局、印刷局、稅關職員俸給 (附録) 六二〇

●ろ之部
 ○新滿洲ニ於テ祿券賣買差許シ現場賣買シタル家祿ノ向公債證書ヲ以テ賜リ方 (下卷) 六三

●錄事
 ○理事錄事俸給 (附録) 六一一
 ○主理錄事俸給 (附録) 六一〇

●六週
 ○六週間陸軍現役兵ノ徵集及服役方 (上卷) 七〇七
 ○六週間陸軍現役ニ服スル者取扱方 (上卷) 七〇八

●六分利付
 ○六分利付各種公債交換ヲ得セシム (下卷) 五五
 ○記名公債證書ヲ無記名公債證書又ハ六分利付記名公債證書ヲ整理公債證書ニ變換觀賣引換後見人ヨリ出願ノ取扱方 (下卷) 五五
 ○六分以上利付公債證書ノ元金償還ノトキ本人請求ニ由リ整理公債證書交付ノトキ (下卷) 五五

其期限及手續廣告方 (下卷) 五七

○は之部

●廢戶主 廢合寺院
 ○廢戶主遺財產管理ノ件 (下卷) 五七六
 ○廢合寺院跡地建物處分規則 (上卷) 一一五七

●賣買 賣却
 ○地所承代賣買ヲ許ス (上卷) 二九四
 ○一筆ノ土地ニシテ之ヲ分合シ賣買廢與スル登記方 (上卷) 二九四

○年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ其實賣買同様ノ所業ヲ禁ス (上卷) 四五一

○火藥類賣買ヲ免許シ火藥庫設置ヲ許可セシ片届出方 (上卷) 五二三

○火藥類賣買營業許可及其他ノ届方 (上卷) 五二三
 ○武官所有ノ軍用銃發賣取扱規則 (上卷) 五〇六
 ○銃砲類外國人ト賣買差許方 (上卷) 五〇七
 ○繪具染料賣買取締方 (上卷) 六一七
 ○藥用阿片賣買製造規則 (上卷) 六三三
 ○阿片賣買製造規則施行ニ付取扱方 (上卷) 六三六

○社寺上地地中内賣買買地トナセシ者處分方 (上卷) 一一七〇

○諸品賣買其他取引ノ定約書記載方 (下卷) 六〇二
 ○米商會所及株式取引所ノ賣買上ニ關スル處分方 (下卷) 八七七

○米穀限月現場賣買ハ米商會所内ニ限ル (下卷) 八八〇
 ○製茶砂糖反物等竊ニ限月若クハ現場賣買類似ノ所業ヲ爲ス者處分方 (下卷) 八八〇

○失踪死亡跡遺留財產賣却交換買入書入等ノトキ始審裁判所ノ認許ヲ受シム (下卷) 五八七
 ○失踪死亡跡遺留財產賣却交換買入書入ニ關スル認許請求書發出方 (下卷) 五八七

●賣藥
 ○賣藥規則 (上卷) 五九〇
 ○賣藥取扱手續 (上卷) 五九四
 ○賣藥取扱手續 (上卷) 六〇一

○賣藥請賣鑑札發行商鑑札製作費支辨方 (上卷) 六〇四
 ○賣藥印紙稅則 (下卷) 三三七
 ○賣藥印紙交換規則ヲ定ム (下卷) 三三一
 ○船車賣藥牛馬賣買等ノ税金納期ヲ定ム (下卷) 三三九

索引ろは 隱居 位置 印刷局 廢合寺院 廢戶主 廢合寺院 賣買 賣却 賣藥 六週 六分利付 七

● 徵毒

○ 徵毒検査方法施設方

(上卷) 五五三

● 判事

○ 判事、検事、裁判所書記及執達吏制服
○ 判事懲戒法

(下卷) 一〇三四

(下卷) 一〇三七

(附録) 九三六

(下卷) 一〇三七

(附録) 六三〇

(附録) 八六四

● 判任官

○ 試補及判任官見習ニテ一年志願兵トナル者服役方

(上卷) 七三六

○ 監獄醫及教諭師判任官待遇者ノ旅費額

(附録) 一五四

(附録) 七九三

(附録) 五七六

○ 判任官ニシテ特ニ官等俸給アル者従前ノ規定ニ依ル

(附録) 五二二

○ 文官判任官以上退官賜金

(附録) 六六二

○ 北海道郡區長試験ヲ要セス判任官ヨリ任用方

(附録) 八四七

見習ニ任用方

(附録) 八四九

○ 認可學則ニ依リ卒業證書ヲ有スルモノハ普通試験ヲ要セス判任官見習ヲ命スル件

(附録) 八五〇

○ 判任官高等試験ヲ受ケ本官ニ任スルノ件

(附録) 八五二

○ 在職判任官ニテ直ニ本官ニ任スル年限

(附録) 八五二

○ 外務省派遣清國留學生判任官ニ任用方

(附録) 八五二

○ 海軍准士官並服役満期ノ下士判任官ニ任用方

(附録) 八五六

● 版權

○ 版權條例

(上卷) 四八一

○ 出版版權脚本樂譜寫真條例ニ關スル願届手續等ヲ定ム

(上卷) 四九〇

○ 舊條例ニ依リ版權ヲ得タル者免許狀毀損紛失ノトキ及免許ヲ得テ未タ出版セサル圖書出版ノモノ届出並免許料手收料納付方

(上卷) 四九五

○ 版權登錄料並登錄再度下付手收料上納方改正追加

(上卷) 四九六

○ 版權登錄料版權免許料並登錄再度下付手收料版權免許證明書下付手收料納付現

金持参時間

○ 我カ有版權ノ圖書ニシテ外國人ノ翻刻ニ係ル者ハ販賣ヲ禁ス

(上卷) 四九六

● 法學

○ 大學法學部ニ於テ法律學卒業ノ者代官人免許方

(下卷) 一〇五三

○ 司法省變則法學生徒卒業者代官人出願方

(下卷) 一〇五五

○ 法學博士ノ學位ヲ得タル者代官營業出願取扱方

(下卷) 一〇五六

● 法制局

○ 法制局官制

(附録) 一〇

● 法例 法律

○ 北海道ニ施行セサル法律規則ハ従前之通

(上卷) 一

○ 法律規則中戰時ト稱スル場合

(上卷) 六四一

○ 法律規則中罰則ニ係ルモノ處罰例

(下卷) 一〇六九

○ 命令ノ條項ニ違犯スル罰則

(上卷) 三

○ 省令廳令府縣令及警察令ニ關スル罰則

(上卷) 四

○ 府縣會議員選舉罰則適用方

(上卷) 二六〇

○ 市町村會議員選舉罰則

(上卷) 三六五

○ 爆發物取締罰則

(上卷) 五五

○ 海底電信線保護萬國聯合條約罰則

(上卷) 一一六

○ 罰則則ヲ犯シ罰金科料ニ處セラル、者處分法

(下卷) 一〇七〇

○ 諸罰則ヲ見届ケ取出ル者科料罰金ノ半高給與方

(下卷) 一〇七〇

○ 鐵道犯罪罰則

(上卷) 三六二

○ 鐵道警則及鐵道犯罪罰則私設鐵道ニ適用

(上卷) 三六三

○ 海上衝突豫防規則ニ記載シタル燈燈及舷燈製造罰則

(下卷) 四三三

○ 法律規則中罰則ニ係ルモノ處罰例

(下卷) 一〇六九

● 罰金

○ 學校教員集會條例ニ依リ罰金處分ヲ受ケ又ハ政黨ニ關係スル者黨中及禁止方

(上卷) 一〇〇〇

○ 學校教員集會條例ニ依リ罰金處分ヲ受ケ又ハ政黨ニ關係スル者黨中禁止方ノ省令中普通學校及教員ノ字ニ就キ説明

(上卷) 一〇〇一

○ 罰金ヲ禁錮ニ換フルノ手續

(下卷) 一〇六六

○ 陸海軍法術ニ於テ罰金科料ニ處スル時換

索引

徵毒

判事

判任官

版權

法學

法制局

法例、法律

罰則、罰例

罰金

九

刑方	○諸罰則ヲ犯シ罰金科料ニ處セラル、者處分法	(下卷) 一〇五七
	○諸罰則ヲ見届ケ訴出ル者科料罰金ノ半高給與方	(下卷) 一〇七〇
	○罰金ヲ輕懲罰十日以下ニ換ヘタル時警察署附屬ノ留置場ニ於テ執行方	(下卷) 一〇七〇
●犯罪 犯則	○鐵道犯罪罰例	(上卷) 三六二
	○憲兵卒ノ職務ニ關スル犯罪處罰例	(下卷) 一〇五七
	○犯罪ノ用ニ供シ及犯罪ニ因テ得タル物件所有主ニ還付方	(下卷) 一〇六七
	○犯罪ノ用ニ供シ又ハ犯罪ニ因リ得タル物件其所有主ヘ假ニ下渡方	(下卷) 一〇六七
	○商船内犯罪取扱規則ヲ制定ス	(下卷) 一〇七四
	○釧路集治監ノ囚人犯罪ノ者處分方	(下卷) 一〇七五
	○帶助者ノ犯罪ニ付勅章ヲ褫奪シタル片犯人本籍ヘ通知方	(下卷) 一〇七六
	○勅章官職族位有帶助者犯罪取扱ニ付更ニ心得方ヲ達ス	(下卷) 一〇七七
	○醫師タル者醫業ニ關スル犯罪有之節内務省ヘ通知方	(下卷) 一〇七九
	○郵便犯則者ニ對スル未納稅不足稅等徵收方	(下卷) 一〇七九
	○醫師醫業ニ關シテ罪ヲ犯シ處斷セシ内務省ヘ通知方再達	(下卷) 一〇八〇
	○海軍軍人軍屬犯罪者送致方	(下卷) 一〇八〇
	○犯罪又ハ犯則ニ依リ沒收ノ物件地方廳ヘ引續處分方	(下卷) 一〇八一
	○犯罪又ハ犯則ニヨリ沒收シタル物件取扱手續	(下卷) 一〇八一
	○逃亡犯罪人引渡條例	(下卷) 一〇八五
	○間接國稅犯則者處分法	(下卷) 一九三
	○間接國稅犯則者處分法施行細則	(下卷) 一九六
	○酒造稅則對營業稅則賣酒印紙稅則烟草稅則ニ關シ租稅官吏ニ於テ犯則ノ證據取調處分方	(下卷) 二九六
	○酒造稅則等ニ關シ租稅官吏ニ於テ犯則ノ證據取調處分時限及立會方等	(下卷) 二九七
	○有心故造私罪ニ入ル職務上ノ犯罪者處分	(下卷) 二九七

方	●犯由牌	(附錄) 九二
	○死刑者犯由牌揭示式ヲ改正ス	(下卷) 一〇五六
	●拂下	(上卷) 三〇一
	○官有地拂下位貸下取扱方ヲ定ム	(上卷) 三〇一
	○官有ノ川敷溝敷寄洲川沿地等拂下貸下ヲ禁ス	(上卷) 三〇三
	○北海道土地拂下規則ヲ定ム	(上卷) 三〇三
	○北海道官有未開ノ土地拂下貸下方	(上卷) 三〇四
	○陸軍省ニ於テ火藥拂下ノ場所	(上卷) 五二三
	○海軍省ニ於テ火藥拂下ノ場所	(上卷) 五二四
	○買上地拂下地濱地等收稅除稅區分方ヲ定ム	(下卷) 二四二
	○海員雇入雇止證書用紙拂下方	(下卷) 五〇七
	○海員雇入證書用紙發行拂下	(下卷) 五〇七
	○借區坑業明細表確定ニ付府縣ヲシテ職刻ノ上相當代價ヲ以テ拂下ケシム	(下卷) 七五四
	●博覽會	(下卷) 六六五
	○内國勸業博覽會五ヶ年目ニ開設ス	(下卷) 六六五
	○博覽會開設届出方	(下卷) 六六五
	○博覽會共進會場内外ニ於テ出品煙草菓子賣藥ヲ販賣スルトキノ取扱方ヲ定メ十一月内務大藏兩卿總シ第四十七號ヲ廢止ス	(下卷) 六六七
	○臨時博覽會事務局官制	(附錄) 四〇七
	●齒拔	(上卷) 五八九
	○入齒齒拔口中療治接骨等營業ノ者開業及繼札渡方	(上卷) 五八九
	●鍼灸術(一之部)	(附錄) 三三〇
	○英國電信條約書ニ據リ發送スル電報料ハ郵便切手ヲ貼付シテ納メシム	(上卷) 一三六
	●爆發物	(上卷) 五二五
	○爆發物取締罰則	(上卷) 五二五
	●砲兵 砲術	(附錄) 一七六
	○陸軍砲兵會議條例	(附錄) 一七六
	○陸軍砲兵工科學舍條例	(附錄) 二〇七
	○陸軍砲兵射的學校條例	(附錄) 二二三
	○砲兵工廠條例	(附錄) 三三一
	○砲兵方面條例	(附錄) 三三一
	○砲術練習條例	(官制部追録) 一〇
	○砲術練習條例	(附錄) 三三〇

索引は

犯罪、犯則、犯由牌、拂下、博覽會、齒拔、鍼灸術、萬國電信、爆發物、砲兵、砲術

◎に之部

●日本

- 日本海岸ニ於テ英國船舶難破救助ノ費用支出方 (上卷) 五三六
- 日本帝國領事規則 (下卷) 三六七
- 日本形五百石以上ノ船舶製造ヲ禁ス (下卷) 四五六
- 日本通商規則 (下卷) 六九三
- 日本抗法 (下卷) 七三九
- 日本抗法第八章中抗物稅當分廢止 (下卷) 七六一
- 日本抗法第三款所屬試掘借區券返納方 (下卷) 七六八
- 日本抗法ニ依リ試掘、借區ノ取消及土地使用上ニ關スル裁定ヲ請求スル者出願手續 (下卷) 七六九
- 日本銀行條例 (下卷) 九〇七
- 日本銀行發行費造描改ノ兌換銀行券取扱方 (下卷) 九五七
- 日本藥局法改正 (追録) 五三
- 日本帝國領事規則中改正 (追録) 八七
- 日英兩國船舶難破救助費用償還方 (上卷) 五三七

●日當

- 日米兩國難破船舶費用償還方 (上卷) 五三六
- 警察官吏持區內巡回日當支給方 (上卷) 四三六
- 囚人証人及無罪解放ノ者警察官吏ノ處分ニ依リ支給スヘキ旅費滯留日當支拂方 (上卷) 四四三
- 入夫 (下卷) 五八一
- 戶主其家ヲ廢シ他ヘ入夫或ハ養子女トナリ又ハ復籍等出願ノ者取扱方 (下卷) 五八一
- 任用 任命 (上卷) 四一五
- 巡查奉職五年以上ノ者ヲ警部(警部補)ニ任用方 (附録) 八七三
- 內國稅徵收費所屬經費ニ係ル官吏任命方 (下卷) 一四〇
- 府縣立師範學校校長特別任用令 (附録) 八七三
- 府縣立師範學校校長任命及俸給令 (追録) 八四九
- 高等官任命及俸給令 (追録) 六四四
- 文官試補及見習ノ待遇並ニ任用方 (附録) 六四七
- 會計検査官任用資格 (附録) 五九九
- 會計検査官任用資格 (附録) 八四三

○高等試験及實務練習ヲ要セス司法官ニ任

(附録) 八四四

○教官技術官ノ資格ヲ有スル者行政官ニ任用ノ件

(附録) 八四四

○技術官及特別ノ學術技藝ヲ要スル者任用方

(附録) 八四五

○技術官タルノ資格ヲ有スル者本官ニ任用方

(附録) 八四五

○郡區長任用方

(附録) 八四六

○北海道郡區長試験ヲ要セス判任官ヨリ任用方

(附録) 八四七

○北海道集治監分監長及北海道廳典獄特別任用方

(附録) 八四七

○府縣參事官及典獄特別任用令

(附録) 八四八

○高等商業學校卒業證書ヲ有スル者判任官見習ニ任用方

(附録) 八四九

○東京農林學校及舊阿場農學校卒業生任用方

(附録) 八五〇

○札幌農學校卒業生任用方

(附録) 八五〇

○判任官高等試験ヲ受ケ本官ニ任スルノ件

(附録) 八五一

○外務省派遣清國留學生判任官ニ任用方

(附録) 八五二

○稅關監吏及監吏補任用方

(附録) 八五二

○在職判任官ニテ直ニ本官ニ任スル年限

(附録) 八五二

○鐵道廳長任用方

(附録) 八五三

○陸海軍士官並同階級以上試驗ヲ要セス文官ニ任用方

(附録) 八五三

○陸地測量官任用規則

(附録) 八五八

○海軍高等武官任用條例

(附録) 八五八

○警察官長ニ補スヘキ警視特別任用方

(附録) 八五九

○看守ヲ看守長ニ任用ノ件

(附録) 八七三

○管林主事補及森林監守任用方

(附録) 八七三

○東京郵便電信學校卒業生任用方

(附録) 八七七

○郵便及電信局並郵便爲替貯金局書記補任用方

(附録) 八八五

○東京電信學校ノ卒業證書ヲ有スル者選信技手ニ任用方

(附録) 八八七

○三等郵便局長任用方

(附録) 八八七

○海軍下士任用進級條例

(附録) 八九七

●認可(認可學校ハ學
校ノ部ニ掲ク)

○認可學則ニ依リ卒業證書ヲ有スルモノハ
普通試験ヲ要セス判任官見習ヲ命スル件

(附録) 八五〇

●二十四年度

○二十四年度内國稅徵收費配賦並取扱順序
中削除改正

(追録) 八六

○二十四年度歳出中央備荒儲蓄金補助ノ
支出ハ毎月仕拂内譯ノ證明ヲ要セス

(追録) 八六

●新原

○新原探炭所官制

(附録) 三五二

○新原炭坑探炭規程

(附録) 三五二

○ほ之部

●本邦

○本邦下露西亞國西伯利亞間發着電報料ノ
件

(追録) 六九

●奉務

○神官奉務規則

(上卷) 一二九

○官國幣社神職奉務規則

(追録) 七三

○府縣鄉村社神官奉務規則改正

(追録) 七四

●褒章

○褒章條例

(上卷) 三九

○褒章ト金銀木杯若クハ金圓賜與

(上卷) 四〇

○賞授褒章臨時制定

(上卷) 四〇

○褒章條例取扱手續

(上卷) 四一

●俸給

○警部消防司令看守長等官等俸給改正

(上卷) 四一八

○警部巡查ノ等級ヲ廢シ俸給ヲ定ム

(附録) 四四二

○巡查看守俸給支給規則

(上卷) 四一九

○警部長ニ屬スル俸給雜給支辨方

(上卷) 四四四

○警部給與ノ内俸給雜給ノ科目流用方

(上卷) 四四四

○府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退
隱料及遺族扶助料法

(上卷) 四四四

○集治監假留監看守人員及俸給ヲ定ム

(附録) 七五五

○廳府縣看守俸給ノ件

(下卷) 一三三

○府縣立師範學校校長任命及俸給令

(附録) 六〇六

○巡查俸給

(下卷) 一三三

○府縣立師範學校校長任命及俸給令

(附録) 六〇六

○巡查俸給

(附録) 六〇六

○華族女學校職員及官等俸給

(附録) 五九

○高等官任命及俸給令

(附録) 五七六

○判任官俸給令

(附録) 五八一

○技術官俸給令

(附録) 五八一

○判任官ニシテ特ニ官等俸給アル者從前ノ
規定ニ依ル

(附録) 五八二

○文官技術官等ノ試補及見習俸給支給方

(附録) 五八二

○宮内省勅任官奏任官屬官官等俸給

(附録) 五八七

○内大臣以下俸給

(附録) 五八七

○帝國博物館帝國京都及奈良博物館書記ノ
官等俸給

(附録) 五八七

○帝國各博物館技手官等俸給

(附録) 五八七

○侍從職幹事俸給

(附録) 五八七

○皇族職員官等俸給改正

(附録) 五八八

○外交官及領事官俸給旅費給額

(附録) 六〇五

○土木監督署衛生試驗所中央氣象臺高等官
俸給

(附録) 六〇六

○集治監假留監高等官俸給

(附録) 六〇七

○鐵道廳高等官俸給

(附録) 六〇九

○造幣局印刷局稅關職員俸給

(附録) 六一〇

○理事錄事俸給

(附録) 六一一

○千住製絨所高等官俸給

(附録) 六一二

○陸軍海軍諸學校文官教授俸給

(附録) 六一二

○陸軍編修俸給

(附録) 六一三

○陸地測量官俸給

(附録) 六一四

○豫備後備ノ軍籍ニアル文官陸軍召集條例
ニ依リ召集中俸給支給方

(附録) 六一五

○海軍軍人俸給令

(附録) 六一五

○主理錄事俸給

(附録) 六一〇

○海軍編修俸給

(附録) 六一〇

○判事檢事俸給令

(附録) 六一一

○裁判所書記長書記俸給

(附録) 六一二

○帝國大學文部省直轄諸學校及圖書館高等
官俸給令

(附録) 六一九

○富岡製絲所、大小林區署、鑛山監督署職員
俸給

(附録) 六三三

○郵便及電信局、郵便爲替貯金管理所、船舶
司檢所、航路標識管理所職員俸給

(附録) 六三四

○遞信省所管學校職員俸給

(附録) 六三六

○警視廳高等官俸給令

(附録) 六三七

○警視廳高等官俸給令ニ依リ警察署長俸給區別	(附録) 六三六	○山林坑業等ニ關スル諸件報告方	(上卷) 三二七
○巡查本部警察署警察分署詰警部及消防士消防機關士監獄書記看守長俸給令	(附録) 六三九	○藥品營業並藥品取扱規則ニ據リ届出タル藥劑師廢業文ハ死亡者報告方	(上卷) 六三三
○北海道廳高等官俸給	(附録) 六四三	○高等中學校經費各府縣分擔額報告方	(上卷) 六六二
○札幌農學校高等官俸給	(附録) 六四四	○徵稅額表及徵入報告書訂正追加手續	(下卷) 一四五
○地方高等官俸給令	(附録) 六四五	○國稅意納處分報告書式	(下卷) 一九一
○收稅屬俸給	(附録) 六四六	○地方稅豫算議案精算報告書式	(下卷) 二〇九
○非職俸給改正ニ付支給額訂正支拂命令方	(附録) 六三九	○地方稅支出豫算議案及精算報告書式心得方並收入豫算議案及精算報告書式中改正	(下卷) 二二六
○非職官吏俸給支給期日指定	(附録) 九三九	○船籍證書ヲ要セサル船舶報告ノ件	(下卷) 四四五
○非職官吏俸給下渡轉居及商業許可	(附録) 九三九	○船舶證書ヲ要セサル船舶報告延期ノ件	(下卷) 四四五
○非職官吏ノ俸給ハ所屬廳ヨリ下附ス	(附録) 九三九	○農商務通信規則ニ據リ通信員ヨリ直接ニ主務局ヘ報告ヲ要スヘキ事項ヲ定ム	(下卷) 六七四
○非職官吏俸給支給方	(附録) 九三九	○監獄ニ係ル建物ハ處分後取纏メ報告ス	(下卷) 二二六
○公吏ニシテ給料ヲ受クル非職官吏ハ俸給ヲ支給セス	(附録) 九三九	○監獄則ニ依リ處分ノ貨物精算報告方	(下卷) 二二六
報告		○廳府縣令ニシテ司法事務ニ關係スルモノハ發布ノ都度司法省並ニ裁判所ニ報告方	(追録) 一
○銀行會社等ノ報告類官報ニ掲載ヲ許ス	(上卷) 三三	○府縣事務稟請ヲ要セス處分後報告條件	(追録) 一七
○官有山林原野稟請ヲ要セス處分後報告ス	(上卷) 三〇八	○國郡區境場ノ變更及町村字名ノ分合改稱等報告方	(追録) 一八
○官有山林原野事項報告書式	(上卷) 三一一		

○稟請ヲ要セス處分後報告條件中追加修正	(追録) 三七	○北海道ニ施行セサル法律規則ハ從前之通	(上卷) 六
○北海道水産稅品產出高及其價額報告方	(追録) 八七	○北海道土地拂下規則ヲ定ム	(上卷) 三〇二
貿易		○北海道官有未開ノ土地拂下貸下方	(上卷) 三〇四
○貿易銀貨一般ニ通用セシム	(下卷) 一四	○北海道廳警察官吏及神官旅費	(上卷) 四三六
○貿易圓銀洋銀ト位價	(下卷) 一四	○北海道廳徵兵令未行地ニ轉籍スル陸軍豫備後備下士兵卒	(附録) 七九三
○朝鮮國貿易ニ關スル船舶出入及貨物積卸ノ件	(下卷) 四二	○北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收方	(上卷) 八三六
傍聽		○北海道及ヒ町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收手續	(下卷) 二三五
○新聞紙條例ニ傍聽ヲ禁シタル訴訟ノ辯論記載方	(上卷) 四七一	○北海道地租納期ヲ改正ス	(下卷) 二三七
○各裁判所傍聽規則ヲ定ム	(下卷) 一〇三四	○北海道地租當分地價百分ノ一二定ム	(下卷) 二四一
○民事訴訟人民一般傍聽ヲ許ス	(下卷) 一〇三三	○北海道開墾地地租免除ノ件	(下卷) 二四二
保險 保釋 保安		○北海道地方稅ノ徵收ニ係ル納入告知方	(下卷) 二五二
○金銀地金類輸入ノ代リ貨幣拂渡ヲ望ム運賃保險料	(下卷) 二二	○北海道水産稅則	(下卷) 二六七
○保釋會付中ノ被告人取締方心得	(下卷) 二二	○北海道水産稅則施行細則	(下卷) 二七〇
○保安條例	(上卷) 四五四	○北海道水産營業者納稅方	(下卷) 二七三
捕縛		○北海道水産稅算出價額ニ係ル件	(下卷) 二七三
○陸軍省所管ノ軍人軍屬逃走之者捕縛送還方	(下卷) 一〇八五		

索引は 俸給 報告 貿易 傍聽 保險 保釋 保安 捕縛 北海道 十七

○北海道ノ内從來酒造稅則ヲ施行セサル地方ニ之ヲ施行スルノ件	(下卷) 二九五
○北海道廳府縣及區町村立航路標識看守條規	(下卷) 四二
○北海道ニ於テ鷹虎並鷹鷂ノ獵獲ヲ禁ス	(下卷) 七〇三
○北海道ニ於テ鷹虎並鷹鷂獵獲出願方	(下卷) 七〇五
○北海道鑛山借區稅徵收方	(下卷) 七六三
○北海道水產稅則施行細則中削除改正	(追録) 八六
○北海道水產稅品產出高及其價額報告方	(追録) 八七
○北海道廳ニ於テ殖産獎勵ニ要スル種畜貸渡ハ隨意契約ニ依ルヲ得	(追録) 九六
○北海道廳官制	(附録) 五三四
○北海道集治監官制	(附録) 五四七
○北海道集治監位置	(附録) 五五九
○北海道廳高等官俸給	(附録) 六四三
○北海道郡區長試驗ヲ要セス判任官ヨリ任用方	(附録) 八四七
○北海道集治監分監長及北海道廳典獄特別任用方	(附録) 八四七
○北海道廳管下三等郵便局長採用方	(附録) 八八八
●捕漁採藻	
○捕魚採藻ノ爲メ海面使用方法	(下卷) 六九一
○捕魚採藻ノ爲メ海面所用顯出許可ノ者内務省へ届出シム	(下卷) 六九二
○捕魚採藻ノ爲メ海面所用ノ者適宜府縣稅ヲ賦セシム	(下卷) 六九一
○捕魚採藻ノ爲メ所用ノ者湖川ト雖モ海面ニ準シ處分シ其他官有ノ池沼借用料收入所用差許方	(下卷) 六九一
●幌内	
○幌内鐵道火藥類運送條規ヲ定ム	(上卷) 三九七
●逋稅	
○酒稅其他諸印紙稅營業稅等逋稅取締ノ爲メ租稅官吏ニ於テ警部以下へ監査打合せ方	(下卷) 二九七
●補充	
○鐵道費補充公債條例	(下卷) 九一
●本籍	
○本籍外ノ者ヨリ發出タル屆書取扱方	(下卷) 五五五

●本初子午線	(上卷) 一一三
○本初子午線經度計算方及標進時ヲ定ム	(上卷) 一一三
●翻刻	
○文部省出版圖書翻刻ノモノハ檢査ヲ遂ケ製刻ノモノ發賣禁止方	(上卷) 四九八
○我が有威權ノ圖書ニシテ外國人ノ翻刻ニ係ル者ハ販賣ヲ禁ス	(上卷) 四九八
●歩兵	
○歩兵聯隊ノ兵員ヲ徵集スヘキ聯合大隊區ヲ定ム	(上卷) 七〇四
●墓地	
○墓地及埋葬取締規則	(上卷) 五七一
○墓地及埋葬取締規則ニ違背スル者處分方	(上卷) 五七三
○墓地及埋葬規則細則標準	(上卷) 五七三
○墳ニ墓地ヲ設クルヲ禁ス	(上卷) 五七四
●戊辰	
○戊辰ノ際諸軍出帳先或ハ御用先ニ於テ關連金文ハ獸金獸米等取調期限後請求ノ出願採用不相成	(下卷) 三三
○へ之部	
●兵部省	
○兵部省沿革要領	(附録) 五五六
●兵籍	
○海軍豫備後備兵兵籍編入方	(上卷) 八九四
○恩給資格アル下士卒死歿等ノ時兵籍寫送致方	(附録) 七四五
●平民苗字	
○平民苗字取設方	(下卷) 五七二
●編籍	
○僧尼編籍處分方	(下卷) 五五九
●漂流物	
○内國船難破及漂流物取扱規則	(上卷) 五八六
●變死	
○變死ニ係ル屍ヲ發見官吏ニ於テ解剖檢査方	(上卷) 四〇九
●變造	
○變造紙幣處分方	(下卷) 三〇

索引

捕漁採藻 幌内 逋稅 補充 本籍 本初子午線 編籍 漂流物 變死 變造
 戊辰 兵部省 兵籍 平民苗字 編籍 漂流物 變死 變造

●變換地

- 變換地審帳更正 (下卷) 二五二
- 變換地取扱方 (下卷) 二五二
- 變換地取扱方更正 (追録) 八六

●辯護

- 訴訟法中辯護士事務ノ件 (下卷) 一〇三

●辨償

- 金穀貸借請人証人辨償規則 (下卷) 六一

●米商會所

- 米商會所條例 (下卷) 八六七
- 米商會所及株式取引所ノ賣買上ニ關スル處分方 (下卷) 八七七
- 米商會所株式取引所ノ方法ニ倣ヒ又ハ類似ノ方法ヲ用ヒ取引ヲ爲ス者處分方 (下卷) 八七八
- 米商會所株式取引所ノ仲買人竊ニ米穀金銀貨幣公債證券株式ノ賣買ヲ爲ス者處分方 (下卷) 八七六
- 米商會所株式取引所收稅規則 (下卷) 八七九
- 米商會所株式取引所仲買人認可料 (下卷) 八八〇
- 米商會所株式取引所仲買人定員 (下卷) 八八一

○米商會所仲買人認許規程

(下卷) 八八一

●米穀

- 米穀金銀貨幣等竊ニ取引ヲ爲ス者處分方 (下卷) 八七七
- 米穀限月並現場賣買ハ米商會所内ニ限ル (下卷) 八八〇

◎之部

●特許

- 特許條例 (下卷) 七九五
- 特許條例意匠條例商標條例ノ特許料登錄料手收料ハ登記印紙ヲ以テ納メシム (下卷) 八〇三
- 特許條例施行細則 (下卷) 八〇三
- 特許料登錄料及手收料ハ登記印紙ヲ用ユ (下卷) 八二五
- 特許發明ノ明細書特許公報商標公報ノ排下代價並ニ書類原本圖面調製ノ手收料及請求手續ヲ定ム (下卷) 八二六
- 農商務省特許局ニテ登錄セル特許意匠及商標登錄方 (下卷) 八二六
- 特別輸出港規則 (下卷) 四〇九
- 特別輸出港規則施行細則 (下卷) 四一〇

●特別輸出

- 特別輸出港規則施行ノ件 (下卷) 四一〇
- 特別輸出港規則施行ノ件 (下卷) 四二一
- 特別輸出港規則追加 (下卷) 四二二
- 釧路國釧路へ特別輸出港規則施行 (下卷) 四二二
- 特別輸出港規則細則中改正 (附録) 九三

●特別認可

- 特別認可學校規則 (上卷) 九九一
- 東京府下私立獨乙學協會學校専修科ノ學則ヲ特別認可ス (上卷) 九九五
- 東京府下私立專修學校ノ學則ヲ特別認可ス (上卷) 九九六
- 東京府下私立英吉利法律學校ノ學則ヲ特別認可ス (上卷) 九九五
- 東京府下私立東京專門學校法律學科ノ學則ヲ特別認可ス (上卷) 九九五
- 東京府下私立明治法律學校ノ學則ヲ特別認可ス (上卷) 九九六

●東宮

- 東宮職官制 (附録) 五一
- 東宮武官官制 (附録) 五二

●土石

- 民有森林伐採鑛物土石掘採ヲ停止ス (上卷) 三三七
- 民有森林伐採鑛物土石掘採處分方 (上卷) 三三七

●土地

- 東京市區改正土地建物處分規則 (上卷) 二七四
- 土地收用法 (上卷) 二八三
- 土地收用協議會規則 (上卷) 二九二
- 收用スヘキ土地ノ細目公告方 (上卷) 二九三
- 土地分合畫取扱手續 (上卷) 二九四
- 一筆ノ土地ニシテ之ヲ分合シ賣買譲與スル登記方 (上卷) 二九四
- 土地賣帳規則 (上卷) 三三五
- 地券ヲ廢シ土地賣帳記名者ヨリ地租ヲ徵收ス (上卷) 三五五
- 土地賣帳規則施行細目 (上卷) 三五六
- 手收料收入ハ收稅部出張所ニテ取扱ノ件 (上卷) 三三七
- 同上ノ納金ヲ金庫ヘ納入ノ件 (上卷) 三三七
- 土地賣帳ハ地券賣帳ヲ充テシム (上卷) 三三七
- 土地賣帳様式ヲ定ム (上卷) 三三七
- 土地賣帳規則第三條ニ依リ賣帳所管廳ニ (上卷) 三三八

索引

變換地 辯護 辨償 米商會所 米穀 特許 特別輸出 特別認可
 東宮 土石 土地 二十一

通知書記入方ヲ定ム	(下卷) 三三二
○通知書雛形並送達方	(上卷) 三三三
○通知ハ登記ヲ爲シタル十日以内ニ爲スヘキ件	(上卷) 三四六
○同上ニ付地目ノ區別ニ從ヒ時限ヲ定ム	(上卷) 三四六
○社寺學校病院等(寄附ノ土地建物等ノ件)	(上卷) 二六九
○土地分合筆取扱手續第一條第二條中改正島廳及收稅部出張所地租事務取扱手續第二條削除	(追録) 二〇
○土地検査ノ爲メ出張スル收稅局ノ旅費支給方	(附録) 七四四
●土木	
○地方税經濟ニ於テ非常災害ノ爲メニ要スル土木費借入ノ件	(上卷) 六九
○堤塘使用料並木賃渡料地方税ニ合セ土木費ニ使用セシム	(上卷) 三七三
○土木監督官制	(附録) 一一五
○土木監督官位置	(附録) 一一六
○土木監督官、衛生試驗所、中央氣象臺高等官俸給	(附録) 六〇六
●圖書	
○圖書諸器物等寄附ニ係ル取計方	(上卷) 四四五
○式ニ依リ宣布セサル公文等ヲ記セル圖書ヲ出版スル者處分方	(上卷) 四八九
○文部省出版ノ圖書(註解圖書傍訓等ヲ加ヘ又ハ増減シテ出版スルヲ禁ス)	(上卷) 四八九
○我カ有版權ノ圖書ニシテ外國人ノ翻刻ニ係ル者ハ販賣ヲ禁ス	(上卷) 四八九
○師範學校小學校及中學校教科用圖書検査規則ヲ定メ教科用圖書検査條例ヲ廢ス	(上卷) 一〇二一
○教科用圖書検査條例ニ依リ檢定シタル圖書ノ効力	(上卷) 一〇二二
○尋常師範學校用圖書裁定方	(上卷) 一〇二三
○教科用圖書檢定願書様式	(上卷) 一〇二三
○公私立小學校教科用圖書採定方法	(上卷) 一〇二五
○小學校教科用圖書課用方	(上卷) 一〇二六
○東京圖書館官制	(附録) 三六八
●同業組合	
○同業組合進則	(下卷) 六六一
○同業組合進則適用方	(下卷) 六六三
○私設海路標識變更廢止停止届出方	(下卷) 四二二
○内國旅行及寄留ハ願ニ及ハス届出ノ件	(下卷) 五六九
○旅行ノ節ハ世襲財産ニ付代理人ヲ定メ届出方	(下卷) 五八九
○士族家督相續養子資格替届出方	(下卷) 五八二
○田圃耕作物ノ害蟲豫防規則ヲ設ケ届出方	(下卷) 六七四
○鳥獸獵免狀所有者獵期中族籍姓名ニ異動アルトキ届出及返納方	(下卷) 七〇三
○陸軍召集條例第百五條ノ事故ニ由リ召集ニ應ジ難キ者届出及召集令狀返付方	(上卷) 八三七
○帶助有位者罪ヲ犯シ公權剝奪又ハ停止ノ言渡アリタルトキ届出方	(下卷) 一〇七六
○有位者改姓名資格換轉居及死亡ノトキ爵位局へ届出方	(追録) 九五
○有位者改名資格換及死去ノトキ届出方廢止	(追録) 九五
○有位者族籍現在地等爵位局へ届出書式	(追録) 九五
●登録 登記	
○版權登録料並登録再度下付手数料上納方改正追加	(上卷) 四九六
○版權登録料並登録免許料並登録證再度下付	(上卷) 四九六

●毒藥	
○毒藥劑ノ品目	(上卷) 六二二
●届書 届出	
○死亡届書ニ職業記載方	(上卷) 五七五
○本籍外ノ者ヨリ差出タル届書取扱方	(下卷) 五五五
○諸職業廢業届書(月日ヲ詳記セシム)	(下卷) 七六二
○警察署警察廳舎建築修繕費豫算原按届出方	(上卷) 四四四
○出版條例施行以前届出ヲナシ爾後出版スルモノ届出方	(上卷) 四九六
○定時刊行物休廢刊改題届出方	(上卷) 四九九
○遺失物公費金額届出方	(上卷) 五三三
○火藥類賣買ヲ免許シ火藥庫設置ヲ許可セシトキ届出方	(上卷) 五三三
○毒劑即廢業又ハ死亡シタルトキ届出方	(上卷) 五三三
○開業歇業轉居届出方	(上卷) 六二二
○文字並教讀入紙製造者届出書式ヲ定ム	(上卷) 六三三
○府縣管理ニ管スル飲用水道及公基基地維持保存方法經費徵收方法等届出方	(下卷) 三三一
○煙草耕作人届出及取纏方	(下卷) 三三七
●圖書	
○圖書諸器物等寄附ニ係ル取計方	(上卷) 四四五
○式ニ依リ宣布セサル公文等ヲ記セル圖書ヲ出版スル者處分方	(上卷) 四八九
○文部省出版ノ圖書(註解圖書傍訓等ヲ加ヘ又ハ増減シテ出版スルヲ禁ス)	(上卷) 四八九
○我カ有版權ノ圖書ニシテ外國人ノ翻刻ニ係ル者ハ販賣ヲ禁ス	(上卷) 四八九
○師範學校小學校及中學校教科用圖書検査規則ヲ定メ教科用圖書検査條例ヲ廢ス	(上卷) 一〇二一
○教科用圖書検査條例ニ依リ檢定シタル圖書ノ効力	(上卷) 一〇二二
○尋常師範學校用圖書裁定方	(上卷) 一〇二三
○教科用圖書檢定願書様式	(上卷) 一〇二三
○公私立小學校教科用圖書採定方法	(上卷) 一〇二五
○小學校教科用圖書課用方	(上卷) 一〇二六
○東京圖書館官制	(附録) 三六八
●同業組合	
○同業組合進則	(下卷) 六六一
○同業組合進則適用方	(下卷) 六六三
○私設海路標識變更廢止停止届出方	(下卷) 四二二
○内國旅行及寄留ハ願ニ及ハス届出ノ件	(下卷) 五六九
○旅行ノ節ハ世襲財産ニ付代理人ヲ定メ届出方	(下卷) 五八九
○士族家督相續養子資格替届出方	(下卷) 五八二
○田圃耕作物ノ害蟲豫防規則ヲ設ケ届出方	(下卷) 六七四
○鳥獸獵免狀所有者獵期中族籍姓名ニ異動アルトキ届出及返納方	(下卷) 七〇三
○陸軍召集條例第百五條ノ事故ニ由リ召集ニ應ジ難キ者届出及召集令狀返付方	(上卷) 八三七
○帶助有位者罪ヲ犯シ公權剝奪又ハ停止ノ言渡アリタルトキ届出方	(下卷) 一〇七六
○有位者改姓名資格換轉居及死亡ノトキ爵位局へ届出方	(追録) 九五
○有位者改名資格換及死去ノトキ届出方廢止	(追録) 九五
○有位者族籍現在地等爵位局へ届出書式	(追録) 九五
●登録 登記	
○版權登録料並登録再度下付手数料上納方改正追加	(上卷) 四九六
○版權登録料並登録免許料並登録證再度下付	(上卷) 四九六

引と 土木 圖書 同業組合 毒藥 届書 届出 登録 登記

二二三

手数料版權免許證明書下付手数料納付現金持参時間	(上卷) 四九七
○農商務省特許局ニテ登録セル特許意匠及商標登録方	(下卷) 八五〇
○特許料登録料及手数料ハ登記印紙ヲ用ユ	(下卷) 八三六
○商標條例施行細則ヲ定メ商標登録願手續ヲ廢止ス	(下卷) 八五五
○登記法	(下卷) 六二七
○一筆ノ土地ニシテ之ヲ分合シ賣買譲與スル登記方	(上卷) 二九四
○通知ハ登記ヲ爲シタル十日以内ニ爲スヘキ件	(上卷) 三〇六
○町村ニテ買収ノ地所ハ管理者ヨリ登記ヲ爲ス	(上卷) 三七三
○商業及船舶ノ登記ニ關スル手数料並追加	(下卷) 四五五
○商法ノ規定ニ依リ商業及船舶ノ登記公告ニ關スル取扱規則	(下卷) 四五五
○内國郵船ニ乗組旅行ノ者其船長又ハ所持主ニ於テ姓名登記方	(下卷) 四六六
○登記法取扱規則	(下卷) 六二七
○登記印紙規則ヲ制定ス	(下卷) 六三六
○登記印紙ノ種類定價ヲ定ム	(下卷) 六三九
○登記法公證人規則ニ對スル抗告手續ヲ定ム	(下卷) 六六二
○治安裁判所出張所ヲ置キ登記事務裁判事務ヲ取扱ハシム	(下卷) 一〇一六
●燈標	
○燈標私設ヲ禁シ既設燈標年限ヲ定ム	(下卷) 四三三
○私築燈標費用ノ件	(下卷) 四三三
●等級	
○國道ノ等級ヲ廢シ其幅員ヲ定ム	(上卷) 三六五
○道路等級ヲ更定ス	(上卷) 三六五
○商業會議所條例中所得稅等級	(下卷) 七九四
○府縣社以下祠官祠堂ノ等級ヲ廢シ身分取扱方ヲ定ム	(上卷) 一〇一八
●屯田兵	
○屯田兵條例	(上卷) 八五九
○屯田兵召集規則	(上卷) 八六一
○屯田兵給與令	(上卷) 八六九
○屯田兵土地給與規則	(上卷) 八七七
○屯田兵移任給與規則	(上卷) 八七九

○屯田兵司令部條例	(附錄) 二七六
○屯田兵監督部條例	(附錄) 二七九
●獨乙學	
○東京府下私立獨乙學協會學校専修科ノ學則ヲ特別認可ス	(上卷) 九九五
●東京	
○市制中東京京都大阪ノ三市ニ特別ヲ設ク	(上卷) 二二五
○東京市區改正條例	(上卷) 二七一
○東京市區改正委員會ノ組織權限	(上卷) 二七二
○東京市區改正事業設計ノ内明治二十二年四月ヨリ施行スヘキ箇所	(上卷) 二七三
○東京市區改正設計ノ内道路河川橋梁鐵道公園魚鳥市場賣物市場野畜市場屠場火葬場墓地ノ部ヲ定ム	(上卷) 二七四
○東京市區改正土地建物處分規則	(上卷) 二七四
○東京府令第八十四號ニ依リ建物ノ認可ヲ受クヘキ書式	(上卷) 二七六
○本年五月東京府告示第三十八號ニ依リ認可ヲ得タル建物届出方	(上卷) 二七六
○東京府下私立獨乙學協會學校専修科ノ學	(上卷) 二七六
則ヲ特別認可ス	(上卷) 九九五
○東京府下私立英吉利法律學校ノ學則ヲ特別認可ス	(上卷) 九九五
○東京府下私立專修學校ノ學則ヲ特別認可ス	(上卷) 九九六
○東京府下私立東京專門學校法律學科ノ學則ヲ特別認可ス	(上卷) 九九五
○東京府下私立明治法律學校ノ學則ヲ特別認可ス	(上卷) 九九六
○東京學士會院規程	(上卷) 一〇一七
○東京橫濱間電話料	(上卷) 一〇三三
○東京府區内消酒輸入規則ヲ制定ス	(下卷) 二九二
○東京府外三所船舶検査所及大阪海員試驗所改稱並取扱事務	(下卷) 四八三
○東京圖書館官制	(附錄) 三八八
○東京農林學校及蕪駒場農學校卒業生任用方	(附錄) 八五〇
○東京郵便電信學校卒業生任用方	(附錄) 八八五
○東京電信學校ノ卒業證書ヲ有スル者遞信技手ニ任用方	(附錄) 八九七

- 東京郵便電信學校官制 (附録) 四三七
- 登簿
 - 登簿免狀ヲ受有セサル漁船検査方 (下巻) 四八三
- 銅貨
 - 舊銅貨ノ品位及新貨並金札ノ比較ヲ定ム (下巻) 二五
 - 廢造金銀銅貨紙幣等取扱規則 (下巻) 二九
- 取締
 - 民有ノ山野ニ入火シ又ハ官林下草刈取ノ者取締方 (上巻) 三二九
 - 菊御紋章ヲ誌キタル露品取締方 (上巻) 四四四
 - 銃砲取締規則 (上巻) 五〇一
 - 銃砲取締規則違背ノ者處分方 (上巻) 五〇四
 - 銃砲彈藥類取締管理替 (上巻) 五〇四
 - 火藥取締規則 (上巻) 五〇七
 - 爆發物取締規則 (上巻) 五二五
 - 石油取締規則 (上巻) 五二七
 - 古物前取締規則 (上巻) 五三三
 - 取締條例中官ニ没スル物品處分方等 (上巻) 五三七
 - 質屋取締條例 (上巻) 五三七
 - 墓地及埋葬取締規則 (上巻) 五七一
- 墓地及埋葬取締規則ニ違背スル者處分方 (上巻) 五七二
- 鍼灸術營業者取締方 (上巻) 五八九
- 繪具染料賣買取締方 (上巻) 六二七
- 盲僧取締方 (上巻) 二六一
- 府縣社以下神社什物取締方 (上巻) 二七三
- 社寺什物取締方 (上巻) 二七四
- 滙入紙製造取締規則ヲ頒布ス (下巻) 三五
- 糶糸組合並取締所設置期限 (下巻) 六八〇
- 米穀金銀貨幣等竊ニ取引ヲ爲ス者取締方 (下巻) 八八〇
- 電氣事業取締方法及許可ノ件 (追録) 七一
- 刑死者ノ墓標寫眞等ニ係ル取締方 (追録) 一五三
- 鳥取
 - 鳥取ヲ市制施行地ニ指定 (上巻) 二三三
- 投票
 - 官地官林不用物品公賣ノ節其官廳ニ屬スル官吏投票ヲ禁ス (附録) 九〇五
- 動産不動産
 - 慶應三年以前ニ動産不動産ヲ質物ニ取テルハ裁判ス (下巻) 六〇七
- 度量衡
 - 富岡製絲所官制 (附録) 四〇九
 - 富岡製絲所大小林區署鑛山監督署職員俸給 (附録) 六三三
- 徒流刑
 - 沖繩縣人民ノ徒流刑ニ處セラレタルモノ發配所 (下巻) 一三六
- 渡津 渡船
 - 道路橋梁渡津等ニ於テ警部巡查區内巡行ノ節賃錢請求ヲ禁ス (上巻) 三七四
 - 人民私設ノ橋梁渡津及道路等郵便電信局集配人ヨリ賃錢請求ヲ止ム (上巻) 三七五
 - 人民私設架設ノ橋梁渡津又ハ新道軍隊行進ノ節賃錢請求ヲ禁ス (上巻) 三七四
 - 人民私設架設ノ橋梁渡津及私設開鑿ノ道路等憲兵巡行ノ節賃錢請求ヲ禁ス (上巻) 三七四
 - 人民私設架設ノ橋梁渡津及私設開鑿ノ道路等郵便脚夫印鑑所持ノ者賃錢請求ヲ禁ス (上巻) 三七四
 - 川々渡船ノ儀一人タリトモ速ニ出船セシム (上巻) 三七三

- 度量衡改定規則 (下巻) 七〇七
- 度量衡検査規則 (下巻) 七三三
- 度量衡検査員收計算表式 (下巻) 七三六
- 度量衡法 (下巻) 七三二
- 度量衡器ノ制限、製作、修理及販賣ノ免許檢定ニ關スル規則 (追録) 九七
- 度量衡法施行規則 (追録) 一一二
- 度量衡檢定所等ニ關スル規程 (追録) 一二四
- 度量衡検査規則中附則追加 (追録) 一三六
- 度量衡種類表ニ掲載ナキ權衡ノ製作ヲ許サ、ル件 (追録) 一三六
- 度量衡器ノ製作、修理原器排下代徴收方 (追録) 一三六
- 取引所
 - 取引所條例 (下巻) 八九二
 - 取引所條例施行細則 (下巻) 八九七
- 富興行 富籤
 - 富興行ヲ禁ス (上巻) 四九六
 - 富籤賣買ノ牙保補助者及富籤購買者處分法 (上巻) 四九六
- 富岡
 - 富岡製絲所官制 (附録) 四〇九
 - 富岡製絲所大小林區署鑛山監督署職員俸給 (附録) 六三三
 - 徒流刑
 - 沖繩縣人民ノ徒流刑ニ處セラレタルモノ發配所 (下巻) 一三六
 - 渡津 渡船
 - 道路橋梁渡津等ニ於テ警部巡查區内巡行ノ節賃錢請求ヲ禁ス (上巻) 三七四
 - 人民私設ノ橋梁渡津及道路等郵便電信局集配人ヨリ賃錢請求ヲ止ム (上巻) 三七五
 - 人民私設架設ノ橋梁渡津又ハ新道軍隊行進ノ節賃錢請求ヲ禁ス (上巻) 三七四
 - 人民私設架設ノ橋梁渡津及私設開鑿ノ道路等憲兵巡行ノ節賃錢請求ヲ禁ス (上巻) 三七四
 - 人民私設架設ノ橋梁渡津及私設開鑿ノ道路等郵便脚夫印鑑所持ノ者賃錢請求ヲ禁ス (上巻) 三七四
 - 川々渡船ノ儀一人タリトモ速ニ出船セシム (上巻) 三七三

索引と 登簿 銅貨 取締 鳥取 投票 動産不動産 度量衡 取引所 富興行 富籤 富岡 徒流刑 渡津 渡船 二一七

○橋梁渡船賃額揭示及受取方	(上卷) 三七四
○人民私費ヲ以テ開設シタル橋梁渡津及道路等電信取扱所配達人ヨリ賃錢請求不相成事	(追録) 三六
●同居	(下卷) 五九
○外國人ヲ同居セシムルヲ禁ス	(下卷) 五九
◎ち之部	
●勅語	(上卷) 九〇五
○教育ニ關スル勅語ニ付訓示	(上卷) 九〇五
○勅語直轄學校ニ達ス	(上卷) 九〇五
●勅使	(上卷) 二五四
○神宮及官國幣社等祭典ニ付勅使參向ノ節著服	(上卷) 二五四
●勅奏官	
○勅奏任官轉族帶助有位者禁錮以上ノ刑ヲ犯シタル時處分方	(下卷) 一〇七六
○勅奏官轉族位有位帶助者犯罪取扱ニ付更ニ心得方ヲ達ス	(下卷) 一〇七六
●鎮守府	
○鎮守府條例	(附録) 三〇〇
○第五海軍鎮守府位置設定	(附録) 三〇九
●治安裁判所	
○失踪逃亡死亡者ノ遺留財産處分治安裁判所ノ認許ヲ乞フヲ得	(下卷) 五八八
○治安裁判所出張所ヲ置キ登記事務裁判事務ヲ取扱ハシム	(下卷) 一〇一六
○治安裁判所出張所裁判假規程	(下卷) 一〇一六
●中學校(中學校ハ學校ノ部ニ掲ク)	
○中學校令	(上卷) 九四三
○中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ムヘキ學校	(上卷) 九六一
○山口縣縣立山口農學校ヲ中學校ノ學科程度ト認ム	(追録) 五四
●廳府縣	
○廳府縣看守俸給及休職	(附録) 六四七
○廳府縣令ニシテ司法事務ニ關係スルモノハ發布ノ都度司法省並裁判所ニ報告方	(追録) 一
●中央	
○中央備荒儲蓄金運用ノ件	(下卷) 三三七

○中央備荒儲蓄金會計規則	(下卷) 三三〇
○土木監督署衛生試驗所中央氣象臺高等官俸給	(附録) 六〇六
○二十四年度撤出中央備荒儲蓄金補助ノ支出ハ毎月仕拂内譯ノ證明ヲ要セス	(追録) 八六
○中央衛生會官制	(附録) 一〇七
○中央氣象臺官制	(附録) 一三三
●地目 地種	
○一類地ニシテ段別地目ヲ異ニスル者分裂合併ノ場合ニ於テ段別定メ方	(下卷) 二五三
○官營ニ關スル倉庫家屋等地種編入方	(上卷) 二八二
●地租 地券	
○地券ヲ廢シ土地賣帳記名者ヨリ地租ヲ徵收ス	(上卷) 三三三
○公立農學校所有ニシテ實驗用ニ供スル地所ハ地租地方稅ヲ免ス	(下卷) 三三三
○地租條例	(下卷) 三三三
○地租條例施行細則	(下卷) 三三六
○地租條例及地租條例施行細則取扱方	(下卷) 三三〇
○地租徵收期限改正	(下卷) 三三〇
○北海道地租納期ヲ改正ス	(下卷) 二四一
○北海道地租當分地價百分ノ一二定ム	(下卷) 二四三
○北海道開墾地地租免除ノ件	(下卷) 二四三
○地租金ノ内田方代米納廢止ノ件	(下卷) 二四三
○地租ニ關スル諸帳簿様式	(下卷) 二五二
○島廳郡役所ニ關スル地租事務取扱手續	(下卷) 二五三
○所有地所在ノ戸長役場所轄内ニ居住セサル片地租地方稅等ヲ納ムル爲メ代人ヲ定メ戸長役場ヘ届置方	(下卷) 二五三
●地方稅	
○地方稅經濟ニ於テ非常災害ノ爲メニ要スル土木費借入ノ件	(上卷) 九八
○府縣委託金ヲ地方稅經濟ニ移ス	(上卷) 九八
○耕地ノ用水溜池等耕作ノ分借地料及地方稅ヲ課セス	(上卷) 二六一
○堤塘使用料並木賃渡料地方稅ニ合セ土木費ニ使用セシム	(上卷) 三三三
○地方稅又ハ區町村費支辨ノ堤塘使用料並路並木賃渡料並竹木拂代金取扱方	(上卷) 三三三
○警察上賞與等巡査以下ハ給與ノ分國庫下	(上卷) 三三三

索引
 同居 勅語 勅使 勅奏官 鎮守府 治安裁判所 中學校
 廳府縣 中央 地目 地種 地租 地券 地方稅

○ 渡金下地方税下連帶支辨方	(上卷) 四三	ス	(下卷) 三三
○ 警察署分署建築修繕費國庫下渡金地方税連帶支辨方	(上卷) 四三	○ 地方税經濟ニ關スル樹木排下處分方	(下卷) 三三
○ 警察署ノ内地方税連帶支辨金支出方及決算上殘金取扱ノ件	(上卷) 四七	○ 皇族所有ノ車馬ヘ地方税ヲ賦課スルヲ禁ス	(下卷) 三三
○ 巡查並警察諸備等懲罰金巡査還納被服類及警察署不用品賣却代金地方税費ヘ仕拂方	(上卷) 四三	○ 耕地ノ用水溜池等耕作ノ分ハ地方税ヲ課セス	(下卷) 三三
○ 國稅地方税區別	(下卷) 一〇一	○ 地方税及備荒儲蓄金滞納者處分法	(下卷) 三三
○ 地方税不納者公費ノ未欠額及地方税年度未殘額處分方	(下卷) 一〇三	○ 北海道地方税ノ徵收ニ係ル納入告知方	(下卷) 三五
○ 地方税規則	(下卷) 一〇三	○ 地方税區町村費ヲ以テ航路標識設置取扱方	(下卷) 四三
○ 地方税ニ關スル寄附及雜收入ノ件	(下卷) 二〇九	○ 監獄慈善ノ貨物ハ府縣會ノ決議ヲ經テ地方税ニ組入ル	(下卷) 二二六
○ 地方税支出豫算議案及精算報告書式心得	(下卷) 二〇九	○ 監獄不用品賣却代金看守罰俸等國庫地方税收入區分方	(下卷) 二四二
○ 地方税豫算議案精算報告書式	(下卷) 二〇九	● 地方	
○ 地方税豫算精算書調製差出方	(下卷) 三三〇	○ 府縣制施行ノ地方ニ限リ法律第三號ヲ廢止ス	(上卷) 六
○ 地方税豫算議案精算報告書式中戸數割記載方	(下卷) 三三〇	○ 地方徴兵醫員ノ員數ヲ定ム	(上卷) 七〇五
○ 官用ノ船舶車馬ヘ地方税ヲ賦課スルヲ得	(下卷) 三三〇	○ 地方學車通則	(上卷) 九〇九
		○ 地方郵便局電信分局便宜合併ヲ得セシム	(上卷) 一〇五三

○ 官國幣社新年祭新嘗祭例祭地方官參向方	(上卷) 一〇五	○ 地所外國人ヘ賣渡ヲ禁ス	(上卷) 二九四
○ 地方長官ヨリ郡長ニ委任シタル條件ニ附帶スル第二部歳入ノ徵收額告知書發付方ヲ心得シム	(下卷) 一四六	○ 町村ニテ買收ノ地所ハ管理者ヨリ登記ヲ爲ス	(上卷) 三七二
○ 地方裁判所支部及管轄表	(下卷) 一〇〇九	○ 公立農學校所有ニシテ實驗用ニ供スル地所ハ地租地方税ヲ免ス	(上卷) 九〇七
○ 地方衛生會規則	(追録) 五〇	○ 公立小中學校專門學校設置ノ地所無代價下渡方	(上卷) 九四五
○ 地方裁判所管内支部廢止	(追録) 二二九	○ 社寺ノ什物地所建物等ノ類抵當其他處分方	(上卷) 二八五
○ 地方裁判所支部及管轄表中削除	(追録) 二二九	○ 寺院附屬ノ地所建物什物抵當賣買其他財產ニ關スル諸願ハ管長ノ添書ヲ要ス	(上卷) 二八六
○ 地方裁判所支部ノ事務ヲ取扱フヘキ判事檢事及區裁判所監督判事補職等ニ關スル件	(追録) 二二九	○ 地所建物船舶質入書入ノ公證ヲ受タルモノ出訴期限無之	(下卷) 六二六
○ 地方官官制	(附録) 五二	● 著服	
○ 地方官御料地ヲ管理ス	(附録) 五五九	○ 尋常師範學校校長教員幹事金監執務上著服ノ件	(上卷) 九二七
○ 地方高等官俸給令	(附録) 六四五	○ 伊勢神宮及官國幣社等祭典ノ節著服禮式ヲ定ム	(上卷) 二五三
○ 地方官内國旅費支給心得方	(附録) 七七八	○ 神宮及官國幣社等祭典ニ付勅使參向ノ節著服	(上卷) 二五四
● 地所			
○ 地所名稱區別	(上卷) 二七九		
○ 地所永代賣買ヲ許ス	(上卷) 二九四		

●茶業

- 茶業組合規則ヲ定メ茶業組合進則ヲ廢ス (下卷) 六八三
- 茶業組合及會議所設置規約議定ノ期限 (下卷) 六八九
- 製茶産額僅少ノ府縣ハ茶業組合規則ノ施行ヲ停止スルコトアルヘシ (下卷) 六八九
- 茶業組合規則施行停止ノ地方 (下卷) 六九〇
- 貯金 貯蓄 貯木
 - 郵便受取所貯蓄貯金預所及郵便支局ヲ置キ事務取扱方ヲ示ス (上卷) 一〇五三
 - 郵便貯金條例 (上卷) 一〇六八
 - 郵便貯金條例施行細則 (上卷) 一〇七二
 - 郵便貯金利息割合ノ件 (上卷) 一〇七九
 - 郵便爲替金及郵便貯金ヲ取扱フ出納官吏ニ關スル件 (上卷) 一〇七九
 - 郵便貯金預所取扱人採用規程 (上卷) 一〇八〇
 - 貯蓄銀行條例 (下卷) 九五三
 - 貯木所官制 (附録) 四一七
- 女子高等師範學校 (上卷) 九三六
- 徵稅

- 國稅收入官吏二名ヲ置キタルトキ徵稅令書納付書及現金拂込書ニ記名方 (下卷) 一三五
- 他廳ノ委託ヲ受ケ租稅ヲ徵收スルハ其徵稅令書及納付書ニ捺印方 (下卷) 一四〇
- 徵稅令書ヲ受ケタル納稅人期限內ニ分納方 (下卷) 一四一
- 國稅金ノ内金庫へ納付後其徵稅令書及納付書ノ誤記發見ノ時訂正方 (下卷) 一四四
- 戶長ニ於テ税金分納ノ時徵稅令書ヲ亡失シタル場合ニ於テ取扱方 (下卷) 一四四
- 徵稅額表及帳入報告書訂正追加手續 (下卷) 一四五
- 鑛山借區坪數ニ増減ヲ生シタルトキ徵稅方 (下卷) 七六八
- 徵收
 - 市制町村制實施ノ際區戶長區書記役場筆生事務取扱方及區町村經費徵收支出方 (上卷) 三三三
 - 官有土地森林原野收入金徵收規程 (上卷) 三三〇
 - 地券ヲ廢シ土地登記名者ヨリ地租ヲ徵收ス (上卷) 三三五
 - 貸付金ヲ徵收スル納額告知書年度記載ニ不及件 (下卷) 九九
 - 國稅徵收法 (下卷) 二一九

○國稅徵收法ニ掲クル收入官吏タル件 (下卷) 一三三

○國稅徵收法施行細則 (下卷) 一三三

○國稅徵收法施行細則附屬徵稅令書及納付書様式中記名心得方 (下卷) 一三五

○北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收方 (下卷) 一三五

○北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收手續 (下卷) 一三七

○沖繩縣及東京府管轄小笠原島伊豆七島ノ國稅徵收ノ件 (下卷) 一三六

○他廳ノ委託ヲ受ケ租稅ヲ徵收スルトキ其徵稅令書及納付書ニ捺印方 (下卷) 一四〇

○市町村徵收ノ國稅ハ一人別徵稅元帳ヲ備置キ其手續ヲ爲サシム (下卷) 一四一

○内國稅徵收費支辨旅費支給方 (下卷) 一六七

○府縣稅徵收法 (下卷) 一三三

○朝鮮國ニ於テ製造シテ輸入スル日本酒ニ海關稅ヲ徵收ス (下卷) 二六三

○船稅徵收手續 (下卷) 三三七

○地租徵收期限改正 (下卷) 三四〇

○坑業ニ關スル手数料徵收ノ件 (下卷) 七五三

○北海道借區稅徵收方 (下卷) 七六三

○農商務省所管免許料手数料鑛山借區稅徵收及納付方 (下卷) 七六六

○明治二十二年度以降鑛山借區稅徵收及整理方 (下卷) 七六八

●徵兵

- 徵兵ノ詔書 (上卷) 六六三
- 徵兵令 (上卷) 六六五
- 徵兵事務條例 (上卷) 六七三
- 徵兵事務條例細則 (上卷) 六六六
- 歩兵聯隊ノ兵員ヲ徵集スヘキ聯合大隊區ヲ定ム (上卷) 七〇四
- 地方徵兵醫員ノ員數ヲ定ム (上卷) 七〇五
- 徵兵事務條例中明文ナキモノ鎮臺へ協議取計方 (上卷) 七〇六
- 徵兵令第二十二條ノ餘人ヲ以テ代フ可ラサル官吏認可ノ件 (上卷) 七〇六
- 附籍者徵兵適齡屆出及應徵方 (上卷) 七〇六
- 明治十七年以前ノ徵兵失踪逃亡者ニシテ

索引ち 茶業 貯金、貯蓄、貯木 女子 徵稅 徵收 徵兵

- 其踪跡不明ノ者ハ毎年調査ヲ要セス (上卷) 七〇七
- 官立府縣立師範學校卒業生徵兵ニ關スル件 (上卷) 七〇八
- 徵兵事務條例中徵募區及市長、市書記、市徵兵參事員ニ關スル件 (上卷) 七〇九
- 徵兵參事員手當金並ニ旅費支給規則 (上卷) 七〇九
- 陸軍醫官徵兵検査規則ヲ廢シ徵兵検査規則ヲ定ム (附録) 七〇九
- 徵兵検査手續 (上卷) 七一一
- 徵兵検査ノ際徵集ニ適スル者ノミ入管方 (上卷) 七一一
- 徵兵旅費定則 (附録) 七一一
- 徵兵検査ノ節一時雇入ノ者解雇ノトキ旅費支給方 (上卷) 七二四
- 北海道徵兵令未行地ニ轉籍スル陸軍豫備後備下士兵卒 (附録) 七二六
- 明治二十二年以前ノ徵兵相當者ニシテ失踪逃亡ノタメ徵集ニ應セサル者取調差出サシム (上卷) 七〇六
- 徵兵事務條例ニ依リ生徒ヘ在學證明ヲ交

- 付セシム (上卷) 九〇八
- 徵兵參事員旅費額改正 (追録) 五五
- 徵集延期若クハ猶豫中他徵集區ニ轉籍スル者アルトキ通知方 (上卷) 七〇六
- 明治二十二年以前ノ徵兵相當者ニシテ失踪逃亡ノタメ徵集ニ應セサル者取調差出サシム (上卷) 七〇六
- 六週間陸軍現役兵ノ徵集及服役方 (上卷) 七〇七
- 徵兵検査ノ際徵集ニ適スル者ノミ入管方 (上卷) 七一一
- 徵發令 (上卷) 六六一
- 徵發令ニ依リ負擔スヘキ費用ノ意納者處分方及右費用ニ關シ不服アル者出訴方 (上卷) 六五〇
- 徵發事務條例 (上卷) 六五〇
- 徵發令第十二條第二項ノ乘馬駄馬駕馬車輛並屬具ノ負載差出方 (上卷) 六五九
- 徵發令第十二條ノ馬匹車輛並屬具等負載取調差出方 (上卷) 六六一
- 長官懲戒處分心得 (附録) 九一〇

●懲戒 懲罰 懲治

- 判事懲戒法 (下卷) 一〇三七
- 官吏懲戒例 (附録) 九〇八
- 官吏懲戒例ハ神官並準官吏等外等へ通用ス (附録) 九〇九
- 長官懲戒處分心得 (附録) 九一〇
- 官吏懲戒例等ハ府縣立町村立學校長教員及書記へ適用 (附録) 九一一
- 公私立學校生徒集合シ騷暴奇異ノ舉動有之時ハ學校長教員ハ官吏懲戒例ニ據リ處分ス (附録) 九一二
- 戶長職務上ノ過失ハ官吏懲戒例ニ依ル (附録) 九一二
- 巡查懲罰例改正 (上卷) 四〇八
- 司法省主管收入金ニシテ道廳府縣取扱ニ係ル懲罰及沒收金ヲ大藏省主管トシ位ニ其收納取扱方 (追録) 一五三
- 司法省主管懲罰及沒收金ニ係ル件 (追録) 一五三
- 守守懲罰 (附録) 九二二
- 陸軍懲罰令 (附録) 九二四
- 海軍懲罰令 (附録) 九二〇
- 懲治場ニ留置セシ者假出獄規則ヲ定ム (下卷) 一一二七

●治罪

- 普通治罪法陸海軍治罪法交渉ノ件處分法ヲ制定ス (下卷) 一〇七一
- 空知集治監ノ囚人輕罪以下ノ罪ヲ犯シタル者裁判及治罪手續 (下卷) 一〇七五
- 重罪 (下卷) 一〇三六
- 重罪控訴豫納金規則 (下卷) 一〇三六
- 重罪輕罪ノ公訴ノ判決ニ對シ控訴又 上告ノ場合三於テ被告人及囚人ニ係ル費用ノ件 (下卷) 一〇三六
- 除籍 (下卷) 一〇三七
- 單身戶主死亡又ハ除籍ノ後絶家トスルノ期限 (下卷) 五七七
- 從前死亡又ハ除籍シタル者跡相續届出期限 (下卷) 五七七
- 脱籍及行衛知レサル者除籍ノ年齢 (下卷) 五七五
- 町制 (上卷) 一〇一
- 市制町村制 (上卷) 一七三
- 町村制ヲ施行セサル島嶼ヲ指定ス (上卷) 二二七
- 町村制ヲ施行セサル島嶼ノ戶長以下給料

索引

徵集、徵發 長官 懲戒、懲罰 懲治 治罪 重罪 除籍 町村

- 旅費浦役場費負擔方 (上卷) 二八
- 市制町村制實施ノ際區戶長區書記役場軍生事務取扱方及區町村經費徵收支出方 (附録) 六四八
- 市制町村制ニ依リ市町村歳入出豫算表式ヲ定ム (上卷) 三三
- 水利土功及學事ニ關スル町村聯合會ハ區町村會法ニ依リ市町村制施行後モ存續スルヲ得 (上卷) 三三
- 町村ニテ買收ノ地所ハ管理者ヨリ登記ヲ爲ス (上卷) 三七三
- 町村鎮座氏神氏子去就禁否處分方 (上卷) 二八五
- 北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收方 (下卷) 一三五
- 北海道及ヒ町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收手續 (下卷) 一三七
- 市制町村制中直接稅間接稅ノ類別 (下卷) 一〇二
- 市制町村制施行地ノ所得稅ニ關スル件 (下卷) 二六一
- 郡區役所戶長役場租稅徵收ニ關スル帳簿

- 式ヲ定ム (下卷) 一四六
- 租稅ニ關スル諸帳簿管理其他取扱方 (下卷) 一六三
- 地租ニ關スル諸帳簿様式 (下卷) 二五二
- 池沼
 - 捕魚採藻ノ爲所用ノ者湖川ト雖モ海面ニ準シ處分シ其他官有ノ池沼借用料收入所用差許方 (下卷) 六九二
- 直稅
 - 直稅分署間稅分署位置中改定追加 (追録) 八五
- 陸軍
 - 陸軍現役滿期下士巡查志願ノ者採用方 (上卷) 四一六
 - 陸軍醫官徵兵檢査規則ヲ廢シ徵兵檢査規則ヲ定ム (附録) 八七三
 - 陸軍省ニ於テ火藥排下ノ場所 (上卷) 七二〇
 - 六週間陸軍現役兵ノ徵集及服役方 (上卷) 五三三
 - 六週間陸軍現役ニ服スル者取扱方 (上卷) 七〇七
 - 陸軍一年志願兵條例 (上卷) 七〇八
 - 陸軍一年志願兵條例施行細則 (上卷) 七二五

- 陸軍志願兵身體檢査規則 (上卷) 七二八
- 陸軍歸休兵條例 (上卷) 七四六
- 陸軍軍人休暇規則ヲ制定シ十八年達シ第百十三號達ヲ廢止ス (上卷) 七四九
- 陸軍軍人休暇規則改正ニ付下士兵卒ニ係ル取扱方及出願手續 (上卷) 七五七
- 陸軍軍人傷痍疾病ニ罹リ現役服役在職ニ堪ヘサル者取扱方 (上卷) 七五八
- 陸軍召集條例 (上卷) 七六五
- 陸軍召集條例實施 (上卷) 八三二
- 陸軍召集條例中後備軍司令官及駐在官ノ職務執行方 (上卷) 八三一
- 陸軍豫備役後備軍職員兵員並歸休兵召集旅費概則 (上卷) 八三一
- 陸軍召集條例様式召集旅費概算表調查方 (上卷) 八三三
- 陸軍歸休兵豫備後備軍職員兵員寄留地ヨリ召集又ハ集合地ニ到ル準則ヲ定ム (上卷) 八三三
- 陸軍歸休兵及豫備役後備軍職員兵員臨時召集ノ細務規定ノ上届出方 (上卷) 八三三

- 陸軍召集條例第六十六條召集旅費概算表差出方 (上卷) 八三三
- 陸軍歸休兵豫備役後備軍職員召集延期準則ヲ定ム (上卷) 八三六
- 陸軍召集條例第百五條ノ事故ニ由リ召集ニ應ジ難キ者届出及召集令狀返付方 (上卷) 八三七
- 陸軍豫備兵定時演習召集方改正 (上卷) 八三七
- 陸軍豫備後備兵簡閱點呼執行方改定 (上卷) 八三七
- 陸軍豫備後備將校同相等待官及下士兵卒並歸休兵寄留中召集ニ關スル取扱方 (上卷) 八三七
- 北海道徵兵令未行地ニ轉籍スル陸軍豫備後備下士兵卒 (上卷) 八三六
- 陸軍召集條例中臨時召集旅費ニ關スル件 (上卷) 八三六
- 陸軍豫備兵定時演習召集旅費支給方更定 (上卷) 八三九
- 陸軍臨時召集旅費金庫支出順序 (上卷) 八三九
- 陸軍豫備後備將校服役條例 (上卷) 八四二
- 陸軍豫備後備下士兵卒服役條例 (上卷) 八四二
- 陸軍上等卒ニシテ刑法特ニ官吏ノ爲メ定メタル罪ヲ犯シタル時處斷方 (下卷) 一〇六七

索引 帳簿 池沼 直稅 陸軍

○陸軍常備下士卒服役中違警罪ヲ犯シ處分セシキ本人所管へ通報方	(下卷) 一〇八〇	○陸軍軍樂學會條例	(附錄) 二二六
○陸軍省所管ノ軍人軍屬脱走ノ者捕縛送還方	(下卷) 一〇八五	○陸軍教導團條例	(附錄) 二二八
○陸軍省官制	(附錄) 一〇九〇	○陸軍被服廠條例	(附錄) 二三四
○陸軍省職務細則	(附錄) 一〇九六	○陸軍被服工場學會條例	(附錄) 二三五
○陸軍編修官官制	(附錄) 一〇九七	○陸軍經理學校條例	(附錄) 二二七
○陸軍砲兵會議條例	(附錄) 一〇七六	○陸軍乘馬學校條例	(附錄) 二二〇
○陸軍工兵會議條例	(附錄) 一〇八〇	○陸軍騎砲學會條例	(附錄) 二二四
○陸軍衛生會議條例	(附錄) 一〇八三	○陸軍病院條例	(附錄) 二二九
○陸軍將校生徒試驗委員條例	(附錄) 一〇八六	○陸軍軍醫學校條例	(附錄) 二五〇
○陸軍司計部條例	(附錄) 一〇八七	○陸軍重症病馬治療所官制	(附錄) 二五二
○陸軍經營部條例	(附錄) 一〇八八	○陸軍及海軍ニ於ケル文官教官	(附錄) 二五三
○陸軍大學校條例	(附錄) 一〇八九	○陸軍團隊配置	(附錄) 二六四
○陸軍士官學校條例	(附錄) 一〇九五	○陸軍海軍諸學校文官教授俸給	(附錄) 二六二
○陸軍幼年學校條例	(附錄) 一〇九三	○陸軍編修俸給	(附錄) 六二二
○陸軍戸山學校條例	(附錄) 一〇九七	○豫備後備ノ軍籍ニアル文官陸軍召集條例ニ依リ召集中俸給支給方	(附錄) 六二五
○陸軍砲兵工科學舍條例	(附錄) 二〇七	○陸軍軍人恩給取扱手續	(附錄) 七二一
○陸軍砲工學校條例	(附錄) 二〇〇	○陸軍軍人傷病疾病恩給等條例	(附錄) 七三三
○陸軍砲兵射的學校條例	(附錄) 二二三	○陸軍下士官採用規則	(附錄) 八五三
		○陸軍懲罰令	(附錄) 九一四

○陸軍下士官採用細則	(附錄) 八五四	○朝鮮國旅行ノ者旅券出願方	(下卷) 五九四
○陸軍武官進級令	(附錄) 八六一	○監視ニ附セラレタル者他ノ地方旅行ノ片取計方	(下卷) 一〇六八
○陸海軍 ○陸海軍法衛ニ於テ罰金料ニ處スル時換刑方	(下卷) 一〇五七	○海外旅券規則	(下卷) 五九一
○普通治罪法陸海軍治罪法交渉ノ件處分法ヲ制定ス	(下卷) 一〇七一	○朝鮮國旅行ノ者旅券出願方	(下卷) 五九四
○陸海軍軍法會議ニ於テ處斷ヲ受ケタル囚徒ノ費用支辨方	(下卷) 一一四三	○海外旅券手数料收入取扱方	(下卷) 五九四
○陸海軍士官並同等官以上試験ヲ要セス文官ニ任用方	(附錄) 八五三	○刑法附則中監視表旅券書式ヲ定ム	(下卷) 一〇五九
○陸海軍將校同等官名譽進級方	(附錄) 八九六	○町村制ヲ施行セサル島嶼ノ戸長以下給料旅費並浦役場費負擔方	(上卷) 二二八
○陸海軍軍人現役年限年齢	(附錄) 九四一	○北海道廳警察官吏及神官旅費支給方	(上卷) 六四八
○旅團司令部條例	(附錄) 二六九	○囚人証人及無罪解放ノ者警察官吏ノ處分ニ依リ支給スヘキ旅費留日當仕拂方	(上卷) 四三三
○略章略綬	(上卷) 三三	○徵兵參事員手當金並旅費支給規則	(上卷) 七〇九
○略章略綬佩用心得	(上卷) 三三	○徵兵旅費定則	(上卷) 七三三
○旅行 ○旅行ノ節ハ世襲財産ニ付代理人ヲ定メ届出方	(下卷) 五九	○徵兵検査ノ節一時雇入ノ者解雇ノトキ旅費支給方	(上卷) 七三六

索引 陸海軍 旅團 略章略綬 旅行 旅券 旅費

○陸軍豫備役後備軍員兵員並歸休兵召集旅費概則	(上卷) 八三二	○監獄醫及教誨師判任待遇者ノ旅費金額	(追録) 一五五
○陸軍召集條例様式召集旅費概算表調査方	(上卷) 八三三	○旅費其外概算渡前金渡ノ件	(附録) 七九三
○陸軍召集條例第六十六條召集旅費概算表差出方	(上卷) 八三三	○内國旅費規則	(附録) 八二七
○對馬警備隊區在籍豫備後備下士ヲ演習ノ爲メ召集旅費支給方	(上卷) 八三七	○地方官内國旅費支給心得方	(附録) 七七四
○陸軍召集條例中臨時召集旅費ニ關スル件	(上卷) 八三六	○内國旅費規則第四條官船ニ乗組出張ノ者食卓料支給方	(附録) 七七六
○召集旅費金受領ノ爲メ出頭スヘキ者一日間ニ往復シ能ハサルトキ出張及通知方	(上卷) 八三九	○内國旅費支給心得方	(附録) 七七九
○陸軍臨時召集旅費金庫支出順序	(上卷) 八三九	○帝國議會議長副議長議員歳費及旅費支給規則	(附録) 七六〇
○陸軍豫備兵定時演習召集旅費支給方更正	(上卷) 八三九	○租稅検査員旅費支給方	(附録) 七六二
○内國稅徵收費支辨旅費支給方	(下卷) 一六七	○内國稅徵收費支辨旅費支給方	(附録) 七六三
○集治監假留監獄書記看守長獄醫旅費支給方ヲ定ム	(下卷) 一三六	○土地検査ノ爲メ出張スル收稅屬ノ旅費支給方	(附録) 七六四
○大林區署管内旅費規則申號表改正	(追録) 三三	○林區署管内旅費規則	(附録) 七六四
○警察官吏其他内國旅費規則中改正	(追録) 四四	○官林巡邏旅費規則	(附録) 七六四
○徵兵參事員旅費額改正	(追録) 五五	○市町村吏國庫支辨ノ用務ニ付旅行ノ片内國旅費支給方	(附録) 七六七
○學校職員及郡區書記戶長旅費額改正	(追録) 六五	○農商務省所管事項ニ付試験傳習等ノ爲メ地方廳又ハ營業者ノ請求ニ應ジ技術官派	(附録) 七六八

○遣ノ節旅費日當負擔方	(附録) 七六八	○臨時職醫ヲ傭入ル、トキ手當金給與	(附録) 六五七
○警察官吏其他内國旅費規則	(附録) 七六八	○臨時博覽會事務局官制	(附録) 四〇七
○海軍内國旅費規則	(附録) 七九七	○稟請ヲ要セス處分後報告條件中追加修正	(追録) 三七
○備外國人及傭員以下内國旅費定則	(附録) 八二四	○燐製ノ鼠取藥ヲ禁ス	(上卷) 六二七
○外國旅費規則	(附録) 八二五	○林區署物品會計規程中更正	(追録) 三三
○海軍外國旅費定額表及附則	(附録) 八二四	○林區署管内旅費規則	(附録) 六八四
○日本帝國領事規則	(下卷) 三六七	○林產物公賣規程	(上卷) 三三〇
○公使館領事館費用條例	(下卷) 三九三	○林產物物品會計規程中更正	(追録) 三三
○公使館領事館費用條例細則	(下卷) 四〇五	○官有森林原野ノ公賣ハ林產物公賣規程ニ準據	(追録) 三三
○日本帝國領事規則中改正	(追録) 八七	○林務官林務官補管林主事管林主事補及森	(追録) 三四
○公使館領事館費用條例第六條中追加	(追録) 八七	○林區守制服並ニ帶劍ノ制	(追録) 三四
○公使館領事館費用條例中追加	(追録) 八八	○林務官林務官補管林主事管林主事補及森	(追録) 三三
○外交官及領事官俸給旅費給額	(附録) 六〇五	○林區守服裝帶劍並禮式規程	(追録) 三三
○理事錄事俸給	(附録) 六一一	○臨時確置建築部官制	(附録) 一八四
○理事主理試驗及試補ノ事務練習方	(附録) 八五九		
○臨時			

索引

領事 理事 臨時 稟請 燐製 林區署 林產 林務官 離縁

をれ之部

大藏省

- 損傷紙幣交換國庫金取扱所及大藏省爲換方ニ於テ取扱方 (下卷) 三
- 大藏省證券條例 (下卷) 三三
- 大藏省證券條例ニ據リ證券發行ノ事務 (下卷) 三五
- 大藏省官制 (附録) 一三三
- 大阪製煉所 (官制部追録) 一

大藏省官制

- 神宮大庶務布ハ地方官ノ關係ニ不及人民各自ノ自由ニ任ス (上卷) 二五〇

小笠原島

- 小笠原島裁判官職務權限及控訴裁判管轄ヲ定ム (下卷) 一〇一五

乙部

- 乙部農事巡回教師設置ヲ停止ス (下卷) 六七三

沖繩縣

- 沖繩縣及東京府管轄小笠原島伊豆七島ノ

- 婦離縁ヲ請フモ夫背セサル節出脈ヲ許ス (下卷) 五二

- 婚姻養子養女ノ取組若クハ離婚離縁等戸籍ニ登記セサル内ハ其効ナキ者ト看做ス (下卷) 五二

- 華族養子女縁組離縁復籍及貧窮替職居等ノ送入籍ヲ了シタルトキ華族局へ通牒方 (下卷) 五〇

利息 利引算則

- 預金貸下金ノ内年賦返納ノ分一時返納利引算則方 (下卷) 九五
- 利息制限法 (下卷) 六一

- 金穀等渡方延滞及無期限ノ約定ヲナシタル分利息處分方 (下卷) 六二
- 金穀貸借利息計算期限 (下卷) 六三

流通

- 流通不便ノ金銀貨交換方 (下卷) 一六
- 通用貨幣ノ總テ流通ノ用ヲ缺ク所爲ヲ禁ス (下卷) 一六

陸地

- 陸地測量官官制 (附録) 一七四
- 陸地測量部條例 (附録) 一七四
- 陸地測量官任用規則 (附録) 八五

國稅徵收ノ件

- 備荒儲蓄法當分沖繩縣へハ施行セズ (下卷) 二二

- 沖繩縣酒類出港稅則 (下卷) 三三〇

- 沖繩縣酒類出港稅則施行細則ヲ定ム (下卷) 二九四

- 沖繩縣及小笠原島裁判官檢察官ノ職務 (下卷) 一〇三

- 沖繩縣人民ノ徒流刑ニ處セラレタルモノ發配所 (下卷) 二二六

歐文

- 歐文電報略號常用料金額及其納付手續設定 (上卷) 二二五

隱田切開

- 隱田切開地添地處分方 (下卷) 二五四

臘肭獸

- 北海道ニ於テ臘肭獸臘肭獸ノ獵獲ヲ禁ス (下卷) 七〇三

- 臘肭獸臘肭獸獵獲及其生皮輸入販賣規則ヲ定ム (下卷) 七〇四

- 北海道ニ於テ臘肭獸臘肭獸獵出願方 (下卷) 七〇五

恩給

- 恩給扶助料ヲ有スル元軍人並軍人及寡婦孤兒罪ヲ犯シ公權剝奪停止ノ處分ヲ受ケ

タル者アルハ大藏省へ通知方

- 官吏恩給法 (下卷) 一〇七七

- 官吏恩給法施行規則 (附録) 六七〇

- 恩給及扶助料延期受領ノトキ證書提出方 (附録) 六八二

- 行政上ノ處分ニ因リ恩給扶助料ノ權利ニ關スル恩給局裁決手續 (附録) 六八一

- 宮内省官吏准官更恩給例並遺族扶助例 (附録) 六八二

- 宮内省官吏准官更恩給例施行規則並遺族扶助例施行規則 (附録) 六八八

- 軍人恩給法 (附録) 六八九
- 軍人恩給法施行規則 (附録) 七二八

- 陸軍軍人恩給取扱手續 (附録) 七三二

- 陸軍軍人傷病疾病恩給等差例 (附録) 七三三

- 海軍軍人傷病疾病恩給等差例 (附録) 七四〇

- 恩給資格アル下士卒死歿等ノ時兵籍寫送致方 (附録) 七四五

か之部

海軍

- 海軍準士官以上銃器彈藥買收順序ヲ免許

索引をたか

- 利息、利引算則、流通、陸地、大藏省、大阪製煉所、大麻、小笠原島、四十二
- 乙部、沖繩縣、歐文、隱田切開、臘肭獸、恩給、海軍

商人(達)	(上卷) 五〇五
○海軍省ニ於テ火越擁下ノ場所	(上卷) 五二四
○海軍志願兵徵募規則	(上卷) 八八五
○海軍志願兵徵募細則	(上卷) 八八六
○海軍志願兵徵募細則中志願人員表採用證書及戸籍明細書様式	(上卷) 八九一
○海軍豫備後備兵兵籍編入方	(上卷) 八九四
○父母ノ重病ヲ看護セシムルタメ海軍現役下士卒ノ歸郷ヲ要スルトキ出願方	(上卷) 八九四
○海軍志願兵身體検査格例	(上卷) 八九四
○海軍志願兵身體検査格例發布前徵募セル下士卒再服役者ノ身體検査方	(上卷) 八九六
○海軍工夫徵募細則	(上卷) 八九七
○海軍水雷夫徵募細則	(上卷) 八九七
○海軍志願兵家族扶助金支給規則	(上卷) 八九九
○海軍下士服役條例	(上卷) 九〇〇
○海軍下士卒再服役條例	(上卷) 九〇二
○海軍下士服役條例制定ニ付従前ノ退職下士ハ免官ト心得元海軍某官ト稱セシム	(上卷) 九〇三
○海軍准士官及徵兵ノ後備役志願兵ノ豫備役満期ノトキ並ニ豫備ニ入ル者ハ辭令ヲ用ヒス	(上卷) 九〇三
○海軍公債證書條例	(下卷) 八〇
○海軍公債證書發行手續	(下卷) 八一
○海軍公債利子拂渡其他取扱方	(下卷) 八二
○海軍軍人軍艦犯罪者送致方	(下卷) 一〇八〇
○海軍省官制	(附錄) 二八一
○海軍省所轄各廳ノ屬ヲ廢シ書記ヲ置ク	(附錄) 二九三
○海軍會計監督部條例	(附錄) 二九三
○海軍參謀部條例	(附錄) 二九五
○海軍條例	(附錄) 二九六
○第五海軍鎮守府位置設定	(附錄) 三〇九
○海軍將官會議條例	(附錄) 三二六
○海軍技術會議條例	(附錄) 三二七
○海軍衛生會議條例	(附錄) 三二八
○海軍編修官官制	(附錄) 三三三
○海軍水路部條例	(附錄) 三三七
○海軍造兵廠條例	(附錄) 三三一

○海軍機關學校條例	(附錄) 三三四
○海軍造船工學校官制	(附錄) 三三六
○海軍大學校條例	(附錄) 三三七
○海軍兵學校條例	(附錄) 三四〇
○海軍軍醫學校條例	(附錄) 三四四
○海軍主計學校條例	(附錄) 三四六
○海軍中央文庫官制	(附錄) 三四九
○海軍病院條例	(附錄) 三五一
○海軍軍人俸給令	(附錄) 六一〇
○海軍編修俸給	(附錄) 六一〇
○海軍軍人手当金規則	(附錄) 六一〇
○海軍生徒手当金規則	(附錄) 六一五
○海軍造船工學校生徒手当金規則	(附錄) 六六六
○海軍在外國學生資金規則	(附錄) 六六七
○海軍軍人傷痍疾病恩給等差例	(附錄) 七四〇
○海軍内國旅費規則	(附錄) 七九七
○海軍外國旅費定額表及附則	(附錄) 八二四
○海軍准士官並服役満期ノ下士判任官ニ任用方	(附錄) 八五八
○海軍高等武官任用條例	(附錄) 八五九
○海軍少主計候補生採用規則	(附錄) 八六二
○海軍高等武官進級條例	(附錄) 八九四
○海軍下士任用進級條例	(附錄) 八九七
○海軍懲罰令	(附錄) 九二〇
○海軍武官待命休職條例	(附錄) 九四五
●海面	
○捕魚採藻ノ爲メ海面使用方法	(下卷) 六九一
○捕魚採藻ノ爲メ海面所用願出許可ノ者内務省へ届出シム	(下卷) 六九一
○捕魚採藻ノ爲メ海面所用ノ者適宜府縣稅ヲ賦セシム	(下卷) 六九一
○捕魚採藻ノ爲所用ノ者湖川ト雖モ海面ニ準シ處分シ其他官有ノ池沼借用料收入所用差許方	(下卷) 六九一
●海外	
○朝鮮國ニ發著スル電報ノ料金並海外電報ノ國內傳送料ヲ定ム	(上卷) 一一三
○海外行印鑑免狀渡方等ヲ廢シ海外旅券規則ニ照準セシム	(下卷) 四六三
○海外旅券規則	(下卷) 五九一

○海外旅券手数料收入取扱方 (下卷) 五九〇

○海外諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫施行方 (追録) 四九

●海上衝突

○海上衝突豫防規則 (下卷) 四三三

○海上衝突豫防規則ニ記載シタル櫓燈及舷燈製造罰例 (下卷) 四三三

○海上衝突豫防規則ニ記載シタル信號器中櫓燈火筒信號管磁羅製造方 (下卷) 四四四

○海上衝突豫防規則中信號器制限 (下卷) 四四四

●海員 海兵

○西洋形船海員雇入雇止規則 (下卷) 五〇二

○海員雇入雇止事務取扱手續ヲ定ム (下卷) 五〇五

○海員雇入雇止證書用紙拂下方 (下卷) 五〇七

○海員雇入雇止證書用紙發行拂下方 (下卷) 五〇七

○海員雇入雇止證書用紙改正 (下卷) 五〇八

○臨嶼ニ於ケル西洋形船海員雇入雇止手数料ハ其町村ノ收入ノ件 (下卷) 五〇八

○西洋形船海員雇入雇止手数料(八市町村)ノ收入ノ件 (下卷) 五〇八

○海兵團條例 (附録) 三三三

●海底電信

○海底電信線保護萬國聯合條約規則 (上卷) 一三六

●海關 海關稅

○海關輸出入荷物取扱條例 (下卷) 三六二

○朝鮮國ニ於テ製造シテ輸入スル日本酒ニ海關稅ヲ徵收ス (下卷) 二八九

●海路標識

○私設海路標識變更廢止停止届出方 (下卷) 四三二

●航路標識 航海

○航路標識條例 (下卷) 四一九

○私設ノ航路標識取締條例 (下卷) 四三〇

○北海道廳府縣及區町村立航路標識看守條規 (下卷) 四三一

○地方稅區町村費ヲ以テ航路標識設置取扱方 (下卷) 四三三

○航路標識管理所 (附録) 九四

○航路標識管理所官制 (附録) 四三〇

○郵便及電信局郵便爲替貯金管理所船舶司檢所、航路標識管理所職員俸給 (附録) 六三四

○航海公證規則ヲ廢シ西洋形船免狀改正 (下卷) 四六一

●艦隊

○艦隊條例 (附録) 三〇九

●戒嚴

○戒嚴令 (上卷) 六三七

●改曆

○改曆ノ詔書 (上卷) 一三五

●改名

○有位者改名實屬替死去願届ヲ取扱タルトキ郡區長ヨリ華族局(通牒)方 (下卷) 一七一

○苗字名屋號共改稱ヲ替ス (下卷) 一七二

●開墾 開坑

○北海道開墾地租免除ノ件 (下卷) 二四二

○官有ノ水面ヲ埋立テ開墾ヲサントスルモノノ墾下年期附與方等 (下卷) 二四三

○借區開坑許可ノ錫場讓渡ノモノ證書下渡方 (下卷) 二六一

○試掘並借區開坑等證券一枚ヲ以テ數ヶ所許可ノ内借區開坑或ハ讓渡廢業分區等出願ノ節證券願書等差出方 (下卷) 二七一

○鑛山試掘並借區開坑等廢業願届届方 (下卷) 二七二

○砂鐵砂金稼行ノ者試掘借區開坑ノ名稱ヲ廢シ採取出願方等ヲ定ム (下卷) 七六三

●開帳

○寺院佛像持出開帳ノ違ヲ廢シ他管持出開帳ノ節出願手續ヲ定ム (上卷) 一五五

●寒水石

○寒水石等ノ坑物日本坑法第三款所屬トシテ取扱ニ付從前許可ヲ得タル試掘借區券ヲ返納セシム (下卷) 七六七

●解剖

○變死ニ係ル屍ヲ警察官吏ニ於テ解剖検査方 (上卷) 四〇九

○引取人ナキ刑死者及囚人ノ遺骸解剖方 (上卷) 五八九

○高等中學校醫學部ニ於テ死體解剖出願届届方 (上卷) 九六四

●買上

○買上地拂下地潰地等收稅除稅區分方ヲ定ム (下卷) 二四二

●看守 看守長

○看守押丁賞與方 (上卷) 四二四

○巡查看守精勵證書授與規則 (上卷) 四二六

索引か

海上衝突 海員、海兵、海底電信、海關、海關稅、海路標識、航海、
艦隊、戒嚴、改曆、改名、開墾、開坑、開帳、寒水石、解剖、買上、看守、看守長

○警部消防司令看守長等官等俸給改正	(上卷) 四一八
○巡查看守給助例	(上卷) 四三二
○巡查看守給助例施行前二年以上在職者退職ノ時慰勞金支給方	(附錄) 七六六
○看守及監獄備人分掌例	(上卷) 四三三
○看守長看守ニ帶劍ヲ許ス	(附錄) 七六九
○看守被服及帶劍給貸並保存期限	(下卷) 一三六
○廳府縣看守俸給ノ件	(下卷) 一三五
○巡查看守待遇	(下卷) 一三三
○看守長及看守禮式	(追録) 一五四
○巡查看守給助例第二條第一項勳績割註心得方	(附録) 七六九
○巡查看守給助例施行期限	(附録) 七六九
○巡查看守給助例中年金支給方	(附録) 七六九
○看守ヲ看守長ニ任用ノ件	(附録) 八七三
○看守懲罰	(附録) 九一三
○高等(高等師範學校並高等中學校高等商業學校ハ學校ノ部ニ掲ク)	(附録) 九一三
○高等官任命及俸給令	(附録) 五九九
○會計検査院高等官年俸	(附録) 五九三
○土木監督者衛生試験所中央氣象臺高等官俸給	(附録) 六〇六
○集治監假面監高等官俸給	(附録) 六〇七
○鐵道廳高等官俸給	(附録) 六〇九
○千住製鐵所高等官俸給	(附録) 六一二
○帝國大學文部省直轄諸學校及圖書館高等官俸給令	(附録) 六三九
○警視廳高等官俸給令	(附録) 六三七
○警視廳高等官俸給令ニ依リ警察署長俸給區別	(附録) 六三六
○北海道廳高等官俸給	(附録) 六四三
○札幌農學校高等官俸給	(附録) 六四四
○地方高等官俸給令	(附録) 六四五
○高等試験手續	(附録) 八三九
○高等試験及實務練習ヲ要セス司法官ニ任スルノ件	(附録) 八四四
○日本坑法	(下卷) 七三九
○坑法改正實施前ニ授受シタル鑛業ニ關ス	(下卷) 七三九

ル諸願書取扱方	(下卷) 七六九
○日本坑法ニ依リ試掘借區ノ取消及土地使用上ニ關スル裁定ヲ請求スル者出願手續	(下卷) 七六九
○山林坑業等ニ關スル諸件報告方	(上卷) 三七七
○坑業ニ關スル手数料徴收ノ件	(下卷) 七五三
○借區坑業明細表確定ニ付府縣ヲシテ課刻ノ上相當代價ヲ以テ拂下ケシム	(下卷) 七五五
○坑業日數工數出鑛量等届出方及借區或ハ廢業延期出願方	(下卷) 七六一
○諸坑業稼ノ者身代限處分濟送稼業ヲ禁止ス	(下卷) 七六二
○坑業明細表差出ノ節證券又ハ願書ノ番號記入	(下卷) 七六四
○諸坑場稼人廢業願出又ハ證券引上坑業禁止者明細表差出方	(下卷) 七六五
○將來發掘ノ坑物ヲ引當トシテ外國人ヨリ金子借受又ハ先賣ノ約定等ヲ禁ス	(下卷) 七六〇
○試掘鑛場ヨリ坑物發見スルトキ見本差出方	(下卷) 七六〇
○日本坑法第八章中坑物稅當分廢止	(下卷) 七六一
○要水石等ノ坑物日本坑法第三款所屬トシテ取扱ニ付從前許可ヲ得タル試掘借區券ヲ返納セシム	(下卷) 七六七
○一鑛山ヲ數人各自ニ分區營業ノ者雙方坑區ノ距離ヲ立テ出願方	(下卷) 七六二
○鑛山借區明細表坑區稅及試掘行業日數等ノ開報方	(下卷) 七六二
○諸坑場稼人廢業届差出方	(下卷) 七六五
○諸坑場稼人廢業願出又ハ證券引上坑業禁止者明細表差出方	(下卷) 七六五
○登記法公證人規則ニ對スル坑告手續ヲ定ム	(下卷) 六六二
○行旅死亡人取扱規則	(上卷) 五七六
○耕地 耕作	(下卷) 三三三
○耕地ノ用水溜池等耕作ノ分ハ地方稅ヲ課セス	(下卷) 三三三

索引か 高等 坑法、坑業 坑物、坑區 坑場 坑告 行旅 耕地、耕作 四十九

- 米商會所株式取引所仲買人認可料 (下卷) 八八〇
- 米商會所株式取引所仲買人定員 (下卷) 八八一
- 米商會所仲買人認許規程 (下卷) 八八二
- 株式取引所條例 (下卷) 八八二
- 株式取引所ニ於テ金銀貨幣取引ヲ禁ス (下卷) 八九一
- 横濱取引所ヲ横濱株式取引所ト改稱シ從來營業ノ外株式ノ賣買ヲ許ス (下卷) 八九二
- 兵庫縣下神戸港ニ於テ株式取引所一ヶ所ヲ許ス (下卷) 八九二
- 京都府下京都ニ於テ株式取引所一ヶ所ヲ許ス (附録) 九〇五
- 官吏會社ノ株主トナルヲ得ルノ區分 (附録) 九〇五
- 鹿兒島縣
 - 鹿兒島縣立中學造士館ヲ高等中學校ノ制ニ改ム (上卷) 九六四
- 各省
 - 各省官制通則 (附録) 九六四
 - 各省事務ヲ整理スルノ綱領 (附録) 七三
- 各地方
 - 各地方勸業諮問會並勸業委員設置方 (下卷) 六六七

- 各地方便宜ニ從ヒ懲罰罪目ヲ定メ發行シタル片主務省ニ届出方 (下卷) 一〇五八
- 幹事
 - 侍從職幹事俸給 (附録) 五八七
- 間稅 間接稅
 - 直稅分署間稅分署位置中改定追加 (追録) 八五
 - 市制町村制中直稅間接稅ノ類別 (下卷) 一〇三
 - 間接國稅犯則者處分法 (下卷) 一九三
 - 間接國稅犯則者處分法施行細則 (下卷) 一九六
 - 間接國稅犯則者處分ニ關スル書類送達ノ件 (下卷) 二〇三
- 監獄
 - 監獄則 (下卷) 一〇九七
 - 監獄則施行細則 (下卷) 一〇九六
 - 監獄内ノ建物中稟請ヲ要セス處分ノ件 (下卷) 一一三五
 - 監獄ニ係ル建物ハ處分後取纏メ報告ス (下卷) 一一三六
 - 監獄慈惠ノ貨物ハ府縣會ノ決議ヲ經テ地方稅ニ組入ル (下卷) 一一三六
 - 監獄則ニ依リ處分ノ貨物精算報告方 (下卷) 一一三六
 - 監獄署押丁給與品ヲ定ム (附録) 六一六

- 看守及監獄傭人分室例 (下卷) 一一三
- 監獄不用品賣拂代金看守罰俸等國庫地方稅收入區分方 (下卷) 一一四
- 監獄醫及教誨師判任官待遇者旅費金額 (追録) 一五四
- 巡查本部警察署警察分署結警部及消防士消防機關士監獄書記看守長俸給令 (附録) 七九三
- 警察及監獄雇員死傷者帛祭扶助療治料支給方 (附録) 七七一
- 監軍 監視 監督
 - 監軍部條例 (附録) 一七三
 - 監視ニ附セラルタル者他ノ地方旅行ノ片取計方 (下卷) 一〇六八
 - 監視假免假出獄上申方 (下卷) 一〇六九
 - 刑法附則中監視表旅券書式ヲ定ム (下卷) 一〇五九
 - 租稅檢査ニ付監督員ヲ廢シ課長ヲシテ監督ノ事務ヲ行ハシムル件 (下卷) 一三九
- 鑑札 鑑定
 - 從來開業ノ醫師ハ試驗ヲ要セス鑑札等ヲ附與ス (上卷) 五八八

- 賣藥調賣鑑札並行商鑑札製作費支辨方 (上卷) 六〇四
- 賣藥手續中受賣鑑札及行商鑑札並行商鑑札製作費ノ一項ヲ削除シ更ニ取扱方ヲ示ス (上卷) 六〇四
- 賣藥行商鑑札表面記載方ノ件 (上卷) 六〇四
- 市町村制施行ノ爲メ國稅諸規則ニ關スル營業鑑札訂正方 (下卷) 一四六
- 鑑札用品出納順序 (下卷) 一六三
- 營業鑑札下附及鑑札費支辨方 (下卷) 三三〇
- 執達吏ニ交付ノ鑑札 (附録) 五〇四
- 牛馬賣買鑑札規則中追加ス (下卷) 三三三
- 牛馬賣買鑑札書替下渡ノ節取計方 (下卷) 三三三
- 公署公吏公署ノ印、文書及免狀鑑札ニ關スル件 (下卷) 一〇五七
- 鑑定ヲ誤リ正貨紙幣ヲ斷截シ又ハ描改ノ正札等取扱方 (下卷) 三三
- 贋造
 - 贋造金銀銅貨紙幣等取扱規則 (下卷) 三三
 - 偽造又ハ贋造文書沒收方等 (下卷) 一〇五八

索引か 鹿兒島 各省 各地方 幹事 間稅、間接稅 監獄 監軍、監視、監督 鑑札、鑑定 贋造

● 害蟲 ○田圃耕作物ノ害蟲豫防規則ヲ設ケ届出方	(下卷) 六七四
● 合衆國 ○合衆國商船積心得書	(下卷) 三六五
● 學位 學齡 ○學位令	(上卷) 一〇一八
○學位令細則ヲ定ム	(上卷) 一〇一九
○法學博士ノ學位ヲ得タル者代官營業出願取扱方	(下卷) 一〇五六
○學齡未滿ノ幼兒保育方	(上卷) 九二八
● 學科程度 ○高等師範學校ノ學科及其程度	(上卷) 九二七
○尋常師範學校ノ學科及其程度ヲ定ム	(上卷) 九二六
○尋常師範學校ノ學科及其程度中刪除竝ニ同校女生徒ニ課スヘキ學科及其程度更正	(上卷) 九二九
○高等中學校ノ學科及其程度ヲ定ム	(上卷) 九四六
○尋常中學校學科及其程度ヲ定ム	(上卷) 九五〇
○高等中學校醫學部ノ學科程度	(上卷) 九五四
○高等中學校醫學部ノ學科及其程度追加	(上卷) 九五六
○高等中學校法學部ノ學科及其程度	(上卷) 九五九
○山口縣立山口農學校ヲ中學校ノ學科程度ト認ム	(追録) 五三
● 學習院 ○學習院官制	(附録) 五五
● 香川縣 ○奈良縣香川縣官報到達日數	(上卷) 八
● 交換 ○舊貨幣交換代金下渡方	(下卷) 二九
○損傷紙幣交換規則	(下卷) 三三
○損傷紙幣交換國庫金取扱所及大藏省爲換方ニ於テ取扱方	(下卷) 三三
○舊公債證書ノ内貳拾五圓五拾圓證書ノ金額ヲ集メ五百圓證書ト交換ヲ許ス	(下卷) 五五
○六分利付各種公債交換ヲ得セシム	(下卷) 五五
○起業公債證書ヲ整理公債證書ニ交換ノ手續	(下卷) 五五
○煙草印紙交換手續ヲ定ム	(下卷) 三三六
○賣藥印紙交換規則ヲ定ム	(下卷) 三三一
○失除死亡跡遺財產賣却交換質入書入ニ關スル認許請求書差出方	(下卷) 五六七

○官有森林交換規程	(追録) 三三
● 鄉村社 ○鄉村社以下神社地民有地ニ編入方	(上卷) 二六二
○鄉村社祠官祠堂給料ハ人民ノ信仰ニ任テ適宜給與セシム	(上卷) 二四八
○府縣鄉村社神官奉務規則改正	(追録) 七四
● 學校 ○勸業直轄學校工造ス	(上卷) 九〇五
○師範學校令	(上卷) 九一六
○高等師範學校ノ學科及其程度	(上卷) 九一七
○高等師範學校生徒募集規則	(上卷) 九三三
○高等師範學校卒業生服務規則	(上卷) 九三三
○女子高等師範學校	(上卷) 九三六
○中學校令	(上卷) 九四三
○高等中學校經費支辨方	(上卷) 九四四
○高等中學校設置區域内府縣委員會規則	(上卷) 九四五
○高等中學校ノ學科及其程度ヲ定ム	(上卷) 九四六
○高等中學校醫學部學科程度	(上卷) 九五四
○高等中學校醫學部ノ學科及其程度追加	(上卷) 九五六
○高等中學校法學部ノ學科及其程度	(上卷) 九五九
○高等中學校生徒定員	(上卷) 九六〇
○高等中學校經費各府縣分擔額報告方	(上卷) 九六二
○高等中學校設置區域ヲ定ム	(上卷) 九六二
○高等中學校ノ位置ヲ定ム	(上卷) 九六三
○高等中學校設置區域第五區内熊本ニ高等中學校設置	(上卷) 九六三
○高等中學校令中醫學ヲ教授スル處ヲ醫學部トシ醫學部設置ノ位置ヲ定ム	(上卷) 九六三
○高等中學校醫學部ニ於テ死體解剖出願開届方	(上卷) 九六四
○高等中學校醫學部ノ學科及其程度中各學科授業時數改正	(追録) 五五
○高等中學校醫學部附設藥學科ノ學科及其程度中改正追加	(追録) 五五
○第五區高等中學校ノ位置ヲ熊本ト爲ス	(上卷) 九六三
○仙臺及金澤高等中學校名稱	(上卷) 九六三
○鹿児島縣立中學校造士館ヲ高等中學校ノ制ニ改ム	(上卷) 九六四
○山口縣立山口農學校ヲ中學校ノ學科程度ト認ム	(追録) 五七

索引か 害蟲 合衆國 學位 學齡 學科程度 學習院 香川縣 交換 五十五

及書記(適用)

- 公立學校生徒集合シ躁暴奇異ノ舉動有之時ハ學校長教員ハ官吏懲戒例ニ據リ處分ス (附録) 九二
- 華族女學校職員及官等俸給 (附録) 五八
- 文部省直轄諸學校官制 (附録) 三七六
- 文部省直轄諸學校教官人員 (附録) 三六三
- 船舶學校官制 (附録) 四三六
- 東京郵便電信學校官制 (附録) 四三七
- 札幌農學校官制 (附録) 五四五

○よ之部

●豫算

- 郡歳入出豫算調製式ヲ定メ竝ニ費目流用ノ規定 (上卷) 九六
- 市制町村制ニ依リ市町村歳入出豫算表式ヲ定ム (上卷) 二三三
- 地方稅豫算議案精算報告書式 (下卷) 二〇九
- 地方稅支出豫算議案及精算報告書式心得方歳收入豫算議案及精算報告書式中改正 (下卷) 二二六

○た之部

●待遇

- 慶香間祇候待遇 (下卷) 五二
- 巡查看守待遇 (追録) 三九
- 市町村立小學校校長及教員名稱及待遇 (追録) 五七
- 帝國博物館外二館官吏ノ外評議員勲藝委員ヲ設ケ其待遇人員ヲ定ム (附録) 五五

- 地方稅豫算議案精算報告書式中戸數割記帳方 (下卷) 三三〇
- 府縣歳入歳出豫算調製式歳費目流用規程設置 (追録) 一

●横濱 横須賀

- 横濱市内電話使用料及電話料 (上卷) 一〇三三
- 横濱取引所ヲ横濱株式取引所ト改稱シ從來營業ノ外株式ノ賣買ヲ許ス (下卷) 一九一
- 横濱正金銀行條例 (下卷) 九四五
- 横須賀軍港規則 (下卷) 四三三
- 横須賀軍港ヘ進入投錨又ハ通航スル片艦船名符字信號掲揚方 (下卷) 四二五

●退官

- 監獄醫及教誨師判任官待遇者ノ旅費額 (附録) 七九三
- 文官判任官以上退官賜金 (附録) 六八二
- 三等郵便局及電信局長手當歳退官死亡賜金ノ件 (附録) 七五五

●帶劔 帶刀

- 巡查ニ帶劔ヲ許ス (上卷) 四〇七
- 巡查帶劔心得 (上卷) 四〇八
- 巡查帶劔心得方ノ再達 (上卷) 四〇八
- 警察官及消防官帶劔ノ制 (上卷) 四一〇
- 看守長看守ニ帶劔ヲ許ス (下卷) 二三五
- 林務官林務官補管林主事管林主事補及森林監守制服並ニ帶劔ノ制 (追録) 三四
- 帶刀禁止及違犯者處分方 (上卷) 四一〇
- 官國幣ノ諸神社神輿渡御ノ節供奉ノ者帶刀差許方 (上卷) 四一〇
- 府縣社以下古代ノ裝飾ニ模倣シ神輿供奉ノ舊例アル向供奉中帶刀差許方 (上卷) 四一〇

●帶勳者

- 帶勳者ノ犯罪ニ付勳章ヲ褫奪シタル片犯

人本籍(通知方)

- 帶勳有位者罪ヲ犯シ公權剝奪又ハ停止ノ言渡アリタル片届出方 (下卷) 一〇七六
- 勸業官華族並有位帶勳者犯罪取扱ニ付更ニ心得方ヲ達ス (下卷) 一〇七七

●菅藻捕採

- 魚兒介苗其他未成長ノ菅藻等捕採制限方 (下卷) 六九三

●代米納

- 地租金ノ内田方代米納廢止ノ件 (下卷) 二四三

●段別

- 荒地等ノ段別年期増減取調出方 (下卷) 二四四
- 一類地ニシテ段別地目ヲ異ニスル者分裂合併ノ場合ニ於テ段別定メ方 (下卷) 二五二
- 田畑石高ノ稱ヲ廢シ反別ヲ以テ換用ス (下卷) 二五五

●煙草

- 煙草稅則 (下卷) 三三三
- 煙草稅則第十一條但書ノ場合ニ於テノ取扱方 (下卷) 三三九
- 煙草稅則施行細則 (下卷) 三三九
- 煙草稅則取扱方要領 (下卷) 三四

索引よた

- 豫算 横須賀 横須賀 待遇 退官 帶劔 帶刀
- 帶勳者 菅藻捕採 代米納 段別 煙草

- 煙草稅則第三條ノ證約狀調製手續 (下卷) 三三五
- 煙草印紙交換手續ヲ定ム (下卷) 三三六
- 煙草耕作人届出及取纏方 (下卷) 三三七
- 酒造稅則務務營業稅則賣場印紙稅則煙草稅則ニ關シ租稅官吏ニ於テ犯則ノ證憑取調處分方 (下卷) 二九六
- 田畑(ノ之部)(ニ掲ク)
- 怠納
 - 税金怠納者證券取揚營業禁止方 (下卷) 七六五
 - 鑛山借區稅怠納者證券引上方 (下卷) 七六六
 - 鑛山借區稅怠納又ハ休業及ヒ試掘經過シ證券引揚ケノ者 (下卷) 七六六
- 貸借
 - 人身ヲ書入トシテ金錢ヲ貸借スルヲ禁ス (上卷) 四五一
 - 華族ノ賤貸借證文及其他ノ契約書ニ本人ノ名印ヲ用ヒシム (下卷) 五九九
 - 金穀貸借證書面金員綴收等ヲ改作塗抹及數字記載等 (下卷) 六〇三
 - 華士族卒及上一般ノ貸借証再立證々再立以前ノ貸借裁判期限 (下卷) 六〇五
- 華士族卒ハ掛ル貸借裁判取捨ニ付心得方 (下卷) 六〇六
- 壬申七月以前上一般ノ貸借裁判期限ニ付心得方 (下卷) 六〇七
- 廢應三年十二月晦日以前平民相互ノ貸借裁判ニ及ハス (下卷) 六〇七
- 金穀貸借ノ證書他人ハ讓渡方 (下卷) 六〇七
- 金穀貸借謂人證人辨償規則 (下卷) 六二〇
- 單身
 - 單身戶主死亡又ハ除籍ノ後絶家トスルノ期限 (下卷) 五七七
- 建物
 - 東京市區改正土地建物處分規則 (上卷) 二七四
 - 本年勅令第五號第四條第一項ニ依リ建物ノ制限ヲ定ム (上卷) 二七六
 - 東京府令第八十四號ニ依リ建物ノ認可ヲ受クヘキ書式 (上卷) 二七六
 - 本年五月東京府告示第三十八號ニ依リ認可ヲ得タル建物届出方 (上卷) 二七八
 - 廢合寺院跡地並建物處分規則 (上卷) 二七九
 - 地所建物船舶質入書入ノ公證ヲ受タルモ (上卷) 二七九

- ノ出訴期限無之 (下卷) 六二六
- 監獄内ノ建物中稟請ヲ要セス處分ノ件 (下卷) 一一三
- 監獄ニ係ル建物ハ處分後取纏ノ報告ス (下卷) 一一三
- 托鉢
 - 托鉢免許方並托鉢者心得 (上卷) 一一七
 - 僧侶托鉢禁止ノ違ヲ觸ス (上卷) 一一七
- 當座預
 - 當座預引出小切手押印出願及納稅手續ヲ定ム (下卷) 三三三
 - 當座預金引出小切手押印請求方 (下卷) 三三三
- 他廳
 - 他廳ノ委託ヲ受ケ租稅ヲ徵收スル片其徵稅令書及納付書ニ捺印方 (上卷) 一四〇
- 大隊區
 - 大隊區司令部條例 (附錄) 二七一
- 彈藥
 - 銃砲彈藥類取締管理替 (上卷) 五〇四
 - 免許商人外國人ト銃砲彈藥賣出願取扱方 (上卷) 五〇四
 - 海軍准士官以上銃器彈藥買收順序ヲ免許 (上卷) 五〇四
- 商人(ノ達)
 - 島嶼
 - 島嶼ノ郡區役所ニ於ケル印紙類國稅ニ關スル鑑札ノ出納命令官及會計監督主任會計官吏充用方 (下卷) 一三九
 - 島嶼郡役所ニ關スル地租事務取扱手續 (下卷) 一三九
 - 島嶼
 - 町村制ヲ施行セサル島嶼ヲ指定ス (上卷) 二二七
 - 町村制ヲ施行セサル島嶼ノ戸長以下給料旅費浦役場費負擔方 (上卷) 二二八
 - 北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收方 (下卷) 一三五
 - 北海道及ヒ町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收手續 (下卷) 一三七
 - 島嶼ニ於ケル西洋形船海員雇入届止手續料ハ其町村ノ收入ノ件 (下卷) 五〇八
 - 島嶼所屬名稱 (追錄) 一九
 - 逃亡
 - 逃亡失踪ノタメ營業稅及船車稅納納處分ヲ了セシ者次納期ニ至リ尚本所在不明 (下卷) 五〇八

索引九 田畑 怠納 貸借 單身 建物 托鉢 當座預
 他廳 大隊區 彈藥 島嶼 島嶼 逃亡

ノトキ取扱方	(下卷) 一〇三
○失踪逃亡跡留財産處分方	(下卷) 五二六
○戸長ニ於テ保管スル失踪逃亡及絶家ノ財産ハ目錄ヲ作り郡區長ニ差出サシム	(下卷) 五二七
○失踪死亡跡留財産賣却交換質入書入等ノトキ始審裁判所ノ認許ヲ受シム	(下卷) 五二七
○失踪死亡跡留財産賣却交換質入書入ニ關スル認許請求書差出方	(下卷) 五二七
○逃亡犯罪人引渡條例	(下卷) 一〇八五
●脱籍 脱走	
○脱籍及行衛知レサル者除籍ノ年齢	(下卷) 五二五
○陸軍省所管ノ軍人軍屬脱走之者捕縛送還方	(下卷) 一〇八五
●兌換	
○兌換銀行券條例	(下卷) 九五四
○兌換銀行券ノ價差指改ニ係ル分取扱方	(下卷) 九五五
○日本銀行發行價差指改ノ兌換銀行券取扱方	(下卷) 九五七
●大中小車	
○大中小車區別方	(下卷) 三四〇
●大學	
○大學令	(上卷) 九二三
○大學法學部ニ於テ法律學卒業ノ者代行人免許方	(下卷) 一〇五三
○陸軍大學校條例	(附錄) 一八九
○帝國大學職員定員	(附錄) 三七四
○帝國大學教授助教定員	(附錄) 三七六
●大審院	
○大審院諸裁判所所屬代行人規則ヲ定ム	(下卷) 一〇五五
●大小林區署	
○大林區署管内旅費規則甲號表改正	(追錄) 三三
○大小林區署官制	(附錄) 四一〇
○大林區署長職務規程	(附錄) 四二二
●代行人 代官	
○代行人規則	(下卷) 一〇四七
○大學法學部ニ於テ法律學卒業ノ者代行人免許方	(下卷) 一〇五三
○代行人取扱手續ヲ改正ス	(下卷) 一〇五三
○大審院諸裁判所所屬代行人規則ヲ定ム	(下卷) 一〇五五
○代行人試驗出願者申報方	(下卷) 一〇五六

○代官出願人試驗執行ノ期月ヲ定ム	(下卷) 一〇五六
○法學博士ノ學位ヲ得タル者代官營業出願取扱方	(下卷) 一〇五六
●代人	
○所有地所在ノ戸長役場所轄内ニ居住セサル土地租地方稅等ヲ納ムル爲メ代人ヲ定メ戸長役場へ届置方	(下卷) 二五三
○代人規則	(下卷) 六〇〇
○義務ノ證書ニ代人ノ名ヲ以テ捺印捺約シタル者裁判處分方	(下卷) 六〇二
●臺帳	
○地券ヲ廢シ土地臺帳記名者ヨリ地租ヲ徵收ス	(上卷) 三三五
○土地臺帳規則	(上卷) 三三五
○土地臺帳規則施行細目	(上卷) 三三六
○土地臺帳ハ地券臺帳ヲ充テシム	(上卷) 三三七
○土地臺帳様式ヲ定ム	(上卷) 三三八
○土地臺帳規則第三條ニ依リ臺帳所管廳ニ通知書記入方ヲ定ム	(上卷) 三三九
○變換地券帳更正ス	(下卷) 三五一
●道路	
○鎮守府ニ送スル道路ヲ國道ニ編入ス	(上卷) 三六五
○道路等級ヲ更定ス	(上卷) 三六五
○道路河川變換ニ付民有地ヲ新道新川敷ト爲スル爲道舊河敷ヲ代地トシ下渡サシム	(上卷) 三六六
○道路ノ敷地貸渡ヲ禁ス	(上卷) 三六六
○道路橋梁渡津等ニ於テ警部巡查區内進行ノ節貨錢請求ヲ禁ス	(上卷) 三七四
●れ之部	
●禮式	
○警察官吏禮式	(上卷) 四四〇
○警察禮式	(追錄) 四〇
○警察官吏禮式廢止	(追錄) 四四
○看守及看守長禮式	(追錄) 一五五
●令狀	
○市町村徵收ノ國稅納期ヲ過キ督促令狀發付前ニ其滞納税金上納ノトキ取扱方	(下卷) 一四三
○納期後督促令狀發付前國稅ヲ上納セントスル者アルトキ取扱方	(下卷) 一四四

索引
 脱籍、脱走 兌換 大中小車 大學 大審院 大小林區署
 代官、代官 代人 臺帳 道路 禮式 令狀

●空知

○空知集治監ノ四人輕罪以下ノ罪ヲ犯シタル者裁判及治罪手續 (下卷) 一〇七五

○つ之部

●通知

○土地濫帳規則第三條ニ依リ濫帳所管廳ニ通知書記入方ヲ定ム (上卷) 三四二

○前項通知書離形送達方 (上卷) 三四三

○通知ハ登記ヲ爲シタル十日以内ニ爲スヘキ件 (上卷) 三四六

○同上ニ付地目ノ區別ニ從ヒ時限ヲ定ム (上卷) 三四六

○徵集延期若クハ猶豫中他徵集區ニ轉籍スル者アルトキ通知方 (上卷) 七〇六

○諸記名公債證書元金償還ノトキ所有者へ通知方 (下卷) 五

○裁判所ニ於テ身代限又ハ抵當物公賣處分ヲ爲ス時及其處分ヲ取消ス時登記所ニ通知セシム (下卷) 一〇四五

○裁判所ニ於テ身代限處分又ハ抵當物公賣

處分ノ未落札セシトキ登記所ニ通知方 (下卷) 一〇四五

○恩給扶助料ヲ有スル元軍人尙軍人及寡婦孤兒罪ヲ犯シ公權剝奪停止ノ處分ヲ受ケタル者アルトキ大藏省へ通知方 (下卷) 一〇七七

○醫師タル者醫業ニ關スル犯罪有之節内務省へ通知方 (下卷) 一〇七九

○醫師醫業ニ關シテ罪ヲ犯シ處斷セシ内務省へ通知方再達 (下卷) 一〇八〇

●通稱

○通稱名乘兩様ヲ用フルヲ禁ス (下卷) 五七一

○國名舊官名ヲ以テ通稱ニ用フルヲ禁ス (下卷) 五七一

●通用

○通用貨幣ノ總テ流通ノ用ヲ缺ク所爲ヲ禁ス (下卷) 一六

○通用ヲ禁止シタル貨幣紙幣ノ引換ニ關スル件 (下卷) 三

●通漁

○日本朝鮮通漁規則 (下卷) 六九三

●對馬

○對馬警備隊區在籍隊備後備下士ヲ演習ノ爲メ召集並ニ旅費支給方 (上卷) 八三七

○對馬對馬電報料ノ件

(上卷) 一二五

●潰地

○買上地拂下地潰地等收稅除稅區分方ヲ定ム (下卷) 二四二

●追徴

○内國稅未納追徴整理順序 (下卷) 一五一

○内國稅未納追徴整理順序様式凡例中ヲ改正ス (下卷) 一五一

○ね之部

●年號 年齡

○年號改元ノ關勃 (上卷) 一二五

○年號月日ヲ略記セシ書類等ハ裁判上證據ニ相立ス (下卷) 五九七

○年號月日ノ内略記ノ書類ヲ以テ出訴ニ及ブモ取揚裁判ス (下卷) 五九七

○脱籍及行衝知レサル者除籍ノ年齡 (下卷) 五七三

●年俸 年金

○樞密院議長副議長顧問官並書記官長書記

官年俸改正

○會計検査院高等官年俸 (附錄) 五八三

○行政裁判所長官並評定官年俸 (附錄) 五八三

○貴族院衆議院書記官長並書記官年俸 (附錄) 五八六

○郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ各郡指定 (官制部追録) 二

○郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ各郡指定 (官制部追録) 二

○印章年金褫奪及停止取扱手續改正 (官制部追録) 八

○印章年金褫奪及停止取扱手續改正 (上卷) 三三

○巡査看守給助例中年金支給方 (上卷) 三三

○巡査看守給助例中年金支給方 (上卷) 三四

○年期 年限 (上卷) 四一

○年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ其實賣買同様ノ所業ヲ禁ス (上卷) 四一

○荒地等ノ段別年期増減取調差出方 (下卷) 二四四

○従前小學校教員免狀及右ト同一ノ効ヲ有スル小學校教員免狀及右ト同一ノ効ヲ有スル小學校教員免狀及右ト同一ノ効 (上卷) 九四三

○燈標私設ヲ禁シ既設燈標年限ヲ定ム (上卷) 一〇〇〇

○燈標私設ヲ禁シ既設燈標年限ヲ定ム (下卷) 四三

索引つね

空知 通知 通稱 通用 通漁 對馬 潰地 追徴 年號 年齡 六十七

○宮内省判任官中陞叙年限	(附録) 八九一
○非職官吏年限滿期届出	(附録) 九三九
●願伺届	
○出版版權本樂譜寫真條例ニ關スル願伺届手續ヲ定ム	(上卷) 四九〇
○寄留者諸願伺届等處分濟本管廳へ通達方	(下卷) 五五六
○寄留人願伺届等郡區長(戶長)ニ於テ取扱方	(下卷) 五五八
○寄留者諸願伺届等寄留地ノ管廳へ差出方	(下卷) 五五八
●鼠取藥	
○燐製ノ鼠取藥ヲ禁ス	(上卷) 六二七
○な之部	
●内閣	
○内閣組織	(附録) 三
○内閣官制	(附録) 四
○内閣所屬職員官制	(附録) 五
●内大臣	
○内大臣並宮中顧問官及内大臣祕書官官制	(附録) 四七
○内大臣以下俸給	(附録) 五七
●内務省	
○内務省官制	(附録) 九三
●内國	
○警察官吏司獄官吏内國旅費概則	(上卷) 四三四
○内國船難破及漂流物取扱規則	(附録) 七六八
○内國産瀝潤阿片粒粉末阿片價格ヲ定ム	(上卷) 五三六
○内國稅徵收費所屬經費ニ係ル官吏任命方	(下卷) 一四〇
○内國稅未納追徵整理順序	(下卷) 一五一
○内國稅未納追徵整理順序様式凡例中ヲ改正ス	(下卷) 一五一
○内國稅徵收費所屬物品會計規程	(下卷) 一五六
○明治二十三年度以降大藏省所管内國稅徵收費任排豫算整理方	(下卷) 一六四
○内國稅徵收費支辨旅費支給方	(下卷) 一六七
○内國郵船ニ乗組旅行ノ者其船長又ハ所持主ニ於テ姓名登記方	(附録) 七六三
○内國旅行及寄留ハ願ニ及ハス届出ノ件	(下卷) 四六八
○内國勸業博覽會五箇年目ニ開設ス	(下卷) 五六九
○内國稅徵收費所屬物品會計規程第十八條	(下卷) 六六五

別除

○二十四年度内國稅徵收費配賦取扱順序中別除改正	(追録) 八六
○内國旅費規則	(附録) 七七四
○内國旅費規則第四條官船ニ乗組出張ノ者食卓料支給方	(附録) 七七六
○地方官内國旅費支給方	(附録) 七七六
○内國旅費支給心得方	(附録) 七七八
○海軍内國旅費規則	(附録) 七九七
●奈良縣	
○奈良縣香川縣官報到達日數	(上卷) 六
●仲買人	
○米商會所株式取引所仲買人認可料	(下卷) 八八〇
○米商會所株式取引所仲買人定員	(下卷) 八八一
○米商會所株式取引所仲買人認許規程	(下卷) 八八一
●中山道	
○中山道鐵道公債證券條例	(下卷) 七四
○中山道鐵道敷設ヲ廢シ工車ヲ東海道ニ起シ中山道鐵道敷設ノ爲メニ募集ノ公債殘額ハ東海道鐵道工車ニ使用ス	(下卷) 七七
●並木	
○堤塘使用料並木貨渡料地方稅ニ合セ土木費ニ使用セシム	(上卷) 三七二
○地方稅又ハ區町村費支辨ノ堤塘使用料道路並木布貨渡料並竹木排代金取扱方	(上卷) 三七三
●難破船	
○不開港場規則難破救助心得方	(上卷) 五三九
○日本海岸ニ於テ英國船難破救助ノ費用支出方	(上卷) 五三九
○日英兩國船難破救助費用償還方	(上卷) 五三七
○日米兩國難破船費用償還方	(上卷) 五三七
○内國船難破及漂流物取扱規則	(上卷) 五三六
●納額	
○貸付金ヲ徵收スル納額告知書年度記載ニ不及件	(下卷) 九九
○放入徵稅令書納額告知書提出支拂案内書等誤記訂正ノ件	(下卷) 一四四
●納稅	
○徵稅令書ヲ受ケタル納稅人期限内ニ分納方	(下卷) 一四一

索引

願伺届 願取藥 内閣 内大臣 内務省 内國 仲買人 中山道 並木 難破船 納額 納稅 奈良縣

○北海道水産業者納稅方	(下卷) 二七三	○無檀無任ノ寺院廢止處分手續	(上卷) 二五七
○當座預引出小切手押印出願及納稅手續ヲ定ム	(下卷) 三三二	●無籍	(下卷) 五八五
●納期		○無籍在監人就籍方違但書ヲ刪除ス	(下卷) 五八六
○納期後督促令狀發付前國稅ヲ上納セントスル者アルトキ取扱方	(下卷) 一四四	○浦役場 浦役人	(上卷) 二二八
○北海道地租納期ヲ改正ス	(下卷) 二四一	○町村制ヲ施行セサル島嶼ノ戸長以下給料旅費浦役場費負擔方	(上卷) 三三三
○船車賣却牛馬賣買等ノ税金納期ヲ定ム	(下卷) 三三九	●賣渡	
○ら之部		○地所外國人へ賣渡ヲ禁ス	(上卷) 二九四
●臘虎		○官有森林原野及產物特別處分規則ニ據リ隨意契約ニテ原野ヲ賣渡ストキ準據條項	(上卷) 三〇七
○北海道ニ於テ臘虎或臘虎獸ノ獵獲ヲ禁ス	(下卷) 七〇三	○幼兒ヲ外國人ニ賣渡ヲ禁ス	(上卷) 四三三
○臘虎或臘虎獸獵獲及其生皮輸入販賣規則ヲ定ム	(下卷) 七〇四	○印紙類賣却人ニ人民所持ノ印紙賣渡方	(下卷) 三三九
○北海道ニ於テ臘虎或臘虎獸獵獲出願方	(下卷) 七〇五	●運輸 運送	
○む之部		○私費ヲ以テ水行ヲ疏シ險路ヲ開キ橋梁ヲ架設スル等運輸ノ便ヲ興シタル者税金取立方ヲ定ム	(上卷) 三三三
●無年期			
○無年期ノ貸附金穀裁判期限	(上卷) 六〇七		
●無檀無任			
○無檀ニシテ無任ノ寺院廢止方	(上卷) 二五七		

○火鑪類鐵道運送條規	(上卷) 三九五	○七部農事巡回教師設置ヲ停止ス	(下卷) 六七三
●氏神氏子		●農作物	
○町村鎮座氏神氏子去就禁否處分方	(上卷) 二八五	○農作物保護ノタメ有益ナル鳥類獵獲禁止方	(追録) 九六
○の之部		●官制	
●農商務		○官制改正罷勅	(附録) 一
○農商務通信規則ヲ定ム	(下卷) 六七三	○内閣官制	(附録) 四
○農商務通信規則ニ據リ通信員ヨリ直接ニ主務局へ報告ヲ要スヘキ事項ヲ定ム	(下卷) 六七四	○内閣所屬職員官制	(附録) 五
○農商務省所管免許料手数料鑛山借區稅徵收及納付方	(下卷) 七六六	○賞勳局官制	(附録) 九
○農商務省特許局ニテ登録セル特許意匠及商標登録方	(下卷) 八三三	○法制局官制	(附録) 一〇
○農商務省官制	(附録) 三九二	○文官試驗委員會官制	(附録) 三三
○農商務省所管事項ニ付試驗傳習等ノ爲メ地方廳又ハ當業者ノ請求ニ應ジ技術官派遣ノ節旅費日當負擔方	(附録) 七六八	○樞密院官制及事務章程	(附録) 一六
●農學校 (學校ノ部ニ掲ク)		○宮内省官制	(附録) 三三
●農事巡回		○內大臣或宮中顧問官及內大臣秘書官官制	(附録) 四七
○農事巡回教師ヲ設置ス	(下卷) 六七一	○待從職幹事官制	(附録) 四七
		○文事秘書局官制	(附録) 四八
		○皇宮警備署官制	(附録) 四八
		○東宮職官制	(附録) 五一

索引のく

納期 臘虎 無年期 無檀無任 無籍 浦役場 浦役人 賣渡
 運輸 運送 氏神氏子 農商務 農學校 農事巡回 農作物 官制

○東宮武官官制	(附錄) 五二	○陸地測量官官制	(附錄) 一七四
○帝國博物館帝國京都博物館帝國奈良博物館官制	(附錄) 五三	○陸軍編修官官制	(附錄) 一七五
○學習院官制	(附錄) 五五	○臨時砲臺建築部官制	(附錄) 一八四
○各省官制通則	(附錄) 六四	○軍馬育成所官制	(附錄) 三三三
○外務省官制	(附錄) 八一	○陸軍重症病馬治療所官制	(附錄) 三五三
○外交官及領事官官制	(附錄) 八九	○千住製絨所官制	(附錄) 三五三
○內務省官制	(附錄) 九三	○海軍省官制	(附錄) 三六一
○集治監假留監官制	(附錄) 一〇五	○海軍編修官官制	(附錄) 三三三
○中央衛生會官制	(附錄) 一〇七	○海軍造船工學校官制	(附錄) 三三三
○地方衛生會規則	(附錄) 一〇九	○海軍中央文庫官制	(附錄) 三三六
○衛生試驗所官制	(附錄) 一一三	○新原探炭所官制	(附錄) 三五二
○中央氣象臺官制	(附錄) 一一三	○司法省官制	(附錄) 三五九
○土木監督官官制	(附錄) 一二三	○文部省官制	(附錄) 三五六
○造神宮使廳官制	(附錄) 一二五	○文部省直轄諸學校官制	(附錄) 三七六
○大藏省官制	(附錄) 二二五	○尋常師範學校官制	(附錄) 三六六
○造幣局官制	(附錄) 二二三	○東京圖書館官制	(附錄) 三六八
○印刷局官制	(附錄) 二四一	○農商務省官制	(附錄) 三九二
○稅關官制	(附錄) 二四三	○臨時博覽會事務局官制	(附錄) 三九七
○陸軍省官制	(附錄) 二四九	○富岡製絲所官制	(附錄) 四〇七
		○大小林區署官制	(附錄) 四一〇

○鑛山監督官官制	(附錄) 四二六	○宮內省官制	(附錄) 三三
○貯木所官制	(附錄) 四二七	○宮內省勅任官委任官廳官官俸給	(附錄) 五六七
○下總牧場官制	(附錄) 四二八	○宮內省官吏准官更恩給例並遺族扶助例	(附錄) 六六二
○遞信省官制	(附錄) 四三〇	○宮內省官吏准官更恩給例施行規則並遺族扶助例施行規則	(附錄) 六六八
○郵便爲替貯金管理所官制	(附錄) 四三六	○宮內省判任官中階叙年限	(附錄) 八九一
○航路標識管理所官制	(附錄) 四三〇	●皇宮 皇族	
○船舶司檢所官制	(附錄) 四三一	○皇宮警察官官制	(附錄) 四九
○電信建築官官制	(附錄) 四三三	○皇族所有ノ車馬ノ地方稅ヲ賦課スルヲ禁ス	(下卷) 三三
○電話交換局官制	(附錄) 四三五	○皇族職員官制	(附錄) 四九
○商船學校官制	(附錄) 四三六	○皇族職員官等俸給改正	(附錄) 五八八
○東京郵便電信學校官制	(附錄) 四三七	●華族	
○貴族院事務局官制	(附錄) 五二五	○華族養子女縁組離縁復籍及貧乏廢替轉居等ノ送入籍ヲ了シタルトキ華族局へ通牒方	(下卷) 五二〇
○衆議院事務局官制	(附錄) 五二七	○華族貧窮替願出方	(下卷) 五六一
○鐵道廳官制	(附錄) 五二九	○華族令	(下卷) 五六一
○警視廳官制	(附錄) 五三三	○華族席順	(下卷) 五六一
○北海道廳官制	(附錄) 五三四	○華族世襲財產法	(下卷) 五八三
○札幌農學校官制	(附錄) 五四四		
○北海道集治監官制	(附錄) 五四七		
○地方官官制	(附錄) 五五一		

索引 宮内省 皇宮、皇族 華族

○華族世襲財產法施行手續	(下卷) 五五六	○華族平民身代限規則	(下卷) 一〇四〇
○華族ニテ土地ヲ世襲財產ト爲サントスル時願出方	(下卷) 五七〇	○勳章ヲ定ム	(上卷) 二〇
○華族ノ遺孀居及養子出願方	(下卷) 五八〇	○勳章増設ノ附則	(上卷) 三三
○華族ヨリ平民ニ至ルマテ互ニ婚姻ヲ許ス	(下卷) 五八〇	○勳章等級製式及大勳位菊花頸飾製式	(上卷) 二四
○華族ノ置貸借証文及其他ノ契約書ニ本人ノ名印ヲ用ヒシム	(下卷) 五九九	○勳章佩用式	(上卷) 二五
○華族及華族ノ子弟身代限處分濟宮内省華族局へ通牒方	(下卷) 一〇四五	○勳章進級者下級勳章ヲ還納セシム	(上卷) 二六
○華族罪ヲ犯シ拘留シタル時宮内省へ通牒方	(下卷) 一〇七六	○勳章及大勳位菊花頸飾圖樣ヲ示ス	(上卷) 二六
○華族女學校職員及官等俸給	(附録) 五九	○勳章還納手續	(上卷) 二九
●華土族		○勳章佩用式說明	(上卷) 三〇
○華土族ノ子弟民籍加入ヲ許ス	(下卷) 五五九	○外國勳章佩用規則	(上卷) 三三
○華土族分家ノ者平民籍ニ編入方	(下卷) 五七六	○勳章年金視察外國勳章佩用免許狀沒收方	(上卷) 三三
○華土族平民互ニ養子取組方及居出方等	(下卷) 五八一	○勳章年金視察及停止取扱手續改正	(上卷) 三三
○華土族家督相続法	(下卷) 五七五	○金鷄勳章創設ノ附則	(上卷) 三四
○華土族卒及上一般ノ貸借証再立簿々再立以前ノ貸借裁判期限	(下卷) 六〇五	○金鷄勳章佩用式	(上卷) 三五
○華土族卒へ掛ル貸借裁判取捨ニ付心得方	(下卷) 六〇六	○帶勳者ノ犯罪ニ付勳章ヲ褫奪シタルルル犯人本籍へ通知方	(下卷) 一〇七六
		●黃綬褒章	
		○黃綬褒章臨時制定	(上卷) 四〇

●貨幣

○貨幣條例	(下卷) 一	○鑛山借區稅徵收後廢坑又ハ減坪ニ屬スル既納稅	(下卷) 七六六
○貨幣價格及引換期限	(下卷) 二四	○鑛山借區圖面調製坪數更正ノ爲メ税金ニ増減ヲ生シクルル徵收並改正方	(下卷) 七六六
○貨幣交換代金下渡方	(下卷) 二九	○農商務省所管免許料手收料鑛山借區稅徵收及納付方	(下卷) 七六六
●鑛山		○免許料手收料鑛山借區稅取扱順序ヲ定ム	(下卷) 七六七
○一鑛山ヲ數人各自ニ分區營業ノ者雙方坑區ノ距離ヲ立テ出願方	(下卷) 七六二	○鑛山試掘借區通洞及採取ニ關スル諸願書差出方	(下卷) 七六八
○鑛山試掘借區開坑等廢業願開屆方	(下卷) 七六二	○鑛山試掘證券下渡ヲ止ム	(下卷) 七六八
○鑛山借區明細表坑區稅及試掘行業日數等ノ開報方	(下卷) 七六二	○農商務省主管鑛山借區稅免許料手收料徵入概算書差出方	(下卷) 七六八
○北海道鑛山借區稅徵收方	(下卷) 七六三	○明治二十二年度以降鑛山借區稅徵收及整理方	(下卷) 七六八
○諸鑛山借區稅上納方改正	(下卷) 七六三	○鑛山借區坪數ニ増減ヲ生シタルトキ徵稅方	(下卷) 七六八
○鑛山試掘借區證券紛失ノ分所在發見ノ節證券還付方	(下卷) 七六五	○山林原野及鑛山稟請ヲ要セス處分後報告スヘキ件	(下卷) 七七〇
○鑛山試掘借區人相續又ハ讓渡讓受ノ節券面訂正下渡方	(下卷) 七六五	○鑛山試掘借區願書ニ圖面添付ノ件	(下卷) 七七〇
○鑛山借區出願方及證券下附方	(下卷) 七六六	○鑛山借區證券引揚處分ヲ受ケタル者試掘證券引揚ケノ者	(下卷) 七七〇
○鑛山借區稅息納者證券引上方	(下卷) 七六六		
○鑛山借區稅息納又ハ休業及ヒ試掘經過シ證券引揚ケノ者	(下卷) 七六六		

借區ヲ許可セザル件中削除	(追録) 一五九	○官有ノ水面ヲ埋立テ開墾ヲナサントスル モノ ○官有ノ水面ヲ埋立テ開墾ヲナサントスル モノ ○官有ノ水面ヲ埋立テ開墾ヲナサントスル モノ	(下卷) 二五二
○鑛山借區稅月割納付方	(追録) 一三九	○勸業 ○內國勸業博覽會五ヶ年目ニ開設ス	(下卷) 六六五
○鑛山監督官制	(附録) 四一六	○各地方勸業諮問會並勸業委員設置方	(下卷) 六六七
●鑛物 鑛業		○勸業諮問會並勸業委員設置心得方	(下卷) 六六八
○民有森林伐採鑛物土石掘採ヲ停止ス	(上卷) 三三七	○勸業委員ノ人員選舉方法及處務順序評定 心得方	(下卷) 六七〇
○民有森林伐採鑛物土石掘採處分方	(上卷) 三三七	●會計検査院	
○鑛業ニ關スル出願手續	(下卷) 七四八	○會計検査院事務章程	(附録) 四四〇
○諸鑛業廢業屆書へ月日ヲ詳記セシム	(下卷) 七六二	○會計検査院ニ試補ヲ置ク	(附録) 四四四
○鑛業條例	(下卷) 七七〇	○會計検査院高等官年俸	(附録) 四四三
○抗法改正實施前ニ授受シタル鑛業ニ關ス ル諸願書取扱方	(下卷) 七六九	●會計	
○鑛業者初年鑛區稅納方	(追録) 一三八	○島嶼郡區役所ニ於ケル印紙類 國稅ニ關 スル鑑札ノ出納命令官及會計監督主任會 計官吏充用方	(下卷) 一三九
●鑛屬 鑛場		○內國稅徵收費所屬物品會計規程	(下卷) 一五六
○アニロン其他鑛屬製ノ繪具染料取締方	(上卷) 六二七	○中央備荒儲蓄金會計規則	(下卷) 一三〇
○鑛場借區出願方及證券下附方	(下卷) 七六六	○林産物品會計規程中更正	(追録) 三三
○試掘鑛場ヨリ坑物發見スルトキ見本差出 方	(下卷) 七六〇		
○借區開坑許可ノ鑛場讓渡ノモノ證券下渡 方	(下卷) 七六一		
●鐵下年期			

○林區署物品會計規程中更正	(追録) 三三	○官ニ關スル公有水面埋立ノ出願免許方	(上卷) 二九八
○內國稅徵收費所屬物品會計規程第十八條 削除	(追録) 八五	○官有地特別處分規則ニ依リ官有地賣渡 方	(上卷) 三〇〇
○海軍會計監督部條例	(附録) 二九五	○官有地排下貸下取扱方ヲ定ム	(上卷) 三〇一
○會計検査官任用資格	(附録) 八四三	○官有ノ川敷灣敷寄洲川沿地等排下貸下 方	(上卷) 三〇二
●科料 科目		○官有山林原野及産物特別處分規則ニ據リ 隨契約ニテ原野ヲ賣渡ストキ準據條項	(上卷) 三〇五
○陸海軍法衙ニ於テ罰金科料ニ處スル時換 刑方	(下卷) 一〇五七	○官有山林原野賣渡ヲ要セス處分後報告ス ル事件	(上卷) 三〇七
○諸罰則ヲ犯シ罰金科料ニ處セラル、者處 分法	(下卷) 一〇七〇	○官有土地森林原野收入金徵收規程	(上卷) 三〇八
○諸罰則ヲ見届ケ訴出ル者科料罰金ノ半高 給與方	(下卷) 一〇七〇	○官有山林原野事項報告書式	(上卷) 三〇〇
○警部給與ノ内儀給雜給ノ科目流用方	(上卷) 四四四	○同上ノ件各大林區署ニ達シ	(上卷) 三〇一
○在府縣獄囚徒費小科目流用方	(下卷) 二四二	○官有財産管理規則	(上卷) 三〇二
●課稅		○官有ノ水面ヲ埋立テ開墾ヲナサントスル モノ ○官有汽船検査手續	(上卷) 三〇三
○課稅ニ關スル處分ニ付訴出方	(下卷) 一〇二	○捕魚採藻ノ爲所用ノ者湖川ト雖モ海面ニ 準シ處分シ其他官有ノ池沼借用料收入所	(下卷) 二五三
○薩哈噶島沿岸海産業課稅假規則	(下卷) 六九六		(下卷) 四八三
●官有			
○官有地特別處分規則	(上卷) 二九五		
○官有地取扱規則	(上卷) 二九六		

索引

鑛物、鑛業、鑛屬、鑛場、鐵下年期、勸業、會計検査院、會計、科料、科目、課稅、官有

用差許方	(下卷) 六九二	方改正	(上卷) 二二
○官有土地水面ニ關スル處分委任條件	(追録) 二〇	○官吏公衆ニ對シ政治上又ハ學術上ノ意見ヲ演説シ又ハ叙述スルヲ得	(上卷) 四六三
○官有森林原野及産物特別處分規則中追加	(追録) 三三	○官有森林原野ノ公賣ハ林産物公賣規程ニ準據	(附録) 九〇六
○官有森林原野ノ公賣ハ林産物公賣規程ニ準據	(追録) 三三	○官吏准官吏公務上傳染病豫防等ニ從事感染死亡シタル者へ手當金給與方	(附録) 六五九
○官有森林原野ノ立木又ハ木材ノ検査及引渡用極印雛形並使用方	(追録) 三三	○官吏恩給法	(附録) 六七〇
○官有森林交換規程	(追録) 三三	○官吏遺族扶助法	(附録) 六七六
●官地 官林		○官吏遺族扶助法施行規則	(附録) 七四九
○官地官林不用物品公賣ノ節其官廳ニ屬スル官吏投票ヲ禁ス	(附録) 九〇五	○官吏服務紀律	(附録) 九〇一
○民有ノ山野ニ入火シ又ハ官林下草刈取ノ者取締方	(上卷) 三一九	○官吏商業制禁	(附録) 九〇四
○官林ニ關スル民事訴訟ニ付所管大林區署長ニ國ヲ代表スル權利委任	(上卷) 三三三	○官吏會社ノ株主トナルヲ得ルノ區分	(附録) 九〇五
○社寺土地官林委託規則	(上卷) 二七一	○官吏懲戒例	(附録) 九〇八
○官林巡邏旅費規則	(附録) 六六七	○官吏懲戒例ハ神官並准官吏等外等へ通用ス	(附録) 九〇九
●官吏 官廳		○官吏懲戒例等ハ府縣立町村立學校長教員及書記へ適用	(附録) 九二一
○官報購讀義務ヲ有スル官吏官報代價納付		○官吏非職條例	(附録) 九三六
		○官吏非職給改正	(附録) 九三八

○官廳ノ諸工事ニ使役スル人夫死傷手當規則	(附録) 七七一	○官國幣社神官ヲ廢シ更ニ神職ヲ置ク	(上卷) 二四八
●官用 官營		○官國幣社制札面ヲ削除ス	(上卷) 二五二
○官用ノ船舶車馬へ地方稅ヲ賦課スルヲ得ス	(下卷) 三三	○伊勢神宮及官國幣社等祭典ノ節著服禮式ヲ定ム	(上卷) 二五三
○官用ノ物品輸出手續	(下卷) 三三三	○官國幣社祈年祭新嘗祭例祭地方官參向方	(上卷) 二五五
○官用ノ物品輸入手續	(下卷) 三三四	○神宮及官國幣社等祭典ニ付勅使參向ノ節著服	(上卷) 二五五
○官營ニ關スル倉庫家屋等地租編入方	(上卷) 三二二	○官國幣社神職奉務規則	(追録) 七三
●官名 官立		○官沒ノ遺失物ヲ公賣シタル金額納付方等	(上卷) 五三
○國名舊官名ヲ以テ通稱ニ用フルヲ禁ス	(下卷) 五七一	○租稅官損稟申方ヲ改定ス	(下卷) 一〇三
○官立府縣立師範學校卒業生徵兵ニ關スル件	(上卷) 七〇八	○租稅不納者處分規則ニ據リ處分ノ未官報ニ歸スルモノ取扱方	(下卷) 一〇三
○コツホ結核病治療液ハ官立府縣立病院ニ限リ使用ヲ得	(追録) 五三	●官報	
●官幣社 官國幣社		○奈良縣香川縣官報到達日收	(上卷) 八
○官國幣ノ諸神社神輿渡御ノ節供奉ノ者帶刀差許方	(上卷) 四五〇	○官報發行	(上卷) 九
○官幣社々殿ノ裝飾及社頭ノ菴燈灯ニ限リ菊御紋ヲ用ユルコトヲ許ス	(上卷) 四五四	○官報ニ記載スヘキ事項ハ官報局長ノ斟酌ニ任ス	(上卷) 二二
○官幣社官祭執行方	(上卷) 二五三	○銀行會社等ノ報告類官報ニ掲載ヲ許ス	(上卷) 二二
○官國幣社及府縣郷社共古來ノ制式保存方	(上卷) 二一四	○官報定價ヲ定ム	(上卷) 三

索引

官地、官林、官吏、官廳、官用、官營、官名、官立、官幣社、官國幣社、官沒、官報、官費、官報

○官報報告主任官	(上卷) 三	○寺院附屬ノ地所建物什物抵當賣買其他財	(上卷) 二八六
○官報代價送納方法	(上卷) 三	○產ニ關スル諸願ハ管長ノ添書ヲ要ス	(上卷) 二八七
○官報購讀義務ヲ有スル官吏官報代價納付	(上卷) 三	○祠宇寺院ノ廢立及財産ニ關スル諸願ハ管	(上卷) 二八七
方改正		長ノ添書ヲナサント	
○官報ヲ購求シ更ニ郵便ニ差出ストキ取扱	(上卷) 一〇五三	○管廳郡役所ニ納ムル戸籍簿副本及寄留届	(下卷) 五五五
方		等ノ件	
●管轄替 管内		○吳軍港規則	(下卷) 四一五
○土族家督相續管轄替等身上異動届發出ニ	(下卷) 五六〇	○熊本	(上卷) 九六三
及ハス		○高等中學校設置區域第五區内熊本ニ高等	
○管内限諸達書及揭示諸書從來官費ニ係ル	(下卷) 二〇九	中學校設置	
者支辨方		●樺戸	
●實屬替 實籍替		○樺戸集治監ノ囚人輕罪以下ノ罪ヲ犯シタ	(下卷) 一〇七五
○華族養子女縁組離縁復籍及實屬替暫居等	(下卷) 五六〇	ル者裁判手續	
ノ送入籍ヲ了シタルトキ華族局へ通牒方	(下卷) 五六一	●釧路	
○有位者改名實屬替死去願届ヲ取扱タルト	(下卷) 五六一	○釧路國釧路へ特別輸出港規則施行	(下卷) 四二二
キ郡區長ヨリ華族局へ通牒方	(下卷) 五六一	○釧路集治監ノ囚人犯罪ノ者處分方	(下卷) 一〇七五
○土族家督相續養子女籍替届出方	(下卷) 五六一	●火藥	
●管長 管廳		○火藥類鐵道運送條規	(上卷) 三九五
○管長身分取扱	(上卷) 一六一	○幌内鐵道火藥類運送條規ヲ定ム	(上卷) 三九七

○火藥取締規則	(上卷) 一五〇七	○車稅規則	(下卷) 三三七
○火藥類賣買ヲ免許シ火藥庫設置ヲ許可セ		○車稅規則へ附則ヲ追加ス	(下卷) 三三九
シ片届出方		○耕作一途ニ用フル車類車稅免除ノ檢印燒	(下卷) 三四〇
○火藥類賣買營業許可及其他ノ届方	(上卷) 五二三	記方	
○陸軍省ニ於テ火藥排下ノ場所	(上卷) 五二三	●區裁判所	
○海軍省ニ於テ火藥排下ノ場所	(上卷) 五二四	○區裁判所出張所管轄區域	(下卷) 一〇一五
○火藥庫圍線規則	(上卷) 五二四	○地方裁判所支部ノ事務ヲ取扱フヘキ判事	(附錄) 四八九
●菓子		檢事及區裁判所監督判事補職等三關スル件	(追錄) 一三九
○菓子稅則	(下卷) 三〇八	○區裁判所出張所管轄區域表中改正	(追錄) 一四〇
○博覽會共進會場内外ニ於テ出品烟草菓子		○區裁判所出張所管轄區域及	(追錄) 一四〇
賣買ヲ販賣ストキノ取扱方ヲ定メ十一		期日改正	(追錄) 一四〇
年内務大藏兩卿達ニ第四十七號ヲ廢止ス	(下卷) 六六七	○區裁判所出張所開廢並管轄區域表中改正	(追錄) 一四七
●患者		●郡制 郡區町村	(上卷) 七五
○醫師患者死亡届	(上卷) 五七四	○府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員並ニ府	
○患者死亡届發出順序	(上卷) 五七五	縣會議員ノ選舉區域地方稅收支豫算地方	
●回漕		稅財產備荒儲蓄金處分方郡費支辨方法及	
○外國船舶届入回漕ノ節出帆前届主ヨリ其	(下卷) 三六七	府縣ノ急施事業ニ關スル諸件	(上卷) 九六
港稅關へ稟申方	(下卷) 三六三	○郡區町村編制法	(上卷) 九六
○回漕貨物取扱條例			
●車稅			

索引く
 管轄替 管内 實屬替 實籍替 管長 管廳 吳軍港 熊本 樺戸
 釧路 火藥 菓子 患者 回漕 車稅 區裁判所 郡制 郡區町村

郡長 郡區長

○郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ各郡指定 (官制部追録) 二
○郡長ニ特別年俸ヲ支給スヘキ各郡指定追
加 (官制部追録) 八

○寄留人願伺届等郡區長(戶長)ニ於テ取扱
方 (下卷) 五五

○郡區長任用方 (附録) 八四六

○郡區長ノ試験ニ關スル條規 (附録) 八四六

○北海道郡區長試験ヲ要セス判任官ヨリ任
用方 (附録) 八四七

郡區役所

○郡區役所戶長役場租稅徵收ニ關スル帳簿
式ヲ定ム (下卷) 二四六

郡區吏員 郡區書記

○郡區吏員給料發給額不苦達ヲ廢ス (下卷) 三三三

○學校職員及郡區書記戶長旅費額改正 (追録) 六五

○學校職員及郡區書記戶長旅費額改正 (附録) 七九三

區町村 區戶長

○區町村會法 (上卷) 二六二

○區郡部會規則 (上卷) 二四三

○府縣會其議定スヘキ事件ノ細目ニ係ル事
項ヲ區町村會等ノ議ニ付スルヲ得 (上卷) 三四

○區町村公共ノ共有物ハ區町村會ニ於テ評
決セシム (上卷) 三〇

○區町村費支辨ノ事業ニ關スル寄附金穀物
件ノ費途使用方及區町村費ノ雜收入區町
村會ノ評決ニ付セシム (上卷) 三三

○水利土功及學事ニ關スル町村聯合會ハ區
町村會法ニ依リ市町村制施行後モ存續ス
ルヲ得 (上卷) 二六四

○地方稅又ハ區町村費支辨ノ堤塘使用料道
路並木布賃渡料並竹木排代金取扱方 (上卷) 三七三

○北海道府縣及區町村立航路標識看守條
規 (下卷) 四三

○地方稅區町村費ヲ以テ航路標識設置取扱
方 (下卷) 四三

○市制町村制實施ノ際區戶長區書記役場筆
生事務取扱方及區町村經費徵收支出方 (上卷) 三三

軍人 軍吏

○軍人制服ヲ着用乘馬シタル者ハ刑法第四

百二十七條第三項ノ限ニ無之

○陸軍省所管ノ軍人軍屬逃走之者捕縛送送
方 (下卷) 一〇八五

○逃亡犯罪人引渡條例 (下卷) 一〇八五

○軍人恩給法 (附録) 六九六

○軍人恩給法施行規則 (附録) 七二六

○陸海軍軍人現役年限年給 (附録) 九四一

○志願軍吏職醫生ヲ陸軍軍吏部城獸醫部豫
備士官ニ補任方 (附録) 八六三

軍事 軍港

○軍事警察中選式ニ係ル事項取扱方 (上卷) 八五七

○軍事參議官條例 (附録) 一六七

○軍港要港ニ關スル件 (下卷) 四二三

○軍港要港規則逃犯者處分ノ件 (下卷) 四二三

○橫須賀軍港規則 (下卷) 四二三

○橫須賀軍港へ進入投錨又ハ通航スル片艦
船名符字信號掲揚方 (下卷) 四二五

○吳軍港規則 (下卷) 四二五

○佐世保軍港規則 (下卷) 四二七

軍艦 軍馬

○軍艦 (下卷) 四二七

軍艦條例

○軍馬育成所官制 (附録) 三三二

○福元軍馬育成所支所設置 (附録) 三三三

○軍用電信ニ係ル妨害者處分方 (上卷) 一〇九二

○武官所有ノ軍用銃賣買取取扱規則 (上卷) 五〇六

外務 外交

○外務省官制 (附録) 八一

○外務省派遣清國留學生判任官ニ任用方 (附録) 八五二

○外交官領事官貿易事務官公使館書記生及
領事館書記生賜暇歸朝規則 (追録) 九二

○新聞紙雜誌文書圖書ニシテ外交上ニ係ル
件ヲ記載方 (追録) 九〇六

○外交官及領事官官制 (附録) 八九

○外交官領事官及書記生定員 (附録) 九一

外國

○外國勳章佩用規則 (上卷) 三三

○勳章年金褫奪外國勳章佩用免許狀沒收方 (上卷) 三三

○地所外國人へ賣渡ヲ禁ス (上卷) 二九四

索引

郡長 郡區長 郡區役所 郡區吏員 郡區書記 區町村 區戶長 軍人 軍吏
軍馬 軍艦 軍港 軍用電信 軍用銃 外務 外交 外國

- 幼兒ヲ外國人ニ賣渡ヲ禁ス (上卷) 四三
- 我カ有版權ノ圖書ニシテ外國人ノ翻刻ニ係ル者ハ販賣ヲ禁ス (上卷) 四九
- 銃砲類外國人ト賣買差許方 (上卷) 五〇七
- 外國船舶雇入回漕ノ節出帆前雇主ヨリ其港稅關へ稟申方 (下卷) 三六七
- 外國船ヲ雇入レ不開港場へ廻船ノ節稅關其他へ通知方 (下卷) 三六七
- 外國へ渡航ノ日本形商船國旗掲揚方 (下卷) 四六三
- 外國人民ト婚姻ヲ許ス (下卷) 五八三
- 外國人ヲ同居セシムルヲ禁ス (下卷) 五八九
- 外國人へ地所家屋賃與等約定取結方 (下卷) 六二〇
- 外國公使館敷地トシテ官有地賃渡へ隨意ノ約定ニ依ルヲ得 (追録) 二〇
- 外國旅費規則 (附録) 八五
- 肖像
 - 神社寺院ノ守札及神佛號ヲ記セル肖像等ハ其神社寺院ノ外出版ヲ禁ス (上卷) 四九六

- 藥劑 藥品
 - 藥劑師廢業又ハ死亡シタル片届出方 (上卷) 六三
 - 藥劑師試驗規則 (上卷) 六三〇
 - 藥劑師試驗受驗人心得 (上卷) 六三二
 - 藥品營業並藥品取扱規則ニ據リ届出タル藥劑師廢業又ハ死亡者報告方 (上卷) 六三三
 - 藥品營業并藥品取扱規則 (上卷) 六〇六
 - 藥品巡視規則 (上卷) 六二二
 - 藥品巡視員巡視施行及費用等支辨方證稟雛形 (上卷) 六三三
 - 藥品其他検査手数料ヲ定ム (上卷) 六八
 - 醫藥適用ノ藥品印紙貼用 (上卷) 六二九
 - 衛生試驗所藥品検査印紙 (上卷) 六二九
 - 衛生試驗所ニテ検査印紙ヲ貼付スル藥品種別 (上卷) 六三〇
 - 藥品、礦物及金屬検査手数料改正 (上卷) 六三〇
 - 藥品及物品ノ衛生試驗所初回検査ニ不服ノ者ハ再検査ヲ請フヲ得 (追録) 五三
- 藥局 藥用
 - 日本藥局法改正 (追録) 五三

○ ま之部

- 藥用阿片賣買並製造規則 (上卷) 六三三
- 藥用阿片受拂手續ヲ定ム (上卷) 六三七
- 約束 約定
 - 爲替手形約束手形條例 (下卷) 九五七
 - 爲替手形約束手形ニ關スル書式ヲ示ス (下卷) 九六四
 - 外國人へ地所家屋賃與等約定取結方 (下卷) 六二〇
 - 金穀等渡方延滞及無期限ノ約定ヲナシタル分利息處分方 (下卷) 六二二
 - 將來發掘ノ坑物ヲ引當トシテ外國人ヨリ金子借受又ハ先賣ノ約定等ヲ禁ス (下卷) 七六〇
 - 外國公使館敷地トシテ官有地賃渡へ隨意ノ約定ニ依ルヲ得 (追録) 二〇
- 雇人 雇入
 - 雇人名稱 (下卷) 五九九
 - 外國人雇入手續 (下卷) 五九九
 - 僱外國人 傭員 (附録) 八二四
 - 養育
 - 三子出産因窮ニシテ華養行届兼候向養育料給與方 (上卷) 四七

- 恤救米及棄兒養育米等石代金下渡方 (上卷) 四七
- 恤救米及棄兒養育米等渡前月相場調成難成向ハ前々月平均相場ヲ用フ (上卷) 四八
- 棄兒養育米被下方 (上卷) 五二
- 棄兒養育米被下半年限及年齢見定方 (上卷) 五二
- 棄兒養育米至月未滿端日數ノ分支給方 (上卷) 五三
- 寄留人へ養育米下渡方 (上卷) 五三
- 養子 養女
 - 華族養子女縁組離縁復籍及實屬替囀居等ノ送入籍ヲ了シタルトキ華族局へ通牒方 (下卷) 五八〇
 - 華族ノ單隱居及養子出願方 (下卷) 五八〇
 - 士族ノ單隱居及養子出願方 (下卷) 五八〇
 - 華士族平民互ニ養子取組方及届出方等 (下卷) 五八〇
 - 金贖上養女ノ名目ヲ爲シ娼妓藝妓ノ所業ヲ爲サシムルヲ禁ス (上卷) 四三三
- ま之部
 - 神社寺院ノ守札及神佛號ヲ記セル肖像等ハ其神社寺院ノ外出版ヲ禁ス (上卷) 四九六

索引やま

肖像 藥劑、藥品、藥劑師、藥用、約束、約定、僱外國人、傭員、養育、養子、養女、守札

● 柁

○柁底組製作及使用方

(下卷) 七三六

● 埋藏 埋葬

○遺失物取扱規則中埋藏物ヲ掘得ル者處分方

(上卷) 五三三

○墓地及埋葬取締規則

(上卷) 五七一

○墓地及埋葬取締規則ニ違背スル者處分方

(上卷) 五七二

○墓地及埋葬規則細則標準

(上卷) 五七三

● 毎年度

○毎年度國稅賦課計算書調製手續設定租稅計算整理順序

(下卷) 一六四

○毎年度國稅賦課計算書調製方第二項改正

(追録) 八五

● 迷兒

○迷兒取扱及費用支辨方

(上卷) 五三

◎ け之部

● 警視廳

○警視廳高等官俸給令

(附録) 五三三

○警視廳高等官俸給令

(附録) 六三

○警視廳高等官俸給令ニ依リ警察署長俸給區別

(附録) 六三六

● 警部 警官

○巡查奉職五年以上ノ者ヲ警部(警部補)ニ任用方

(上卷) 四二五

○警部消防司令看守長等官等俸給改正

(附録) 八七二

○警部巡查ノ等級ヲ廢シ俸給ヲ定ム

(上卷) 四一八

○警部巡查給與規則

(上卷) 四一九

○警部長ニ屬スル俸給雜給支辨方

(附録) 四二〇

○警部給與ノ内俸給雜給ノ科目流用方

(附録) 六四九

○司法警察上巡查ヲシテ警部ノ代理ヲ爲サシムル方

(上卷) 四四四

○司法警察上巡查ヲシテ警部ノ代理ヲ爲サシムル方

(下卷) 一〇八五

○巡查ニシテ警部代理ノ資格ヲ以テ取扱タル事件ニ付テハ警部同様ノ取扱ヲ爲サシム

(下卷) 一〇八四

○警官練習所受業生ニ係ル費用支辨方

(上卷) 四一七

○警官練習所受業生ニ係ル費用支辨方

(上卷) 四一七

● 警察

○警察巡回規則

(上卷) 四〇六

○警察賞與規則

(上卷) 四〇九

○警察及監獄備員職務上死傷セシモノ吊祭扶助療治料支給及支辨方

(上卷) 四一五

○警察官吏司獄官吏内國旅費概則

(上卷) 四三四

○北海道廳警察官吏及神官旅費

(附録) 七六八

○北海道廳警察官吏及神官旅費

(附録) 七六九

○警察官吏持區内巡回日當支給方

(上卷) 四二六

○公務ニテ往復スル警察官吏及囚徒護送ノ官吏運車費支給方

(上卷) 四三六

○警察官吏等官船ノ乗込出張ノ節食卓料支給方

(上卷) 四三九

○警察官吏及消防官制服改正

(上卷) 四三七

○警察官吏及消防官服裝規則

(上卷) 四四〇

○警察官吏禮式

(上卷) 四四〇

○警察費ニ對スル國庫下渡金改正

(上卷) 四四二

○警察署分署建築修繕費國庫下渡金地方稅連帶支辨方

(上卷) 四四三

○警察官吏並並三之三ニ準スル備内外國人諸給與支辨方

(上卷) 四四三

○警察上賞與等巡查以下ノ給與ノ分國庫下渡金下地方稅下連帶支辨方

(上卷) 四四三

○警察廳舍建築修繕費國庫金算出方

(上卷) 四四三

○警察費國庫下渡金ノ殘餘翌年度ニ差繰方

(上卷) 四四四

○警察費警察廳舍建築修繕費豫算原按額届出方

(上卷) 四四四

○警察費ノ内府縣下渡金交付方

(上卷) 四四四

○警察費並警察廳舍建築修繕費届出方

(上卷) 四四七

○警察費ノ内地方稅連帶支辨金支出方及決算上殘金取扱ノ件

(上卷) 四四七

○警察及監獄雇員死傷者吊祭扶助療治料支給方

(附録) 七七一

○警察署長ニ補スヘキ警視特別任用方

(附録) 八七二

○警察官吏及消防官制服改正

(追録) 三九

○警察禮式

(追録) 四〇

○警察官吏禮式廢止

(追録) 四四

索引 柁 埋藏、埋葬 毎年度 迷兒 警視廳 警部、警官 警察

○警察官其他内國旅費概則中改正	(追録)四
●契約	
○契約證書解釋方法	(下卷)五九七
○華族ノ軍貸借証文及其他ノ契約書ニ本人ノ名印ヲ用ヒシム	(下卷)五九九
○北海道廳ニ於テ殖産獎勵ニ要スル種畜費渡ハ隨意契約ニ依ルヲ得	(追録)六六
●經費	
○高等中學校經費支辨方	(上卷)九四四
○高等中學校經費各府縣分擔額報告方	(上卷)九六二
○已決囚ニ係ル經費區分實地取計方	(下卷)一一四二
○森林經費科目表中更正	(追録)三
●刑法	
○刑法附則	(下卷)一〇五七
○刑法附則中改正	(下卷)一〇五七
○刑法附則中監視表旅券書式ヲ定ム	(下卷)一〇五九
○陸軍上等卒ニシテ刑法特ニ官吏ノ爲メ定メタル罪ヲ犯シタル時處斷方	(下卷)一〇六七
●刑事 刑死者	
○刑事訴訟法	(下卷)一〇三六
○刑事裁判所ニ於テ被告人ヲ責付スルノ手續	(下卷)一〇七六
○刑死者ノ墓標寫眞等ニ係ル取締方	(追録)一五三
●揭示	
○市街郡村ニ屬スル揭示場敷地官有地ニ編入方	(上卷)二八一
○管内限諸違書及揭示諸費從來官費ニ係ル者支辨方	(下卷)二〇九
○身代限揭示案更正	(下卷)一〇四三
○死刑者犯由牌揭示式ヲ改正ス	(下卷)一〇五八
●輕罪	
○輕罪ニ係ル控訴豫納金規則	(下卷)一〇三七
○西洋形船舶長運轉手機關手免狀ヲ有スル者罪ヲ犯シ輕罪以上ノ刑ニ處シタル師農商務省へ通牒方	(下卷)一〇八〇
○輕罪控訴被告人ニ係ル拘禁中ノ諸費支辨方	(下卷)一一四三
●教員 教師 教官	
○尋常師範學校尋常中學校及高等女學校教員免狀規則ヲ定ム	(上卷)九三六
○同上規則發令前授與シタル免狀及卒業證書ノ効	(上卷)九四二
○尋常師範學校尋常中學校及高等女學校教員免狀規則但書ニ依リ檢定ヲ受ケントスル者ハ隨時出願スルヲ得	(上卷)九四二
○小學校教員免狀規則	(上卷)九四七
○從前授與ノ小學校教員免狀効力	(上卷)九九九
○從前ノ小學校教員免狀及ヒ右ト同一ノ効ヲ有スル小學校師範學校卒業證書有効年限延期方	(上卷)一〇〇〇
○小學校教員假免狀授與方	(上卷)一〇〇〇
○學校教員集會條例ニ依リ罰金處分ヲ受ケ又ハ政黨ニ關係スル者稟申及禁止方	(上卷)一〇〇〇
○學校教員集會條例ニ依リ罰金處分ヲ受ケ又ハ政黨ニ關係スル者稟申差止方ノ省令	(上卷)一〇〇一
○小學校教員退隱料及遺族扶助料法	(上卷)一〇〇一
○神佛敎導職ヲ廢シ寺院ノ任職ヲ任免シ及教師ノ等級進退ヲ管長ニ委任ス	(上卷)一一六〇
○農事巡回教師ヲ設置ス	(下卷)六七一
○七部農事巡回教師設置ヲ停止ス	(下卷)六七三
○小學校令ニ基キ正教員准教員ノ別ヲ定ム	(追録)五九
○教官技術官ノ資格ヲ有スル者行政官ニ任用ノ件	(附録)八四四
○陸軍及海軍ニ於ケル文官教官	(附録)二五三
●教科圖書 教育	
○師範學校小學校及中學校教科用圖書檢査規則ヲ定ム教科用圖書檢定條例ヲ廢ス	(上卷)一〇一一
○教科用圖書檢定條例ニ依リ檢定シタル圖書ノ効力	(上卷)一〇一三
○尋常師範學校教科用圖書檢定方	(上卷)一〇一三
○教科用圖書檢定願書樣式	(上卷)一〇一三
○公私立小學校教科用圖書檢定方法	(上卷)一〇一五
○小學校教科用圖書課用方	(上卷)一〇一六
○教育ニ關スル勅語ニ付訓示	(上卷)九〇五
●敎部省 敎導團	
○敎部省沿革要領	(附録)五六五
○陸軍敎導團條例	(附録)二二八
●敎院 敎導職	

○警察官其他内國旅費概則中改正	(追録)四
●契約	
○契約證書解釋方法	(下卷)五九七
○華族ノ軍貸借証文及其他ノ契約書ニ本人ノ名印ヲ用ヒシム	(下卷)五九九
○北海道廳ニ於テ殖産獎勵ニ要スル種畜費渡ハ隨意契約ニ依ルヲ得	(追録)六六
●經費	
○高等中學校經費支辨方	(上卷)九四四
○高等中學校經費各府縣分擔額報告方	(上卷)九六二
○已決囚ニ係ル經費區分實地取計方	(下卷)一一四二
○森林經費科目表中更正	(追録)三
●刑法	
○刑法附則	(下卷)一〇五七
○刑法附則中改正	(下卷)一〇五七
○刑法附則中監視表旅券書式ヲ定ム	(下卷)一〇五九
○陸軍上等卒ニシテ刑法特ニ官吏ノ爲メ定メタル罪ヲ犯シタル時處斷方	(下卷)一〇六七
●刑事 刑死者	
○刑事訴訟法	(下卷)一〇三六
○刑事裁判所ニ於テ被告人ヲ責付スルノ手續	(下卷)一〇七六
○刑死者ノ墓標寫眞等ニ係ル取締方	(追録)一五三
●揭示	
○市街郡村ニ屬スル揭示場敷地官有地ニ編入方	(上卷)二八一
○管内限諸違書及揭示諸費從來官費ニ係ル者支辨方	(下卷)二〇九
○身代限揭示案更正	(下卷)一〇四三
○死刑者犯由牌揭示式ヲ改正ス	(下卷)一〇五八
●輕罪	
○輕罪ニ係ル控訴豫納金規則	(下卷)一〇三七
○西洋形船舶長運轉手機關手免狀ヲ有スル者罪ヲ犯シ輕罪以上ノ刑ニ處シタル師農商務省へ通牒方	(下卷)一〇八〇
○輕罪控訴被告人ニ係ル拘禁中ノ諸費支辨方	(下卷)一一四三
●教員 教師 教官	
○尋常師範學校尋常中學校及高等女學校教員免狀規則ヲ定ム	(上卷)九三六
○同上規則發令前授與シタル免狀及卒業證書ノ効	(上卷)九四二
○尋常師範學校尋常中學校及高等女學校教員免狀規則但書ニ依リ檢定ヲ受ケントスル者ハ隨時出願スルヲ得	(上卷)九四二
○小學校教員免狀規則	(上卷)九四七
○從前授與ノ小學校教員免狀効力	(上卷)九九九
○從前ノ小學校教員免狀及ヒ右ト同一ノ効ヲ有スル小學校師範學校卒業證書有効年限延期方	(上卷)一〇〇〇
○小學校教員假免狀授與方	(上卷)一〇〇〇
○學校教員集會條例ニ依リ罰金處分ヲ受ケ又ハ政黨ニ關係スル者稟申及禁止方	(上卷)一〇〇〇
○學校教員集會條例ニ依リ罰金處分ヲ受ケ又ハ政黨ニ關係スル者稟申差止方ノ省令	(上卷)一〇〇一
○小學校教員退隱料及遺族扶助料法	(上卷)一〇〇一
○神佛敎導職ヲ廢シ寺院ノ任職ヲ任免シ及教師ノ等級進退ヲ管長ニ委任ス	(上卷)一一六〇
○農事巡回教師ヲ設置ス	(下卷)六七一
○七部農事巡回教師設置ヲ停止ス	(下卷)六七三
○小學校令ニ基キ正教員准教員ノ別ヲ定ム	(追録)五九
○教官技術官ノ資格ヲ有スル者行政官ニ任用ノ件	(附録)八四四
○陸軍及海軍ニ於ケル文官教官	(附録)二五三
●教科圖書 教育	
○師範學校小學校及中學校教科用圖書檢査規則ヲ定ム教科用圖書檢定條例ヲ廢ス	(上卷)一〇一一
○教科用圖書檢定條例ニ依リ檢定シタル圖書ノ効力	(上卷)一〇一三
○尋常師範學校教科用圖書檢定方	(上卷)一〇一三
○教科用圖書檢定願書樣式	(上卷)一〇一三
○公私立小學校教科用圖書檢定方法	(上卷)一〇一五
○小學校教科用圖書課用方	(上卷)一〇一六
○教育ニ關スル勅語ニ付訓示	(上卷)九〇五
●敎部省 敎導團	
○敎部省沿革要領	(附録)五六五
○陸軍敎導團條例	(附録)二二八
●敎院 敎導職	

索引 契約 經費 刑法 刑事 刑死者 揭示 輕罪 敎科圖書 敎育 敎部省 敎導團 敎院 敎導職 敎員 敎師 敎官 八十九

○政院教會所設教所ニ於テ雜儀ヲ執行シ或ハ平素衆庶ニ參拜セシムル等ノ所爲ヲ禁ス	(上卷) 二六三
○神官教導職ノ兼補ヲ廢シ雜儀ニ關係セス	(上卷) 二五二
○従前ノ教導職タリシ者身分取扱方	(上卷) 二六一
●減租	
○減租ノ附帶	(下卷) 二三三
●船燈	
○海上衝突豫防規則ニ記載シタル檣燈及舷燈製造罰例	(下卷) 四三三
●決闘	
○決闘罪	(下卷) 一〇五七
●象養	
○人家稠密ノ場所ニ於テ象養ヲ禁ス	(上卷) 五六九
○象養制限酌方	(上卷) 五七〇
●建議	
○府縣會規則第七條ニ依リ内務卿ニ建議スル場合ニ於テ議員上京方	(上卷) 二六一
●獻金	
○戊辰ノ際諸軍出張先或ハ御用先ニ於テ調達金又ハ獻金歐米等取調期限後請求ノ出	
●現納金	
○現納金下戻計算書金庫名記入方	(下卷) 一四六
●劇藥	
○藥品其他検査手数料ヲ定ム	(上卷) 六一八
○衛生試験所藥品検査印紙	(上卷) 六一九
○衛生試験所ニテ検査印紙ヲ貼付スル藥品種別	(上卷) 六一〇
○藥品、罐物及金屬検査手数料改正	(上卷) 六一〇
○陸軍醫官徵兵検査規則ヲ廢シ徵兵検査規則ヲ定ム	(上卷) 七二〇
○徵兵検査手續	(上卷) 七二三
○陸軍志願兵身體検査規則	(上卷) 七三二
○徵兵検査ノ節一時雇入ノ者解雇ノトキ旅費支給方	(上卷) 七三六
○海軍志願兵身體検査格例	(上卷) 七三二
○海軍志願兵身體検査格例發布前徵募セル下士卒再服役者ノ身體検査方	(上卷) 七三六
○租稅検査員ニ各派出所在勤ヲ命セシム	(附錄) 七九六
○租稅検査ニ付監督員ヲ廢シ課長ヲシテ監督ノ事務ヲ行ハシムル件	(上卷) 八九四
○西洋形船舶検査規則	(上卷) 八九六
○西洋形船舶検査細則	(下卷) 一三九
○租稅検査ニ付監督員ヲ廢シ課長ヲシテ監督ノ事務ヲ行ハシムル件	(下卷) 一三九
○西洋形船舶検査規則	(下卷) 一三九
○西洋形船舶検査細則	(下卷) 一四七

○毒藥劇藥ノ品目	(上卷) 六一三
●橋梁	
○橋梁廢損預備揭示及受取方	(上卷) 三七四
○道路橋梁渡津等ニ於テ警備巡查區内巡行ノ節貨錢請求ヲ禁ス	(上卷) 三七四
○人民私費架設ノ橋梁渡津又ハ新道軍隊行進ノ節貨錢請求方ヲ禁ス	(上卷) 三七四
○人民私費架設ノ橋梁渡津私費開鑿ノ道路等應兵巡行ノ節貨錢請求方ヲ禁ス	(上卷) 三七四
○人民私費架設ノ橋梁渡津及私費開鑿ノ道路等郵便脚夫印鑑所持ノ者ニ貨錢請求方ヲ禁ス	(上卷) 三七四
○人民私費ヲ以テ開設シタル橋梁渡津及道路等電信取扱所配達人ヨリ貨錢請求不相成	(追錄) 三
●検査 檢定	
○文部省出版圖書翻刻ノモノハ検査ヲ遂ケ誤刻ノモノ發賣差止方等	(上卷) 四九六
○蠟燭検査方法施設方	(上卷) 五五三
○虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規則	(上卷) 五六一
○虎列刺病流行地ヨリ來ル船舶検査手續	(上卷) 五六一
●願採用不相成	
●憲兵	
○憲兵職掌中行政警察事務規程	(上卷) 四〇五
○憲兵條例	(上卷) 八四九
○憲兵卒概則ヲ定ム	(附錄) 二七三
○憲兵下士上等兵補充細則	(上卷) 八五五
○憲兵卒ノ職務ニ關スル犯罪處罰例	(上卷) 八五七
○憲兵將校下士ハ司法警察官トシ卒ハ巡查ト同ク司法警察ノ事務ヲ行ハシム	(下卷) 一〇五七
○憲兵現役免除願ニ係ル件	(下卷) 一〇八四
●警備隊	
○警備隊條例	(追錄) 五四
○警備隊區司令部條例	(附錄) 二七三
●現役	
○陸軍軍人傷病疾病ニ罹リ現役服役在職ニ堪ヘサル者取扱方	(附錄) 二七五
●現納金	
○現納金下戻計算書金庫名記入方	(上卷) 七五八

索引	減租 船燈 決闘 象養 建議 獻金 憲兵 警備隊
現役 現納金 劇藥 橋梁 検査 檢定	

○官有汽船検査手續	(下卷) 四八三
○蠶種検査規則	(下卷) 六七五
○蠶種検査規則中蠶ノ原種製絲用種ノ検査施行ヲ延期ス	(下卷) 六七六
○蠶種検査規則取扱手續	(下卷) 六七七
○度量衡検査規則	(下卷) 七三三
○度量衡検査員數計算表式	(下卷) 七三六
○官有林野ノ立木又ハ木材ノ検査及引渡用極印離形竝ニ使用方	(追録) 三三
○藥品及物品ノ衛生試驗所初回検査ニ不服ノ者ハ再検査ヲ請フヲ得	(追録) 三三
○租稅徵收取扱收入官吏提出ノ計算書下検査委任方	(追録) 八五
○度量衡検査規則中附則追加	(追録) 一二八
○度量衡檢定所等ニ關スル規程	(追録) 一二四
○土地検査ノ爲メ出張スル收稅廳ノ旅費支給方	(附録) 七六四
○尋常師範學校尋常中學校及高等女學校教員免許規則但書ニ依リ検査ヲ受ケントスル者ハ隨時出願スルヲ得	(上卷) 九四一
○師範學校小學校及中學校教科圖書検査規則ヲ定メ教科用圖書檢定條例ヲ廢ス	(上卷) 一〇一一
○教科用圖書檢定條例ニ依リ檢定シタル圖書ノ効力	(上卷) 一〇一三
○教科用圖書檢定願書様式	(上卷) 一〇一三
●檢疫	
○檢疫停船規則	(上卷) 五五四
○夜間檢疫信號	(上卷) 五五五
○虎刺刺病流行ノ際檢疫所設置取計方	(上卷) 五五五
○海外諸港ヨリ來ル船舶ニ對シ檢疫施行方	(追録) 四九
●檢察官 檢事	
○裁判官檢察官會同巡視規程	(下卷) 一〇一八
○各始審裁判所支廳上席判事檢事管内治安裁判所巡視及其報告書差出方	(下卷) 一〇二〇
○沖繩縣及小笠原島裁判官檢察官ノ職務	(下卷) 一〇二二
○裁判官檢察官裁判所書記ノ官名及裁判官休職ニ係ル件	(下卷) 一〇二七
○判事、檢事裁判所書記及執達吏制服	(附録) 九四〇
○判事檢事(官等)俸給令	(下卷) 一〇三四
	(下卷) 一〇三七
	(附録) 六三一

○司法警察ニ關スル細則ヲ設ントスルトキ檢事ニ協議セシム	(下卷) 一〇六四
○裁判官檢察官會同巡視規程廢止ノ件	(追録) 一四九
●元老院	
○元老院沿革要領	(附録) 五六四
○ふく部	
●府縣	
○府縣委託金ヲ地方稅經濟ニ移ス	(上卷) 九六
○府縣直稅分署間稅分署ノ位置	(下卷) 一〇四
○府縣管理ニ管スル飲用水道及公葬墓地維持保存方法經費徵收方法等届出方	(下卷) 三三
○府縣歲入歳出豫算調製式竝ニ費目流用規程設置	(追録) 一
○府縣事務稟請ヲ要セス處分後報告條件	(追録) 一七
○府縣參事官及典獄特別任用令	(附録) 五五〇
○府縣參事會ノ職務ニ關スル件	(附録) 八四八
○府縣參事會ノ職務ニ關スル件	(官制部追録) 二
●府縣制	
○府縣制	(上卷) 五三

○府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員竝ニ府縣會議員ノ選舉區域地方稅收支豫算地方稅財產備荒儲蓄金處分方郡費支辨方法及府縣ノ急施事業ニ關スル諸件	(上卷) 九六
○府縣制施行ノ地方ニ限リ法律第三號ヲ廢止ス	(上卷) 九六
●府縣會	
○府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員竝ニ府縣會議員ノ選舉區域地方稅收支豫算地方稅財產備荒儲蓄金處分方郡費支辨方法及府縣ノ急施事業ニ關スル諸件	(上卷) 九六
○府縣會其議定スヘキ事件ノ細目ニ係ル事項ヲ區町村會等ノ議ニ付スルヲ得	(上卷) 三三五
○府縣會議員會議ニ關スル事項ヲ以テ他ノ府縣會議員ト聯合集會往復通信ヲ禁ス	(上卷) 三四四
○府縣會議員選舉規則	(上卷) 三四四
○市制施行ニ付府縣會議員ノ選舉及市公民ノ資格ニ關スル件	(上卷) 三四四
○府縣會議員選舉規則適用方	(上卷) 三五六

○府縣會審理事務手續	(上卷) 三二	○分課規程 (內務省)	(附錄) 一〇〇
○府縣會規則第七條ニ依リ内務卿ニ建議スル場合ニ於テ議員上京方	(上卷) 三二	○分課規程 (大藏省)	(附錄) 一三三
○府縣會規則第廿一條ニ據リ議員改選ノ上就職交替手續	(上卷) 三六一	○分課規程 (海軍省)	(附錄) 二六六
○府縣會規則心得條件	(上卷) 三六二	○事務分掌規程 (司法省)	(附錄) 三六一
○府縣會議員定數規則	(上卷) 三六三	○分課規程 (文部省)	(附錄) 三七〇
○府縣會議員定數規則	(追録) 一八	○分課規程 (農商務省)	(附錄) 四〇〇
○府縣會議員定數規則ニ掲クル人口計算方	(追録) 一九	○分課規程 (逓信省)	(附錄) 四三三
●府縣社		●扶助料 扶助金	
○府縣社以下祠堂祠堂ノ等級ヲ廢シ身分取扱方ヲ定ム	(上卷) 一四八	○市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法	(附錄) 七六一
○官國幣社及府縣郷社共古來ノ制式保存方	(上卷) 一四八	○警察及監獄雇員死傷者吊祭扶助療治料支給及支辨方	(上卷) 四一五
○府縣社以下祠堂祠堂ノ進退取扱方	(上卷) 一五二	○恩給及扶助料毎期受領ノトキ證書提出方	(附錄) 六六一
○府縣社以下祠堂祠堂ノ節皇典講究所ノ卒業證書又ハ試験證書ヲ添出願認可ノ件	(上卷) 一五二	○海軍志願兵家族扶助金支給規則	(附錄) 七五三
○府縣社以下古代ノ裝飾ニ模倣シ神輿供奉ノ節例アル向供奉中帶刀差許方	(上卷) 一五〇	○官吏遺族扶助法	(附錄) 七四六
○府縣郷社神官奉務規則改正	(追録) 七四	○官吏遺族扶助法施行規則	(附錄) 七四九
●分課規程 分掌規程		●府縣立	
○分課規程 (外務省)	(附錄) 八五	○府縣立醫學校費用支辨方	(上卷) 九〇八
		○府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退	

隱科及遺族扶助料法	(上卷) 一〇〇六	○遺入籍ヲ丁シタルトキ華族局へ通牒方	(下卷) 五〇
○府縣立師範學校長任命及俸給令	(附錄) 七五五	○戶主其家ヲ廢シ他へ入夫或ハ養子女トナリ又ハ復籍等出願ノ者取扱方	(下卷) 五一一
○府縣立師範學校長特別任用令	(追録) 六四七	●浮標	
●府縣稅	(附錄) 八四九	○浮標ニ舟ヲ繫キ或ハ鰲標ノ階梯ニ上ルヲ禁ス	(下卷) 四三三
○府縣稅徵收法	(下卷) 三三三	●普通	
○捕魚採藻ノ爲メ海面所用ノ者適宜府縣稅ヲ賦セシム	(下卷) 六九一	○普通治罪法陸海軍治罪法交渉ノ件處分法ヲ制定ス	(下卷) 一〇七一
●紛失		●負債 不足稅	
○紛失消滅ニ係リタル諸公債證書及利札取扱方	(下卷) 五五	○遺失々負債償還處分ヲ定ム	(下卷) 四九
●婦女		○流琉球藩負債償還並貸付金數取立方ヲ定ム	(下卷) 五三
○婦女ニテ一家相繼ノ者自印ヲ用ヒシム	(下卷) 六〇〇	○負債主失踪後ノ訴訟處分方	(下卷) 六〇八
●分家		○郵便犯則者ニ對スル未納稅不足稅等徵收方	(下卷) 一〇七九
○華士族分家ノ者平民籍ニ編入方	(下卷) 五七六	●布告布達	
●附籍		○布告布達到達日數	(上卷) 七
○附籍者徵兵適齡届出及應徵方	(上卷) 七〇六	●不開港場	
●復籍		○不開港場規則離船救助心得方	(上卷) 五二九
○華族養子女縁組離縁復籍及實屬替轉居等			

索引

府縣社 分課規程 分掌規程 扶助料 扶助金 府縣立 府縣稅 紛失 婦女 九十五
 分家 附籍 復籍 浮標 普通 負債 不足稅 布告布達 不開港場

○外國船ヲ雇入レ不開港場へ廻船ノ節税關其他へ通知方 (下卷) 三六七

●物件 物品

○犯罪ノ用ニ供シ及犯罪ニ因テ得タル物件所有主ニ還付方 (下卷) 一〇六七

○犯罪ノ用ニ供シ又ハ犯罪ニ因リ得タル物件其所有主へ假ニ下渡方 (下卷) 一〇六七

○犯罪又ハ犯則ニ依リ没收ノ物件地方廳へ引續處分方 (下卷) 一〇八一

○犯罪又ハ犯則ニヨリ没收シタル物件取扱手續 (下卷) 一〇八一

○官用ノ物品輸出手續 (下卷) 三六三

○官用ノ物品輸入手續 (下卷) 三六四

○遺失物中没官ノ物品取扱方 (上卷) 五三三

●部分木

○部分木仕付條例 (上卷) 三三一

○部分木仕付出願ノ者心得方 (上卷) 三三六

●賦金

○貸座敷引手茶屋娼妓ノ賦金ヲ地方税ニ編入シ警察機密費檢繳費ヲ地方税ヨリ支辨

ス

●古著

○虎列刺病流行地方ヨリ古著及襪襪輸送ヲ禁ス (上卷) 五五六

●服務紀律

○官吏服務紀律 (附錄) 九〇二

●服制 服裝

○警察官及消防官服制改正 (上卷) 四三九

○警察官及消防官服裝規則 (上卷) 四三七

○林務官林務官補管林主事管林主事補及森林監守服裝帶級位禮式規程 (追錄) 三五

●福元

○福元軍馬育成所設置 (附錄) 三三四

●父母 父兄

○父母ノ重病ヲ看護セシムルタメ海軍現役下士卒ノ歸郷ヲ要スルトキ出願方 (上卷) 八九四

○父兄ト同居ノ子弟或ハ別居シテ財産ヲ異ニスル者身代限處分方 (下卷) 一〇三三

○佛道各宗派管長ニ訓諭 (追錄) 七五

●文官

○文官試験委員官制 (附錄) 二二三

○陸軍及海軍ニ於ケル文官教官 (附錄) 二五三

○文官技術官等ノ試補及見習俸給支給方 (附錄) 五二二

○文官判任官以上退官賜金 (附錄) 六六二

○文官試験試補及見習規則 (附錄) 八二九

○文官試験試補及見習規則ニ關スル細則 (附錄) 八三六

○文官試験方 (附錄) 八四二

○文官試補及見習ノ待遇任用方 (附錄) 八四三

○陸軍下士官採用規則 (附錄) 八五三

○陸軍下士官採用細則 (附錄) 八五五

●文事

○文事祕書局官制 (附錄) 四八

○武官所有ノ軍用銃賣買取取扱規則 (上卷) 五〇六

○東宮武官官制 (附錄) 五二

○海軍武官官階 (附錄) 二九三

○陸軍武官進級令 (附錄) 八九一

○海軍高等武官進級條例 (附錄) 八九四

○海軍武官待命休職條例 (附錄) 九四五

◎こ之部

●國名 國籍

○國名舊官名ヲ以テ通稱ニ用ルヲ禁ス (下卷) 五七一

○國籍證明書規則 (下卷) 五九五

●國旗

○外國へ渡航ノ日本形番船國旗掲揚方 (下卷) 四六三

●國幣社

○國幣社々殿ノ裝飾提燈ニ限リ菊御紋ヲ用ユルコトヲ許ス (上卷) 四五四

○官國幣ノ諸神社神輿渡御ノ節供奉ノ者帶刀差許方 (上卷) 四五〇

○官國幣社及府縣郷社共古來ノ制式保存方 (上卷) 二四八

○官國幣社神官ヲ廢シ更ニ神職ヲ置ク (上卷) 二四八

○官國幣社制札面ヲ削除ス (上卷) 二五二

○伊勢神宮及官國幣社等祭典ノ節著服禮式ヲ定ム (上卷) 二五三

○官國幣社祈年祭新嘗祭例祭地方官參向方 (上卷) 二五五

○神宮及官國幣社等祭典ニ付勅使參向ノ節著服 (上卷) 二五四

索引

物件、物品 部分木、賦金、古著、服務紀律、服制、服裝、福元
 父母、父兄 佛道、文官、文事、國名、國籍、國旗、國幣社

●國郡區

○國郡區境場ノ變更及町村字名ノ分合改稱
等報告方

(追録)一八

●國道 國縣道

○國道ノ等級ヲ廢シ其幅員ヲ定ム

(上卷) 三六五

○鎮守府ニ達スル道路ヲ國道ニ編入ス

(上卷) 三六五

○國道表ヲ定ム

(上卷) 三七一

○國縣道ノ新設又ハ變換ニ係ルモノ築造保
存方法取調上申方

(上卷) 三六七

●國稅

○國稅地方稅區別

(下卷) 一〇一

○衆議院議員選舉法及貴族院令中直接國稅
ト稱スル件

(下卷) 一〇二

○國稅徵收法

(下卷) 二一九

○國稅徵收法ニ掲クル收入官吏タル件

(下卷) 二二三

○國稅徵收法施行細則

(下卷) 二二三

○國稅徵收法施行細則附屬徵稅令書及納付
書様式中記名心得方

(下卷) 二三五

○國稅收入官吏二名ヲ置キタルトキ徵稅令
書納付書及現金拂込書ニ記名方

(下卷) 二三五

○國稅滯納處分法施行細則

(下卷) 二五五

○國稅滯納處分法第八條中ノ諸費支出方

(下卷) 二九一

○國稅滯納處分報告書式

(下卷) 二九一

○市町村制施行ノ爲メ國稅諸規則ニ關スル
營業證札訂正方

(下卷) 一四六

○毎年度國稅賦課計算書調製方第二項改正

(追録) 八五

●國庫

○警察費ニ對スル國庫下渡金改定

(上卷) 四三三

○警察署分署建築修繕費國庫下渡金地方稅
連帶支辨方

(上卷) 四三三

○警察上首與等巡查以下ノ給與ノ分國庫下
渡金下地方稅下連帶支辨方

(上卷) 四三三

○警察廳會建築修繕費國庫金算出方

(上卷) 四四四

○警察費國庫下渡金ノ殘餘翌年度へ差繰方

(上卷) 四四四

○金庫局及國庫金出納所ニ雜部預入レノ各
廳官吏取扱金整理順序中心得方

(下卷) 一四三

○監獄不用品賣拂代金看守罰俸等國庫地方
稅收入區分方

(下卷) 一四三

●國立銀行

○國立銀行條例

(下卷) 九二

●國郡區

○北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅
徵收方

(下卷) 一三五

○北海道及ヒ町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國
稅徵收手續

(下卷) 一三七

○沖繩縣及東京府管轄小笠原島伊豆七島ノ
國稅徵收ノ件

(下卷) 一三六

○國稅事務取扱ノ件

(下卷) 一三六

○島嶼郡區役所ニ於ケル印紙類國稅ニ關
スル證札ノ出納命令官及會計監督主任會
計官吏充用方

(下卷) 一三九

○市町村徵收ノ國稅納期ヲ過キ督促令狀發
付前ニ其滯納稅金上納ノ件取扱方

(下卷) 一四三

○納期後督促令狀發付前國稅ヲ上納セント
スル者アルトキ取扱方

(下卷) 一四四

○市町村長ヲシテ國稅徵收セシムル法

(下卷) 一四〇

○國稅金ノ內金庫へ納付後其徵稅令書及納
付書ノ體記發見ノ訂正方

(下卷) 一四四

○市町村徵收ノ國稅ハ一人別徵稅元帳ヲ備
置キ其手續ヲ爲サシム

(下卷) 一四四

○國稅滯納處分法

(下卷) 一六八

●國立銀行稅額ヲ定ム

(下卷) 九四二

○國立銀行損傷紙幣交換各國立銀行本支店
ニ於テ取扱方

(下卷) 九四四

●石高

○田畑石高ノ稱ヲ廢シ反別ヲ以テ換用ス

(下卷) 二五五

○酒造制限石高ヨリ減却セシモノハ翌期管
業ヲ許サス

(下卷) 二九四

●公債

○新舊公債證書發行條例

(下卷) 三七

○舊藩ニ於テ御印証文ヲ以テ借入レ村方ヨ
リ舊藩へ轉貸セシ分公債處分ニ及フ

(下卷) 三三

○舊公債證書ノ內貳拾五圓五拾圓證書ノ金
額ヲ集メ五百圓證書ト交換ヲ許ス

(下卷) 五四

○諸公債證書ノ元金拂渡期限ヲ經過シ受取
方不申出所有主ノ損失ニ歸シタル證書取
扱方

(下卷) 五四

○諸記名公債ノ元利賦金渡方日本銀行ニ於
テ取扱ハシム

(下卷) 五四

○新舊金銀中山道鐵道金札引換無記名公債
證書及金札引換公債條例ニ據リ發行シタ

(下卷) 五四

●國郡區

○國郡區境界ノ變更及町村字名ノ分合改稱
等報告方

(追録) 一八

●國道 國縣道

○國道ノ等級ヲ廢シ其幅員ヲ定ム

(上卷) 三六五

○鎮守府ニ達スル道路ヲ國道ニ編入ス

(上卷) 三六五

○國道表ヲ定ム

(上卷) 三七一

○國縣道ノ新設又ハ變換ニ係ルモノ築造保
存方法取調上申方

(上卷) 三六七

●國稅

○國稅地方稅區別

(下卷) 一〇一

○衆議院議員選舉法及貴族院令中直接國稅
卜稱スル件

(下卷) 一〇一

○國稅徵收法

(下卷) 一〇九

○國稅徵收法ニ掲グル收入官吏タル件

(下卷) 一一三

○國稅徵收法施行細則

(下卷) 一一三

○國稅徵收法施行細則附屬徵稅令書及納付
書様式中記名心得方

(下卷) 一一五

○國稅收入官吏二名ヲ置キタルトキ徵稅令
書納付書及現金拂込書ニ記名方

(下卷) 一一五

○北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅
徵收方

(下卷) 一三五

○北海道及ヒ町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國
稅徵收手續

(下卷) 一三七

○沖繩縣及東京府管轄小笠原島伊豆七島ノ
國稅徵收ノ件

(下卷) 一三八

○國稅事務取扱ノ件

(下卷) 一三八

○島嶼郡區役所ニ於ケル印紙類國稅ニ關
スル隘札ノ出納命令官及會計監督主任會
計官吏充用方

(下卷) 一三九

○市町村徵收ノ國稅納期ヲ過キ督促令狀發
付前ニ其滞納稅金上納ノキ取扱方

(下卷) 一四二

○納期後督促令狀發付前國稅ヲ上納セント
スル者アルトキ取扱方

(下卷) 一四四

○市町村長ヲシテ國稅徵收セシムル法

(下卷) 一四〇

○國稅金ノ内金庫ヘ納付後其徵稅令書及納
付書ノ照記發見ノキ訂正方

(下卷) 一四四

○市町村徵收ノ國稅ハ一人別徵稅元帳ヲ備
置キ其手續ヲ爲サシム

(下卷) 一四一

○國稅滞納處分法

(下卷) 一六八

○國稅滞納處分法施行細則

(下卷) 一八〇

○國稅滞納處分法第八條中ノ諸費支出方

(下卷) 一九一

○國稅滞納處分報告書式

(下卷) 一九二

○市町村制施行ノ爲メ國稅諸規則ニ關スル
營業隘札訂正方

(下卷) 一九六

○毎年度國稅賦課計算書調製方第二項改正

(追録) 八五

●國庫

○警察費ニ對スル國庫下渡金改定

(上卷) 四四二

○警察署分署建築修繕費國庫下渡金地方稅
連帶支辨方

(上卷) 四四三

○警察上賞與等巡査以下(給與ノ分)國庫下
渡金下地方稅連帶支辨方

(上卷) 四四三

○警察廳舍建築修繕費國庫金算出方

(上卷) 四四四

○警察費國庫下渡金ノ殘餘翌年度ヘ差續方

(上卷) 四四四

○金庫局及國庫金出納所ニ雜部預入レノ各
廳官吏取扱金整理順序中心得方

(下卷) 一四三

○監獄不用品賣拂代金看守罰俸等國庫地方
稅收入區分方

(下卷) 一四三

●國立銀行

○國立銀行條例

(下卷) 九二一

○國立銀行稅額ヲ定ム

(下卷) 九四二

○國立銀行掛紙幣兌換各國立銀行本支店
ニ於テ取扱方

(下卷) 九四四

●石高

○田畑石高ノ冊ヲ廢シ反別ヲ以テ換用ス

(下卷) 三九五

○酒造制限石高ヨリ減却セシモノハ翌期管
業ヲ許サス

(下卷) 二九四

●公債

○新舊公債證書發行條例

(下卷) 三七

○舊藩ニ於テ御印證書ヲ以テ借入レ村方ヨ
リ舊藩ヘ轉貸セシ分公債處分ニ及フ

(下卷) 五三

○舊公債證書ノ内貳拾五圓五拾圓證書ノ金
額ヲ集メ五百圓證書ト交換ヲ許ス

(下卷) 五四

○諸公債證書ノ元金拂渡期限ヲ經過シ受取
方不申出所有主ノ損失ニ歸シタル證書取
扱方

(下卷) 五五

○諸記名公債ノ元利賦金渡方日本銀行ニ於
テ取扱ハシム

(下卷) 五五

○新舊金條中山道鐵道金札引換無記名公債
證書及金札引換公債條例ニ據リ發行シタ

(下卷) 五五

ル諸公債證書ノ取扱方ヲ示ス	(下卷) 五五	タル家祿ノ向公債證書ヲ以テ賜リ方	(下卷) 六三
○新公債、金庫公債、金札引換公債元金償還ノトキ廣告及通知方	(下卷) 五五	○神官配當祿公債證書	(下卷) 六三
○六分利付各種公債交換ヲ得セシム	(下卷) 五五	○金庫公債證書別途ニ下付ス	(下卷) 六四
○起算公債證書ヲ整理公債ニ交換ノ手續ヲ集メテ五百圓證書ト交換ヲ許ス	(下卷) 五五	○金庫公債證書ノ内五拾圓貳拾五圓拾圓等ヲ集メテ五百圓證書ト交換ヲ許ス	(下卷) 六五
○諸記名公債證書元金償還ノトキ所有者へ通知方	(下卷) 五五	○起業公債	(下卷) 六五
○記名公債證書月割利金算出方	(下卷) 五五	○起業公債證書發行條例	(下卷) 六五
○記名公債證書ヲ無記名公債證書又ハ六分利付記名公債證書整理公債證書ニ機械換賣引換等後見人ヨリ出願ノ取扱方	(下卷) 五五	○起業公債證書條例改正ニ付債主辦其他同公債證書取扱上ノ書類日本銀行へ引渡方	(下卷) 六九
○諸公債條例改正ニ付債主辦其他諸公債證書取扱上ノ書類日本銀行へ引渡方	(下卷) 五五	○金札引換公債條例	(下卷) 六九
○紛失消滅ニ係リタル諸公債證書及利札取扱方	(下卷) 五五	○金札引換無記名公債證書條例	(下卷) 七三
○六分以上利付公債證書ノ元金償還ノトキ本人請求ニ由リ整理公債證書交付ノトキ其期限及手續廣告方	(下卷) 五五	○中山道鐵道公債證書條例	(下卷) 七四
○金庫公債證書發行條例	(下卷) 五五	○中山道鐵道敷設ヲ廢シ工事ヲ東海道ニ起シ中山道鐵道敷設ノ爲メニ募集ノ公債殘額ハ東海道鐵道工事ニ使用ス	(下卷) 七七
○預備廳ニ於テ祿券賣買差許シ現場賣買シ	(下卷) 五五	○海軍公債證書條例	(下卷) 八〇
		○海軍公債證書發行手續	(下卷) 八一
		○海軍公債利子拂渡其他取扱方	(下卷) 八二
		○整理公債條例	(下卷) 八三

○整理公債取扱順序	(下卷) 八六	○公使館領事館費用條例中追加	(追録) 八八
○鐵道費補充公債條例	(下卷) 九一	●御歴代	
○公儲金ヲ免除スルハ罹災ノ年度ニ限ル	(下卷) 三六	○御歴代天皇及皇后皇妃皇子御殯斂地等官有地(編入方)	(上卷) 二八二
●小切手		○御歴代御講並御名ノ文字人民一般名乗ルヲ許ス	(下卷) 五七三
○税印ノ押捺押印ヲ受ケタル小切手引出小切手税印捺換ノ請ヲ允ス	(下卷) 三三三	●近衛	
○當座預引出小切手押印出願及納税手續ヲ定ム	(下卷) 三三三	○近衛司令部條例	(附録) 二五八
●御料局 御料地		○近衛師團監督部條例	(附録) 二六〇
○御料局支廳職制	(附録) 五〇	●工兵 工部省	
○御料地ノ内社寺ノ土地ニ係ル該社寺ニシテ委託出願方	(追録) 七四	○陸軍工兵會議條例	(附録) 一八〇
○地方官御料地ヲ管理ス	(附録) 五五	○工兵方面條例	(附録) 三六一
●公使館		○海軍工兵徵募細則	(上卷) 八九六
○公使館領事館費用條例	(下卷) 三九三	○工部省沿革要領	(附録) 五六七
○公使館領事館費用條例細則	(下卷) 三九三	●公務 公文式	
○公使館領事館費用條例第六條中追加	(追録) 八七	○官吏准官吏公務ニ依リ傳染病豫防救治ニ從事シ感染又ハ死亡者手當金給與方	(上卷) 五五三
		○公務ニテ往復スル警察官吏及囚徒護送ノ官吏汽車賃支給方	(上卷) 四三六
			(附録) 七九三

索引

公儲金 小切手 御料局 御料地 公使館 御歴代
 近衛 工兵 工夫 工部省 公務 公文式

○公文ヲ新聞紙ニ掲載スルヲ禁ス	(上卷) 四七	○林産物公賣規程	(上卷) 三〇
○公文式	(上卷) 四	○遺失物公賣金額届出方	(上卷) 五三
●公權 公證		○官没ノ遺失物ヲ公賣シタル金額納付方等	(上卷) 五三
○帶助有位者罪ヲ犯シ公權剝奪又ハ停止ノ言渡アリタルト届出方	(下卷) 一〇七六	○地方税不納者公賣ノ未欠額及地方税年度未發預處分方	(下卷) 一〇三
○恩給扶助料ヲ有スル元軍人或軍人及寡婦孤兒罪ヲ犯シ公權剝奪停止ノ處分ヲ受ケタル者アルト大藏省ヘ通知方	(下卷) 一〇七七	○裁判所ニ於テ身代限又ハ抵當物公賣處分ヲ爲ス時及其處分ヲ取消ス時登記所ニ通知セシム	(下卷) 一〇四五
○公證人規則	(下卷) 六四〇	○裁判所ニ於テ身代限處分又ハ抵當物公賣處分ノ未落札セシト登記所ニ通知方	(下卷) 一〇四五
○公證人規則施行條例	(下卷) 六五六	●控訴 公訴	
○身元保證金取扱手續	(下卷) 六一	○控訴上告手續	(下卷) 一〇三九
○地所建物船舶質入書入ノ公證ヲ受タルモノ出所期限無之	(下卷) 六一六	○重罪控訴豫納金規則	(下卷) 一〇三六
○登記法公證人規則ニ對スル抗告手續ヲ定ム	(下卷) 六六二	○輕罪ニ係ル控訴豫納金規則	(下卷) 一〇三七
●公署 公吏		○重罪輕罪ノ公訴ノ判決ニ對シ控訴又ハ上告ノ場合ニ於テ被告人及囚人ニ係ル費用ノ件	(下卷) 一〇三六
○公署公吏公署ノ印・文書及免狀鑑札ニ關スル件	(下卷) 一〇五七	●公立 公私立	
○公吏ニシテ給料ヲ受クル非職官吏ハ俸給ヲ支給セス	(附録) 九四〇	○公立農學校所有ニシテ實驗用ニ供スル地	(下卷) 一〇三六

所ハ地租地方税ヲ免ス	(上卷) 九〇七	○學校職員及郡區書記戸長旅費額改正	(追録) 六五
○公立小中學校專門學校設置ノ地所無代價下渡方	(上卷) 九四四	●戸籍 戸主	
○府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法	(上卷) 一〇〇六	○海軍志願兵徵募細則中志願人員表採用證書及戸籍明細書様式	(上卷) 八九一
○公私立小學校教科用圖書採定方法	(上卷) 一〇二五	○戸籍法則	(下卷) 五〇九
○公私立學校生徒集合シ躁暴奇異ノ暴動有之時ハ學校長教員ハ官吏懲戒例ニ據リ處分ス	(附録) 九二二	○戸籍法第五則出生死去出入等届出方及寄留者届出方ヲ定ム	(下卷) 五二八
●戸長		○戸籍取扱手續ヲ定ム	(下卷) 五二九
○郵便物ヲ積載セル船舶難破等ニ罹リ航送シ能ハサル場合ニ於テ戸長浦役人處分方	(上卷) 一〇五四	○戸籍登記書式ヲ定ム	(下卷) 五三三
○所有地所在ノ戸長役場所轄内ニ居住セサル片地租地方税等ヲ納ムル爲メ代人ヲ定メ戸長役場ヘ届置方	(下卷) 一〇三三	○管團郡役所ニ納ムル戸籍簿副本及寄留届等ノ件	(下卷) 五三五
○戸長ニ於テ税金分納ノ片徴稅令書ヲ亡失シタル場合ニ於テ取扱方	(下卷) 一四四	○戸籍ニ登記セサル者裁判上處分方	(下卷) 五五五
○戸長ニ於テ保管スル失踪逃亡及絶家ノ財産ハ目録ヲ作り郡區長ニ送付サシム	(下卷) 五七七	○婚姻養子養女ノ取組若クハ離婚縁等戸籍ニ登記セサル内ハ其効ナキモノト看做ス	(下卷) 五八二
○戸長職務上ノ過失ハ官中懲戒例ニ依ル	(附録) 九二二	○戸主其家ヲ廢シ他ヘ入夫或ハ養子女トナリ又ハ復籍等出願ノ者取扱方	(下卷) 五八一
		○單身戸主死亡又ハ除籍ノ後絶家トスルノ期限	(下卷) 五七七

索引之 公權、公證 公署、公吏 公賣 控訴、公訴 公立、公私立 戸長 戸籍、戸主 百二

○戶籍登記書式改正追加

(追録) 九五

●後見

○記名公債證書ヲ無記名公債證書又ハ六分利付記名公債證書ヲ整理公債證書ニ變換譲賣引換等後見人ヨリ出願ノ取扱方

(下卷) 五七

○後見人職務権限

(下卷) 五七

●小包郵便

○小包郵便ヲ以テ外國へ輸出スル物品關稅免除ノ件

(上卷) 一〇五

●湖川

○蒸氣船拾噸風帆船拾噸以下及湖川港灣限リ運搬スル西洋形船免狀受有ニ及ハス
○捕魚採藻ノ爲所用ノ者湖川ト雖モ海面ニ準シ處分シ其他官有ノ池沼借用料收入所用差許方

(下卷) 四六三

(下卷) 六九一

●古墳

○古墳ト見ユル地ハ狹ニ發掘ヲ禁ス

(上卷) 五七四

●古物

○古物商取締條例

(上卷) 五三三

●拘留 拘禁

○華族罪ヲ犯シ拘留シタル時宮内省へ通牒方

(下卷) 一〇七八

○輕罪控訴被告人ニ係ル拘禁中ノ諸費支辨方

(下卷) 一四三三

●婚姻

○華族ヨリ平民ニ至ルマテ互ニ婚姻ヲ許ス

(下卷) 五八〇

○婚姻養子養女ノ取組若クハ離婚離縁等戸籍ニ登記セサル内ハ其効ナキ者ト看做ス

(下卷) 五八一

○婚姻離婚養子縁組禁治産ニ關スル訴訟規則

(下卷) 五八三

○外國人民ト婚姻ヲ許ス

(下卷) 五八三

●コッホ治療液

○コッホ結核病治療液ハ官立府縣立病院ニ限リ使用ヲ得

(追録) 五三

●虎列刺病

○虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規則
○虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査手續
○虎列刺病流行ノ際検査所設置取計方
○虎列刺病流行地方ヨリ古著及襪履輸送ヲ禁ス

(上卷) 五八一

(上卷) 五八二

(上卷) 五八五

(上卷) 五八六

○江之部

●衛生 衛戍

○衛生試驗所藥品検査印紙

(上卷) 六一九

○衛生試驗所ニテ検査印紙ヲ貼付スル藥品種類

(上卷) 六二〇

○土木監督署衛生試驗所中央氣象臺高等官俸給

(附録) 六〇六

○地方衛生會規則

(追録) 五〇

○衛生試驗所官制

(附録) 一一三

○陸軍衛生會議條例

(附録) 一八三

○衛戍條例

(附録) 三三六

●繪具染料

○繪具染料賣買取締方

(上卷) 六二七

○アニンその他鐵屬製ノ繪具染料取締方

(上卷) 六二七

●幼兒

○幼兒ヲ外國人ニ賣渡ヲ禁ス

(上卷) 四三三

○學齡未滿ノ幼兒保育方

(上卷) 九〇八

●營業

○入齒齒按口中潔治療膏等營業ノ者開業及鑑札渡方

(上卷) 五八九

○鍼灸術營業者取締方

(上卷) 五八九

○藥品營業並藥品取扱規則

(上卷) 六〇六

○藥品營業並藥品取扱規則ニ據リ届出タル藥劑師廢業又ハ死亡者報告方

(上卷) 六三三

○逃亡失踪ノタメ諸營業稅及船車稅滯納處分ヲ了セシ者次納期ニ至リ尚ホ所在不明ノトキ取扱方

(下卷) 一〇三

○營業稅雜種稅ノ種類及制限

(下卷) 二〇六

○營業稅雜種稅課目課額議案書式

(下卷) 二一六

○營業鑑札下附及鑑札費支辨方

(下卷) 三三〇

○北海道水産營業者納稅方

(下卷) 三三三

○酒造制限石高ヨリ減却セシモノハ翌期營業ヲ許サス

(下卷) 二九四

○酒稅其他諸印紙稅營業稅等連稅取締ノ爲メ租稅官吏ニ於テ警部以下(監査打合せ方

(下卷) 二九七

○醫務營業稅則

(下卷) 二九八

○税金总納者證券取扱營業禁止方

(下卷) 七六五

○横濱取引所ヲ横濱株式取引所ト改稱シ從

索引

後見 小包郵便 湖川 古墳 古物 拘留 拘禁 虎列刺病 衛生 衛戍 繪具染料 幼兒 營業

婚姻 コッホ治療液

來營業ノ外株式ノ賣買ヲ許ス	(下卷)八九一	○帝國博物館帝國京都博物館帝國奈良博物館官制	(附錄) 五三
○司法省綴則法學生徒卒業者代官營業出願方	(下卷) 一〇五	○帝國博物館外二館官吏ノ外評議員學藝委員ヲ設ケ其待遇人員ヲ定ム	(附錄) 五五
○法學博士ノ學位ヲ得タル者代官營業出願取扱方	(下卷) 一〇五	○帝國大學職員定員	(附錄) 三七四
○第四種郵便物トシテ差出スヘキ營業品見本及雛形ハ其帶帯包紙等ヘ該種目及業名附記ノ件	(追録) 六八	○帝國大學教授助教定員	(附錄) 三七六
●營林		○帝國博物館帝國京都及奈良博物館書記ノ官等俸給	(附錄) 五七七
○營林主事補及森林監守任用方	(附錄) 八七七	○帝國各博物館技手官等俸給	(附錄) 五七七
○營林主事補及森林監守特別採用規則	(附錄) 八七七	○帝國大學文部省直轄諸學校及圖書館高等官俸給令	(附錄) 六三九
●演説		○帝國議會議長副議長議員歳費及旅費支給規則	(附錄) 七六〇
○官吏公衆ニ對シ政治上又ハ學術上ノ意見ヲ演説シ又ハ叙述スルヲ得	(附錄) 九〇六	○帝國議會ノ用ニ供スル官有財産ニ關スル行政事務ノ指揮監督	(附錄) 五二七
●沿海		●遞信	
○沿海開港外役場ヨリ所管稅關ニ通報スヘキ場合	(下卷) 三七五	○郵便條例中驛遞總官ヲ遞信大臣驛遞局長ヲ遞信管理局長ト心得シム	(上卷) 一〇五〇
○之部		○遞信省ヨリ鐵道所轄ノ官廳又ハ其所有者ニ交付スヘキ電信電話手收料金額割合改	
●帝國			

正	(追録) 六九	二交付スヘキ電信電話手收料金額割合改	(追録) 六九
○遞信省所管學校職員俸給	(附錄) 六三六	○鐵道廳ノ司掌ニ屬スル民事訴訟ニ付國ヲ代表スル權利委任	(追録) 一五三
○遞信省官制	(附錄) 四三〇	○鐵道局改稱並管轄換	(附錄) 五二九
●鐵道		○鐵道廳官制	(附錄) 五二九
○鐵道略則	(上卷) 三七六	○鐵道廳高等官俸給	(附錄) 六〇九
○鐵道犯罪罰例	(上卷) 三六二	○鐵道廳長任用方	(附錄) 八五三
○鐵道客則及鐵道犯罪罰例私設鐵道ニ適用ス	(上卷) 三六三	●電信 電話 電柱	
○私設鐵道條例	(上卷) 三六四	○電信條例	(上卷) 一〇八三
○私設鐵道條例中政府トアル場合指稱方	(上卷) 三六一	○電信料及手收料ハ郵便切手ヲ以テ納ム	
○私設鐵道條例第三條ニ列記スル線路圖面工事方法並工費豫算詳細則ヲ定ム	(上卷) 三六一	○電信取扱規則	(上卷) 一〇九三
○火鑿類鐵道運送條規	(上卷) 三九五	○電信條例中心得方	(上卷) 一〇九三
○鐵道所屬電信電話線公衆ノ通信取扱規則	(上卷) 一〇八	○電信條例中電信局長等改稱心得	(上卷) 一〇九五
○鐵道所屬電信電話線公衆ノ通信取扱規則ニ依リ鐵道所轄ノ官廳又ハ其所有者ニ交付スヘキ手收料金額ノ割合ヲ定ム	(上卷) 一〇八	○鐵道所屬電信電話線公衆ノ通信取扱規則	(上卷) 一〇九五
○鐵道所屬電信電話線公衆通信取扱規則	(上卷) 一〇八	○鐵道所屬電信電話線公衆ノ通信取扱規則ニ依リ鐵道所轄ノ官廳又ハ其所有者ニ交付スヘキ手收料金額ノ割合ヲ定ム	(上卷) 一〇八
○鐵道費補充公債條例	(下卷) 九二	○鐵道所屬電信電話線公衆通信取扱規則	(上卷) 一〇九
○遞信省ヨリ鐵道所轄ノ官廳又ハ其所有者			

- 電信線電話線建設條例 (上卷) 一一〇九
- 電信柱敷地手當金請求方 (上卷) 一一一
- 電信柱敷地手當金請求方 (上卷) 一一三
- 電信柱敷地手當金任命令取扱方法 (上卷) 一一三
- 電信電話線私設條規 (上卷) 一一三
- 電柱位置變更ヲ請求スル者願書提出方 (上卷) 一一三
- 私設電信電話線其他電機ニ係ル工事ノ執
行懸信省ニ委託セントスル手續 (上卷) 一一三
- 電信建築官制 (附録) 四三三
- 電話交換規則 (上卷) 一一六
- 電話交換使用料及電話料 (上卷) 一一三
- 種市内電話使用料及電話料 (上卷) 一一三
- 東京横濱間電話料 (上卷) 一一三
- 人民私費ヲ以テ開設シタル橋梁渡津及近
路等電信取扱所配達人ヨリ賃錢請求不相
成事 (追録) 三
- 電信取扱規則第五十六條中追加 (追録) 六
- 電信取扱規則第百十一條乃至第百十六條
改正 (追録) 六
- 懸信省ヨリ鐵道所轄ノ官廳又ハ其所有者
ニ交付スヘキ電信電話手数料金額割合改
正 (追録) 六九
- 電信線電話線ノ柱木敷地手當金ノ交付ヲ
望マサルモノニ係ル件 (追録) 七〇
- 電信局所開始スルトキ若クハ既設電信局
所電報配達町程表ノ改正ヲ要スルトキ調
表送付方 (追録) 七一
- 電話交換規則第十二條改正 (追録) 七一
- 電話交換局官制 (附録) 四三三
- 電信柱敷地手當ニ關スル諸則 (附録) 六七〇
- 電報
- 郵便電信局郵便電信局郵便又ハ電報受
付時限 (上卷) 一〇五三
- 電報配達人ニ電報差出方ヲ依託スル規程 (上卷) 一〇五
- 電報局度規則 (上卷) 一〇六
- 郵便電報受付時限 (上卷) 一〇七
- 朝鮮國ニ發着スル電報ノ料金並海外電報
ノ國內傳送料ヲ定ム (上卷) 一一三
- 壹岐對馬電報料 (上卷) 一一三
- 歐羅巴及其以西各國へ發着スル電報ノ金
額割合 (上卷) 一一三

- 山長崎間經行料金額 (上卷) 一一五
- 歐文電報略號常用料金額及其納付手續設
定 (上卷) 一一五
- 英國電信條約書ニ據リ發送スル電報料ハ
郵便切手ヲ貼付シテ納メシム (上卷) 一一六
- 本邦ト露西亞國西伯利亞間發着電報料ノ
件 (追録) 六九
- 電氣
- 電氣事業取締方法及許可ノ件 (追録) 七一
- 天象觀測
- 天象觀測及曆書調製ヲ文部大臣ニ管理セ
シム (上卷) 一一七
- 手数料
- 手数料收入ハ收稅部出張所ニテ取扱ノ件 (上卷) 三三七
- 手数料收入ノ納金ヲ金庫へ納入ノ件 (上卷) 三三七
- 版權登錄料並登錄再度下付手数料上納方
改正追加 (上卷) 四九六
- 版權登錄料版權免許料並登錄再度下付
手数料版權免許證明書下付手数料納付現
金持參時間 (上卷) 四九七
- 藥品其他檢査手数料ヲ定ム (上卷) 六八
- 藥品、鐵物及金屬檢査手数料改正 (上卷) 六八
- 電信料及手数料ハ郵便切手ヲ以テ納メシ
ム (上卷) 一〇九三
- 鐵道所屬電信電話線公眾ノ通信取扱規則
ニ依リ鐵道所轄ノ官廳又ハ其所有者ニ交
付スヘキ手数料金額ノ割合ヲ定ム (上卷) 一〇九
- 印紙類賣下代金不納ノ者代金納付ノ分手
數料ヲ給セス納付金額 (下卷) 三五九
- 稅關規則第九條及第四十八條中特許手數
料ノ件 (下卷) 三七四
- 船籍規則中手数料收納ニ關スル件 (下卷) 四三三
- 前業及船舶ノ登記ニ關スル手数料並追加
西洋形船海員雇入雇止手数料ハ市町村ノ
收入ノ件 (下卷) 四三三
- 島嶼ニ於ケル西洋形船海員雇入雇止手數
料ハ其町村ノ收入ノ件 (下卷) 五〇八
- 海外旅券手数料收入取扱方 (下卷) 五九四
- 坑業ニ關スル手数料徵收ノ件 (下卷) 七五三
- 特許條例意匠條例商標條例ノ特許料登錄

索引て 電報 電氣 天象觀測 手数料

- 陸軍現役滿期下士ニシテ巡查志願ノ者採用方 (上巻) 四一六
- 郵便貯金預所取扱人採用規程 (上巻) 一〇八〇
- 戊辰ノ際露軍出張先或ハ御用先ニ於テ調達金又ハ獻金歐米等取調期限後請求ノ出願採用不相成 (下巻) 五三
- 舊藩々貨屬高引直等ノ願採用致サス (下巻) 六二
- 海軍少主計候補生採用規則 (附録) 八六二
- 巡查採用規則 (追録) 八七三
- 三等郵便局長採用規則 (附録) 八八七
- 北海道郵管下三等郵便局長採用方 (附録) 八八八
- 三等郵便局長採用ニ關シ郡(區長戸長)處辨方 (附録) 八八八
- 三等郵便局長採用手續 (附録) 八八九
- 官有財産管理規則 (上巻) 三三九
- 禰宇寺院ノ廢立及財産ニ關スル諸願ハ管長ノ添書ヲナサシム (上巻) 二八七
- 華族世襲財産法 (下巻) 五三三
- 廢戸主或財産管理ノ件 (下巻) 五七六
- 禁治産者財産處分 (下巻) 五七九
- 失踪死亡跡遺留財産處分方 (下巻) 五八六
- 戸長ニ於テ保管スル失踪死亡及絶家ノ財産ハ目録ヲ作リ郡區長ニ差出サシム (下巻) 五八七
- 失踪死亡跡遺留財産賣却交換買入書入等ノトキ始審裁判所ノ認許ヲ受シム (下巻) 五八七
- 失踪死亡跡遺留財産賣却交換買入書入ニ關スル認許請求書提出方 (下巻) 五八七
- 失踪死亡死亡者ノ遺留財産處分治安裁判所ノ認許ヲ乞フヲ得 (下巻) 五八八
- 社等總代人ヲ置キ社寺ノ願屆等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補 (追録) 七五
- 帝國議會ノ用ニ供スル官有財産ニ關スル行政事務ノ指揮監督 (附録) 五二七
- 官有森林原野及産物特別處分規則 (上巻) 三〇五
- 林産物公賣規程 (上巻) 三三〇
- 官有森林原野及産物特別處分規則中追加 (追録) 三三

●財産

●産物

- 官有森林原野及産物特賣規程 (追録) 三三
- 官有森林原野ノ公賣ハ林産物公賣規程ニ準據 (追録) 三三
- 歳入歳出 (上巻) 九六
- 郡歳入出豫算調製式ヲ定メ並ニ費目流用ノ規程 (上巻) 九六
- 市制町村制ニ依リ市町村歳入出豫算表式ヲ定ム (上巻) 三三三
- 歳入徴稅令書納額告知書歳出支拂案内書等誤記訂正ノ件 (下巻) 一四九
- 地方長官ヨリ郡長ニ委任シタル條件ニ附帶スル第二部歳入ノ徴收納額告知書授付方ヲ心得シム (下巻) 一四六
- 歳入徴稅令書及歳入報告書收納區分記載方 (下巻) 一四六
- 農商務省主管鑛山借區稅免許料手数料歳入概算書提出方 (下巻) 七六六
- 雜種稅 雜收入 (下巻) 二〇六
- 營業稅雜種稅ノ種類及制限 (下巻) 二〇九
- 地方稅ニ關スル寄附及雜收入ノ件 (下巻) 二〇九
- 營業稅雜種稅課目預議案書式 (下巻) 三二八
- 區町村費支辨ノ申業ニ關スル寄附金穀物件ノ用途使用方及區町村費ノ雜收入區町村會ノ評決ニ付セシム (上巻) 三三三
- 在外國 (追録) 六六
- 在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與額ヲ定ム (追録) 六六六
- 在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局員月手當金給與細則 (追録) 六六七
- 裁判 (下巻) 五九七
- 年號月日ヲ略記セシ書類等ハ裁判上證據ニ相立ス (下巻) 五九七
- 年號月日ノ内略記ノ書類ヲ以テ出訴ニ及フモ取掲裁判ス (下巻) 五九七
- 義務ノ證書ニ代人ノ名ヲ以テ捺印結約シタル者裁判處分方 (下巻) 六〇二
- 二十年以前ニ係ル預ケ金穀ノ訴訟ハ裁判及ハス (下巻) 六〇三

索引

財産 産物 歳入歳出 雜種稅、雜收入 在外國 裁判

○裁判官訟庭上吸烟ヲ禁ス	(下卷) 一〇三三	○行政訴訟豫納金手續	(下卷) 一〇三九
●脚本	(上卷) 四七七	○行政訴訟答書書式	(追録) 一四九
○脚本樂譜條例	(上卷) 四七七	○行政裁判所長官位評定官年俸	(附録) 五九五
●居住	(下卷) 五六〇	○行政上ノ處分ニ因リ恩給扶助料ノ權利ニ關スル恩給局裁決手續	(附録) 六八一
○僧尼任職中寺院へ居住ニ付心得方	(下卷) 五六〇	●技術官	
●灸術	(上卷) 五八九	○技術官俸給令	(附録) 五八一
○鍼灸術營業者取締方	(上卷) 五八九	○交官技術官等ノ試補及見習俸給支給方	(附録) 五八二
●行政		○技術官タルノ資格ヲ有スルモノ本官ニ任用方	(附録) 八四五
○行政又ハ司法區域ニ關スル市ノ所屬	(上卷) 二二八	○技術官ノ休職免職非職條例	(附録) 九四〇
○行政警察規則	(上卷) 三九九	●漁業	
○憲兵職掌中行政警察事務規程	(上卷) 四〇五	○魚兒介苗其他未成長ノ苗藻等捕採制限方	(下卷) 六九三
○行政裁判法	(下卷) 一〇三九	○水底電信線路ニ於テ投錨漁業採藻等ノ禁ヲ犯ス者處分方	(上卷) 一三六
○行政裁判所處務規程	(附録) 五二三	○漁業組合準則ヲ定ム	(下卷) 六九三
○行政裁判所評定官ノ員數並書記ノ員數及職務	(下卷) 一〇三九	○魚兒介苗其他未成長ノ苗藻等捕採制限方	(下卷) 六九三
○帝國議會ノ用ニ供スル官有財産ニ關スル行政事務ノ指揮監督	(附録) 五二七	●岐阜	
○行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁判ノ件	(下卷) 一〇三九	○岐阜及甲府ヲ市制施行地ニ指定	(上卷) 三三三
		●偽證	
		○偽證又ハ假造文書沒收方等	(下卷) 一〇五八
		●牛馬賣買	

○め之部

●明治	
○明治二十二年以前ノ徵兵及豫備後備兵失踪逃亡者捜査通報方	(上卷) 七〇六
○明治十七年以前ノ徵兵失踪逃亡者ニシテ其踪跡不明ノ者ハ毎年調査ヲ要セス	(上卷) 七〇七
○明治二十二年以前ノ徵兵相當者ニシテ失踪逃亡ノクメ徵集ニ應セサル者取調へ差出サレム	(上卷) 七〇七
○明治二十三年度以降大藏省所管内國稅徵收費任排豫算整理方	(下卷) 一六四
○明治十五年五月布告第二十二號課稅ニ係ル不服出訴方	(下卷) 三三八
○明治二十二年度以降鑛山借區稅徵收及整理方	(下卷) 七六八
○明治十七年第一號布告廢止ノ件	(下卷) 一〇五七
●命令	
○命令ノ條項ニ違犯スル罰則	(上卷) 三
●免許	

○ゆ之部

●讓渡	
○金穀貸借ノ證書他人へ讓渡方	(下卷) 六一〇
●輸出 輸入	
○輸出酒類戻稅規則	(下卷) 二九一
○輸出酒類戻稅規則施行細則ヲ定ム	(下卷) 二九二
○朝鮮國ニ於テ製造シテ輸入スル日本酒ニ海關稅ヲ徵收ス	(下卷) 二九九
○東京府區内清酒輸入規則ヲ制定ス	(下卷) 二九二
○臘虎並臘腸獸獵獲及其生皮輸入販賣規則ヲ定ム	(下卷) 七〇四
●由緒	
○由緒有之社寺之外菊御紋ヲ用ユルヲ禁ス	(上卷) 四三三
○由緒ノ有無ニ拘ハラヌ菊御紋ヲ禁ス	(上卷) 四三三
●行衛	
○脱籍及行衛知レサル者除籍ノ年齡	(下卷) 五八五

索引ゆめ

脚本 居住 灸術 行政 技術官 漁業 魚兒介苗 岐阜 偽證
 牛馬賣買 讓渡 輸出 輸入 由緒 行衛 明治 命令 免許

○免許商人外國人ト銃砲彈藥賣買出願取扱方	(上卷) 五〇四
○小學校教員免許規則	(上卷) 九九七
○牛馬賣買渡世ノ者免許規則	(下卷) 三四〇
○農商務省所管免許料手数料鐵山借區稅徵收及納付方	(下卷) 七六六
○免許料手数料鐵山借區稅取扱順序ヲ定ム	(下卷) 七六七
○大學法學部ニ於テ法律學卒業ノ者代官人免許方	(下卷) 一〇五三
●迷兒 <small>(其之部)</small> <small>(ニ掲ク)</small>	
◎み之部	
●民事訴訟	
○官林ニ關スル民事訴訟ニ付所管大林區署長ニ國ヲ代表スル權利委任	(上卷) 三三三
○民事訴訟ニ付テ國ヲ代表スル權利	(下卷) 三三三
○民事訴訟人民一般傍聽ヲ許ス	(下卷) 一〇三三
○民事訴訟法施行條例	(下卷) 一〇三九
○民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表スル	(下卷) 一〇三九
○二付規定ノ件	(下卷) 一〇三〇
○民事訴訟費用法	(下卷) 一〇三〇
○郵便電信郵便爲替及郵便貯金事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スル權利委任	(下卷) 一〇三三
○司法官廳ヨリ起スヘキ民事訴訟ニ付國ヲ代表スル權利委任	(追録) 一五二
○鐵道廳ノ司掌ニ屬スル民事訴訟ニ付國ヲ代表スル權利委任	(追録) 一五三
●民部省	
○民部省沿革領要	(附録) 五五五
●民有	
○民有森林伐採鑛物土石掘採ヲ停止ス	(上卷) 三二七
○民有森林伐採鑛物土石掘採處分方	(上卷) 三二七
○民有ノ山野ニ入火シ又ハ官林下草刈取ノ者取締方	(上卷) 三一九
○道路河川變換ニ付民有地ヲ新道新川敷ト爲スル舊道舊河敷ヲ代地トシ下渡サシム	(上卷) 三六六
○鄉村社以下神社地民有地ニ編入方	(上卷) 三六六
○民有地内建設ノ電信柱敷地手當下渡金明	(上卷) 二八二

細表	
●民籍	
○華士族ノ子第民籍加入ヲ許ス	(上卷) 二二二
●米納	
○貸下金其他諸上納金未納者他ノ負債ノ爲メ身代限リノ處分ヲ受クルル取扱方	(下卷) 五五九
○内國稅未納追徵整理順序	(下卷) 六六
○内國稅未納追徵整理順序様式凡例中ヲ改正ス	(下卷) 一五二
○郵便犯則者ニ對スル未納稅不足稅等徵收方	(下卷) 一五一
●苗字	
○僧侶苗字ヲ設ク	(下卷) 一〇七九
○苗字名屋號共改稱ヲ禁ス	(下卷) 五七一
○平民苗字取設方	(下卷) 五七二
●水先	
○西洋形船水先免狀規則	(下卷) 五七三
◎之部	
●司法	
○行政又ハ司法區域ニ關スル市ノ所屬	(上卷) 二二八
◎司法警察	
○司法省總則法學生徒卒業者代言營業出願方	(下卷) 一〇五五
○廳府縣令ニシテ司法事務ニ關係スルモノノ發布ノ都度司法省並ニ裁判所ニ報告方	(追録) 一
○司法官廳ヨリ起スヘキ民事訴訟ニ付國ヲ代表スル權利委任	(追録) 一五三
○司法省主管收入金ニシテ道廳府縣取扱ニ係ル懲罰及沒收金ヲ大藏省主管トシ並ニ其收納取扱方	(追録) 一五三
○司法省主管懲罰及沒收金ニ係ル件	(追録) 一五三
○司法省官制	(附録) 三五九
●司法警察	
○司法警察規則附錄	(下卷) 一〇八二
○司法警察ニ關スル細則ヲ設ントスルトキ檢事ニ協議セシム	(下卷) 一〇八四
○憲兵將校下士ハ司法警察官トシ卒ハ巡査ト同ク司法警察ノ事務ヲ行ハシム	(下卷) 一〇八四
○司法警察上巡査ヲシテ警部ノ代理ヲ爲サシム	(下卷) 一〇八四
○司法警察上巡査ヲシテ警部ノ代理ヲ爲サシム	(下卷) 一〇八四

索引みし 迷兒 民事訴訟 民部省 民有 民籍 未納 苗字 水先 司法 司法警察 百二十九

シムルヲ許ス

(下卷) 一〇八四

●司獄官

○警察官吏司獄官内國旅費概則

(上卷) 四三四

●始審裁判所

○失踪死亡跡遺留財産賣却交換質入書入等ノトキ始審裁判所ノ認許ヲ受ケシム

(下卷) 五八七

○各始審裁判所支廳上席判事檢事管内治安裁判所巡視及其報告書差出方

(下卷) 一〇三〇

●出張裁判

○出張裁判ノ儀ニ付心得方

(下卷) 一〇一八

●出張所

○區裁判所出張所管轄區域表中改正

(追録) 一四〇

○區裁判所出張所開庭場所管轄區域及期日改正

(追録) 一四七

●執達吏

○區裁判所出張所關廢並管轄區域表中改正

(追録) 一四七

○判事檢事裁判所書記及執達吏制服

(下卷) 一〇三四

○執達吏規則

(下卷) 一〇三六

○執達吏手数料規則

(附録) 四九三

○執達吏費用規則

(下卷) 一〇三六

○執達吏ニ交付ノ鑑札

(附録) 五〇〇

●白洲

○白洲上尊昇ノ分界ヲ廢ス

(下卷) 一〇三四

●出訴

○徵發令ニ依リ負擔スヘキ費用ノ息納者處分方及右費用ニ關シ不服アル者出訴方

(上卷) 六五〇

○課税ニ關スル處分ニ付出訴方

(下卷) 一〇三

○備荒儲蓄金ニ關シ不服アリテ出訴方

(下卷) 三三七

○明治十五年五月布告第二十二號課税ニ係ル不服出訴方

(下卷) 三三六

○捕離縁ヲ請フモ夫肯セサル節出訴ヲ許ス

(下卷) 五六一

○年號月日ノ内略記ノ書類ヲ以テ出訴ニ及フモ取揚裁判ス

(下卷) 五九七

○出訴期限規則

(下卷) 六二三

○地所建物船舶質入書入ノ公訴ヲ受タルモノ出訴期限無之

(下卷) 六二六

●身代限

○諸坑業稼ノ者身代限處分濟送稼業ヲ禁ス

(下卷) 七六二

○身代限處分ヲ受ケタル者試掘借區假證券返納セシム

(下卷) 七六二

○華士族平民身代限規則

(下卷) 一〇四〇

○身代限揭示案更正

(下卷) 一〇四二

○父兄ト同居ノ子弟或ハ別居シテ財産ヲ異ニスル者身代限處分方

(下卷) 一〇四二

○身代限ノ處分ヲ受ケタル負債主ニ對スル定約期限未滿ノ貸金穀等處分方ヲ定ム

(下卷) 一〇四三

○身代限財産中質入書入ノ地所アリ債主既出サル節處分方

(下卷) 一〇四四

○華族及ヒ華族ノ子弟身代限處分濟宮内省華族局ヘ通牒方

(下卷) 四〇二五

○裁判所ニ於テ身代限又ハ抵當物公賣處分ヲ爲ス時及其處分ヲ取消ス時登記所ニ通知セシム

(下卷) 一〇四五

○裁判所ニ於テ身代限處分又ハ抵當物公賣處分ノ末路札セシヒ登記所ニ通知方

(下卷) 一〇四五

●囚人 囚徒

○釧路集治監ノ囚人犯罪ノ者處分方

(下卷) 一〇三五

○囚人証人及無罪解放ノ者警察官吏ノ處分ニ依リ支給スヘキ旅費留留日當仕拂方

(上卷) 四四三

○空知集治監ノ囚人輕罪以下ノ罪ヲ犯シタル者裁判及治罪手續

(下卷) 一〇三五

○樺戶集治監ノ囚人輕罪以下ノ罪ヲ犯シタル者裁判手續

(下卷) 一〇七五

○囚人護送手續

(下卷) 一〇三九

○集治監ニ入ルヘキ囚徒並ニ其費用區分法ヲ定ム

(下卷) 一〇四一

○在府縣獄囚徒費取扱方

(下卷) 一〇四三

○集治監ニ入ルヘキ囚徒ノ費用管理方

(下卷) 一〇四三

○陸海軍軍法會議ニ於テ處斷ヲ受ケタル囚徒ノ費用支辨方

(下卷) 一〇四三

○在府縣獄囚徒費用交付金地方稅編入方

(下卷) 一〇四四

○樺戶集治監ノ囚人輕罪以下ノ罪ヲ犯シタル者裁判手續

(下卷) 一〇七五

○空知集治監ノ囚人輕罪以下ノ罪ヲ犯シタル者裁判及治罪手續

(下卷) 一〇七五

○釧路集治監ノ囚人犯罪ノ者處分方

(下卷) 一〇七五

索引

司獄官 始審裁判所 出張裁判 出訴 白洲 出訴 身代限 囚人 囚徒 集治監

○集治監假留監獄書記看守長獄醫旅費支給方ヲ定ム	(下卷) 二二六	○患者死亡届差出順序	(上卷) 五七五
○集治監假留監看守人員及俸給ヲ定ム	(下卷) 二二六	○行旅死亡人取扱規則	(上卷) 六二二
○集治監ニ入ルヘキ囚徒竝ニ其費用區分方ヲ定ム	(下卷) 二四二	○藥劑師廢業又ハ死亡シタル片届出方	(上卷) 五七六
○集治監假留監官制	(附録) 一〇五	○從前死亡又ハ除籍シタル者跡相續届出期限	(下卷) 五七七
○北海道集治監官制	(附録) 五四七	○失踪死亡跡遺留財產賣却交換買入書入等ノ片始審裁判所ノ認許ヲ受ケシム	(下卷) 五七七
○北海道集治監位置	(附録) 五四九	○失踪死亡跡遺留財產賣却交換買入書入ニ關スル認許請求書差出方	(下卷) 五七七
○集治監假留監高等官俸給	(附録) 六〇七	●士族	
●死刑 死體	(下卷) 一〇五八	○士族平民ヲ論セス救助施行方	(上卷) 四九
○死刑者犯由牌揭示式ヲ改正ス	(上卷) 九六四	○士族家督相續管轄替等身上異動届差出ニ及ハス	(下卷) 五六〇
○高等中學校醫學部ニ於テ死體解剖出願届方	(上卷) 九六四	○士族ノ單隱居及養子出願方	(下卷) 五八〇
●死去 死亡		○士族家督相續養子質籍替届出方	(下卷) 五八二
○有位者改名質屬替死去願届ヲ取扱タルトキ郡區長ヨリ華族局ヘ通牒方	(下卷) 一〇六一	●私生	
○醫師患者死亡届	(上卷) 五七四	○私生子	(下卷) 五八五
○死亡届書ニ職業記載方	(上卷) 五七五	●志願兵	
		○陸軍一年志願兵條例	(上卷) 七三五
		○陸軍一年志願兵條例施行細則	(上卷) 七三一
		○試補及判任官見習ニテ一年志願兵トナル	

者服役方	(上卷) 七三三	○輸出酒類戻稅規則施行細則ヲ定ム	(下卷) 二九二
○海軍志願兵徵募規則	(附録) 九〇六	○自家用料酒類製造者心得ヲ定ム	(下卷) 二九三
○海軍志願兵徵募細則	(上卷) 八八五	○酒造制限石高ヨリ減却セシモノハ翌期營業ヲ許サス	(下卷) 二九四
○海軍志願兵徵募細則中志願人員表採用證書及戶籍明細書様式	(上卷) 八九一	○沖繩縣酒類出港稅則施行細則ヲ定ム	(下卷) 二九四
○海軍志願兵身體檢査格例	(上卷) 八九四	○二十二年九月法律第二十四號酒造稅則施行細則	(下卷) 二九五
○海軍志願兵身體檢査格例發布前徵募セル下士卒再服役者ノ身體檢査方	(上卷) 八九六	○北海道ノ内從來酒造稅則ヲ施行セサル地方ニ之ヲ施行スルノ件	(下卷) 二九五
○海軍志願兵家族扶助金支給規則	(上卷) 八九九	○酒造稅則管轄營業稅則賣藥印紙稅則烟草稅則ニ關シ租稅官吏ニ於テ犯則ノ證據取調處分方	(下卷) 二九六
○志願軍吏獸醫學生ヲ陸軍軍吏部並獸醫部豫備士官ニ補任方	(附録) 八六三	○酒造稅則等ニ關シ租稅官吏ニ於テ犯則ノ證據取調處分時限及立會方等	(下卷) 二九七
●酒造 酒類 酒稅		○酒稅其他諸印紙稅營業稅等通稅取締ノ爲メ租稅官吏ニ於テ警部以下ヘ監査打合せ方	(下卷) 二九七
○酒造稅則	(下卷) 二七三	●署名	
○酢造營業者酢元ニ供スル爲メ酒類ヲ製造スル者ハ該稅則ニ準據ス	(下卷) 二八一	○人民署名肩書	(下卷) 二九〇
○酒造稅則附則改正	(下卷) 二八二	●償却	
○酒造稅則施行細則	(下卷) 二八三		
○沖繩縣酒類出港稅則	(下卷) 二九〇		
○輸出酒類戻稅規則	(下卷) 二九一		

索引し 死刑 死體 死去 死亡 士族 私生 志願兵 酒造 酒類 酒稅 署名 償却 百三十三

- 運借證書中失踪死亡ノ者アルトキ償却處分方 (下卷) 六〇九
- 師範學校 (學校ノ部) (二職ス)
- 私立 (私立學校ノ部) (八學) (校ノ部ニ職ス)
- 私立銀行及銀行類似會社ニ於テ證書ニ押印スル役員印章認可ノ件 (下卷) 六〇〇
- 私設 私築 私費
- 私設鐵道條例 (上卷) 三六四
- 私設鐵道條例中政府トアル場合指稱方 (上卷) 三六一
- 私設鐵道條例第三條ニ列記スル線路圖面工事方法書並工費豫算書 (上卷) 三六一
- 電信電話線私設條規 (上卷) 二二三
- 私設電信電話線其他電機ニ係ル工事ノ執行遞信省ニ委託セントスル手續 (上卷) 二二三
- 私費ヲ以テ水行ヲ疏シ險路ヲ開キ橋梁ヲ架設スル等運輸ノ便ヲ興シタル者税金取立方ヲ許ス (上卷) 三七三
- 私設ノ航路標識取締條規 (下卷) 四二〇
- 私設海路標識變更廢止停止届出方 (下卷) 四二二

- 燈標私設ヲ禁シ既設燈標年限ヲ定ム (下卷) 四三三
- 私築燈標費用ノ件 (下卷) 四三三
- 所得 所有
- 所得稅法 (下卷) 二五五
- 市制町村制施行地ノ所得稅ニ關スル件 (下卷) 二六一
- 所得稅施行細則 (下卷) 二六二
- 市制施行地ニ於ケル所得稅其他諸稅等ニ關シ心得方 (下卷) 二六六
- 所得稅納稅者届出ノ書面誤謬訂正申立取扱方 (下卷) 二六六
- 商業會議所條例中所得稅等級 (下卷) 二九四
- 所有地所在ノ戶長役場所轄内ニ居住セサル土地租地方稅等ヲ納ムル爲メ代人ヲ定メ戶長役場ヘ届置方 (下卷) 二三三
- 商業 商法 商事
- 商業及船舶ノ登記ニ關スル手續並追加 (下卷) 四五五
- 商法ノ規定ニ依リ商業及船舶ノ登記公告ニ關スル取扱規則 (下卷) 六三六
- 商業會議所條例 (下卷) 七六九
- 商業會議所條例施行規則 (下卷) 七九三

- 商業會議所條例中所得稅等級 (下卷) 七九四
- 商業會議所會員ノ選舉ヲ終リタルトキ郡長市長執行手續 (下卷) 七九四
- 製茶砂糖反物等竊ニ限月若クハ現場賣買類似ノ商業ヲ爲ス者處分方 (下卷) 八八〇
- 商法第二百六條ニ依リ發行スヘキ債券ニ關スル件 (下卷) 九五四
- 商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ケタル者ニ關スル件 (下卷) 一〇四〇
- 商事非訟事件印紙法 (下卷) 一〇三六
- 官吏商業制禁 (附錄) 九〇四
- 非職官吏俸給下渡郵局及商業許可 (附錄) 九三六
- 商標
- 特許條例意匠條例商標條例ノ特許料登錄料手数料ハ登記印紙ヲ以テ納メシム (上卷) 八〇三
- 農商務省特許局ニテ登錄セル特許意匠及商標登錄方 (上卷) 八二六
- 商標條例 (下卷) 八五〇
- 商標條例施行細則ヲ定メ商標登錄願手續ヲ廢止ス (下卷) 八五五

- 特許發明ノ明細書特許公報商標公報ノ排下代價並ニ書類謄本圖面調製ノ手数料及請求手續ヲ定ム (上卷) 八二六
- 證票
- 藥品監視員巡視施行及費用等支辨方並證票雛形 (上卷) 六三三
- 假出獄證票ノ雛形並ニ特赦免刑假出獄申渡及賞表授與式ヲ定ム (下卷) 二二〇
- 商船
- 合衆國商品船積心得書 (下卷) 三九五
- 船舶内犯罪取扱規則ヲ制定ス (下卷) 一〇七四
- 商船學校官制 (附錄) 四三六
- 證書 證文
- 從前授與ノ小學師範學校卒業證書効力 (上卷) 一〇〇〇
- 從前ノ小學校教員免許狀及ヒ右同一ノ効ヲ有スル小學校師範學校卒業證書有効年限延期方 (上卷) 一〇〇〇
- 諸公債證書ノ元金拂渡期限ヲ經過シ受取方不申出所有主ノ損失ニ歸シタル證書取扱方 (下卷) 五五

索引し 師範學校 私立 私設 私築 私費 所得 所有 商業 商法 商事 商標 燈票 商船 證書 證文 百三十五

○證券帳簿印紙貼用ノ様式	(下卷) 三五〇	○證券印稅規則	(下卷) 三四三
○海員雇入雇止證券用紙改正	(下卷) 五〇八	○證券印紙及手形用紙ノ種類定價ヲ定ム	(下卷) 三四九
○契約證券解釋方法	(下卷) 五九七	○證券印稅檢査ハ地方ノ情況ニ依リ臨時檢査ニ止ムルヲ得	(下卷) 三五四
○諸証券姓名記載方	(下卷) 五九九	○借區開坑許可ノ鑛場讓渡ノモノ證券下渡方	(下卷) 七六一
○義務ノ証券ニ代人ノ名ヲ以テ捺印結約シタル者裁判處分方	(下卷) 六〇二	○身代限處分ヲ受ケタル者試掘借區假證券返納セシム	(下卷) 七六二
○連借証券中失踪死亡ノ者アルトキ償却處分方	(下卷) 六〇九	○鑛山試掘借區證券紛失ノ分所在發見ノ節證券還付方	(下卷) 七六五
○金穀貸借ノ証券他人へ讓渡方	(下卷) 六一〇	○税金怠納者証券取揚營業禁止方	(下卷) 七六五
○鑛店銀行貸金其他ノ証券中誘引受人裏書體書式及其濟方處分ヲ定ム	(下卷) 六二〇	○鑛山借區稅怠納又ハ休業及ヒ試掘經過シ証券引揚ケノ者	(下卷) 七六六
○巡査看守精勤証券授與規則	(下卷) 一二三	○鑛場增借區出願方及證券下附方	(下卷) 七六六
○華族ノ單借借証文及其他ノ契約書ニ本人ノ名印ヲ用ヒシム	(下卷) 五九九	○鑛山借區稅怠納者証券引上方	(下卷) 七六六
○私用ノ証文類へ官名ヲ記載シ或ハ官名ヲ刻セシ印章ヲ用フルヲ禁ス	(下卷) 六〇〇	○鑛山試掘證券下渡ヲ止ム	(下卷) 七六八
○大藏省證券條例	(下卷) 三三	○年號月日ヲ略記セシ書類等ハ裁判上證據ニ相立ス	(下卷) 五九七
○大藏省證券條例ニ據リ證券發行ノ事務	(下卷) 三三	○橫濱正金銀行條例	(下卷) 九四五

● 證券 證據

● 正金銀行

● 將校

○陸軍豫備後備將校同相當官及下士兵卒並歸休兵寄留中召集ニ關スル取扱	(上卷) 八三七	○試掘借區開坑等證券一枚ヲ以テ數ヶ所許可ノ内借區開坑或ハ讓渡廢業分區等出願ノ節證券願書等發出方	(下卷) 七六一
○陸軍豫備後備將校服役條例	(上卷) 八四二	○工業日數工數出願等屆出方及借區或ハ廢業延期出願方	(下卷) 七六一
○憲兵將校下士ハ司法警察官トシ卒ハ巡査ト同ク司法警察ノ事務ヲ行ハシム	(下卷) 一〇八四	○鑛山試掘借區開坑等廢業願屆届方	(下卷) 七六一
○陸軍將校生徒試驗委員條例	(附錄) 一八七	○鑛山借區明細表坑區稅及試掘行業日數等ノ開報方	(下卷) 七六二
○師團司令部條例	(附錄) 二六六	○身代限處分ヲ受ケタル者試掘借區假證券返納セシム	(下卷) 七六二
○賞與取調書式改正	(上卷) 四三三	○北海道鑛山借區稅徵收方	(下卷) 七六三
○警察賞與規則	(上卷) 四〇九	○諸鑛山借區稅上納方改正	(下卷) 七六三
○看守押丁賞與方	(上卷) 四二四	○砂鐵砂金稼行ノ者試掘借區開坑ノ名稱ヲ廢シ採取出願方等ヲ定ム	(下卷) 七六三
○舊藩主ニ於テ士民へ分與セシ賞與處分方	(下卷) 六三	○鑛山試掘借區人相續又ハ讓渡讓受ノ節券面訂正下渡方	(下卷) 七六五
○借區坑業明細表確定ニ付府縣ヲシテ號刻ノ上相當代價ヲ以テ排下ケシム	(下卷) 七五四	○鑛場增借區出願方及證券下附方	(下卷) 七六六
○借區開坑許可ノ鑛場讓渡ノモノ證券下渡方	(下卷) 七六一	○鑛山借區稅怠納者証券引上方	(下卷) 七六六
		○鑛山借區稅徵收後廢坑又ハ減坪ニ屬スル既納稅	(下卷) 七六六

● 借區

索引し 證券、證據 正金銀行 將校 師團 賞與、賞典 借區 百二十七

○鐵山借區圖面調製坪數更正ノ爲メ税金ニ増減ヲ生シタルモ徵收並改正方	(下卷) 七六六
○農商務省所管免許料手数料鐵山借區稅徵收及納付方	(下卷) 七六六
○鐵場增借區出願方及證券下附方	(下卷) 七六六
○免許料手数料鐵山借區稅取扱順序ヲ定ム	(下卷) 七六七
○農商務省主管鐵山借區稅免許料手数料撥入概算書差出方	(下卷) 七六八
○鐵山試掘借區願書ニ圖面添付ノ件	(下卷) 七七〇
○鐵山借區稅意納又ハ休業及ヒ試掘經過シ證券引揚ケノ者	(下卷) 七六六
○借區續年期限ハ滿期後三十日マテニ差出之件	(追録) 一三九
○鐵山借區證券引揚處分ヲ受ケタル者試掘借區ヲ許可セサル件中削除	(追録) 一三九
○鐵山借區稅月割納付方	(追録) 一三九
●借地 借用	
○耕地ノ用水溜池等耕作ノ分ハ地方稅ヲ課セス	(下卷) 一三三
○金穀貸借ノ證書他人へ讓渡方	(下卷) 一六〇
○捕魚採藻ノ爲メ所用ノ者湖川ト雖モ海面ニ準シ處分シ其他官有ノ池沼借用料收入所用差許方	(下卷) 六九一
●質屋 質入	
○質屋取締條例	(上卷) 五三七
○失踪死亡跡遺留財產賣却交換質入替入等ノトキ始審裁判所ノ認許ヲ受シム	(下卷) 五八七
○失踪死亡跡遺留財產賣却交換質入替入ニ關スル認許請求書差出方	(下卷) 五八七
○身代限財產中質入替入ノ地所アリ債主訴出サル節處分方	(下卷) 一〇四四
●質地 質物	
○社寺上地中内實賣質地トナセン者處分方	(上卷) 一七〇
○假應三年前ニ動產不動產ヲ質物ニ取タルハ裁判ス	(下卷) 六〇七
●出港	
○沖繩縣酒類出港稅則	(下卷) 二九〇
○沖繩縣酒類出港稅則施行細則ヲ定ム	(下卷) 二九四
●市制	

○市制町村制	(上卷) 一〇一
○市制町村制理由書ヲ頒布ス	(上卷) 一七三
○市制施行ニ付府縣會議員ノ選舉及市公民ノ資格ニ關スル件	(上卷) 二五九
○市制中東京都大阪ノ三市ニ特例ヲ設ケ	(上卷) 二五九
○市町村制及土地收用法ニ關スル訴訟取扱方	(上卷) 三三〇
○市制町村制中直接稅間接稅ノ類別	(上卷) 三三一
○市制町村制實施ノ際區戶長區書記役場筆生事務取扱方及區町村經費徵收支出方	(上卷) 三三一
○市制町村制ニ依リ市町村廢入出豫算表式ヲ定ム	(上卷) 三三三
○市制施行地ヲ指定ス	(上卷) 三三三
○鳥取ヲ市制施行地ニ指定	(上卷) 三三三
○佐賀縣管下佐賀ヲ市制施行地ニ指定ス	(上卷) 三三三
○岐阜及甲府ヲ市制施行地ニ指定	(上卷) 三三三
○市制町村制施行地ノ所得稅ニ關スル件	(下卷) 二六一
○市制施行地ニ於ケル所得稅其他諸稅等ニ關シ心得方	(下卷) 二六六
●市區 市街	
○東京市區改正條例	(上卷) 二七一
○東京市區改正委員會ノ組織權限	(上卷) 二七三
○東京市區改正事業設計ノ内明治二十二年四月ヨリ施行スヘキ箇所	(上卷) 二七三
○東京市區改正設計ノ内道路河川橋梁鐵道公園魚鳥市場賣物市場獸畜市場屠場火葬場墓地ノ部ヲ定ム	(上卷) 二七四
○東京市區改正土地建物處分規則	(上卷) 二七四
○本年勅令第五號第四條第一項ニ依リ建物ノ制限ヲ定ム	(上卷) 二七六
○東京府令第八十四號ニ依リ建物ノ認可ヲ受クヘキ書式	(上卷) 二七六
○本年五月東京府告示第三十八號ニ依リ認可ヲ得タル建物届出方	(上卷) 二七六
○市街郡村ニ屬スル揭示場敷地官有地へ編入方	(上卷) 二八一
●市町村	
○市町村名及市役所町村役場ノ位置變更方	(上卷) 二九
○市制町村制ニ依リ市町村廢入出豫算表式ヲ定ム	(上卷) 三三三

- 市町村會議員選舉罰則 (上卷) 二六五
- 從來ノ市町村立小學校一時存續ノ件 (上卷) 六六七
- 市町村長ヲシテ國稅徵收セシムル法 (下卷) 一四〇
- 市町村徵收ノ國稅ハ一人別徵稅元帳ヲ備置キ其手續ヲ爲サシム (下卷) 一四二
- 市町村徵收ノ國稅納期ヲ過キ督促令狀發付前ニ其滞納税金上納ノ片取扱方 (下卷) 一四三
- 市町村制施行ノ爲メ國稅諸規則ニ關スル營業鑑札訂正方 (下卷) 一四六
- 市町村立小學校校長及教員名稱及待遇 (下卷) 一四七
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法 (附錄) 六六一
- 市町村吏國庫支辨ノ用務ニ付旅行ノトキ內國旅費支給方 (附錄) 六六六
- 賞勳局 (附錄) 九
- 賞勳局官制 (附錄) 九
- 侍從 (附錄) 四七
- 侍從職幹事官制 (附錄) 四七
- 侍從職幹事俸給 (附錄) 五六七
- 職員 (附錄) 五六七

- 神宮職員官等改正 (上卷) 一四七
- 神宮職員官等表中追加 (上卷) 一四七
- 主理 (附錄) 六三〇
- 主理錄事俸給 (附錄) 六三〇
- 宿直 (附錄) 六四八
- 宿直徵夜勤務便役ノ者ニハ適宜食料給與 (附錄) 六四八
- 紙幣 (附錄) 六三〇
- 磨造金銀銅貨紙幣等取扱規則 (下卷) 三九
- 磨造紙幣處分方 (下卷) 三〇
- 紙幣漸次銀貨ニ交換ス (下卷) 三二
- 通用ヲ禁止シタル貨幣紙幣ノ引換ニ關スル件 (下卷) 三三
- 鑑定ヲ誤リ正貨紙幣ヲ斷截シ又ハ描改ノ正札等取扱方 (下卷) 三三
- 銀行紙幣磨造描改處分 (下卷) 九四二
- 銀行紙幣合同消却方法 (下卷) 九四三
- 銀店銀行紙幣交換基金特別會計法 (下卷) 九四五
- 敷地 (上卷) 三六六
- 道路ノ敷地貸渡ヲ禁ス (上卷) 三六六
- 電信柱敷地手當金調書差出方 (上卷) 二二二

- 民有地內建設ノ電信柱敷地手當下渡金明細表 (上卷) 二二三
- 電信柱敷地手當金請求方 (上卷) 二二三
- 電信柱敷地手當金任命令取扱方法 (上卷) 二二三
- 替麵 (下卷) 二九六
- 酒造稅則替麵營業稅則賣藥印紙稅則烟草稅則ニ關シ租稅官吏ニ於テ犯則ノ證據取調處分方 (下卷) 二九六
- 替麵營業稅則 (下卷) 二九六
- 醬油 (下卷) 二九六
- 醬油稅則 (下卷) 三〇〇
- 醬油稅則施行細則 (下卷) 三〇四
- 銃砲 銃獵 銃器 (上卷) 五〇一
- 銃砲取締規則 (上卷) 五〇一
- 銃砲取締規則違背ノ者處分方 (上卷) 五〇四
- 銃砲彈藥類取締管理替 (上卷) 五〇四
- 免許商人外國人ト銃砲彈藥賣出願取扱方 (上卷) 五〇四
- 海軍准士官以上銃器彈藥買收順序ヲ免許商人へ達 (上卷) 五〇五

- 銃砲類外國人ト賣買差許方 (上卷) 五〇七
- 鳥獸ノ害ヲ爲ス山間等ノ村落銃獵仲期方 (下卷) 七〇三
- 種痘 (上卷) 五〇一
- 種痘規則 (上卷) 五〇一
- 獸類傳染病 (上卷) 五六六
- 獸類傳染病豫防規則 (上卷) 五六六
- 獸醫及獸類傳染病豫防規則ニ違犯ノ者處分ノ節農商務省へ通牒方 (下卷) 一〇六一
- 獸醫 (上卷) 六三三
- 獸醫免許規則 (上卷) 六三三
- 獸醫假免許手續 (上卷) 六三三
- 獸醫蹄鐵工各免許規則ニ依リ學則認可請求方 (上卷) 六三三
- 獸醫開業免狀同假開業免狀下付願書及開業試驗願書ノ件 (上卷) 六三三
- 開業獸醫轉居届出方 (上卷) 六三三
- 獸醫及獸類傳染病豫防規則ニ違犯ノ者處分ノ節農商務省へ通牒方 (下卷) 一〇六一
- 恤救 (上卷) 四六六
- 恤救規則 (上卷) 四六六

索引

賞勳局 侍從 職員 主理 宿直 紙幣 敷地 醫藥
 醬油 銃砲 銃獵 銃器 種痘 獸類傳染病 獸醫 恤救

○恤救米及棄兒養育米等石代金下渡方	(上卷) 四七
○恤救米及棄兒養育米等渡前月相場調成難 成向ハ前々月平均相場ヲ用フ	(上卷) 四八
○例規適當ノ分不及伺施行濟恤救取計及救 助金受取方	(上卷) 四九
○濟貧恤救施行濟届出方	(上卷) 四九
●叙位	
○叙位條例	(上卷) 一九
●上告	
○控訴上告手續	(下卷) 一〇三九
●上納金	
○貸下金其他諸上納金未納者他ノ負債ノ爲 メ身代限リノ處分ヲ受クルル取扱方	(下卷) 六六
●乘馬	
○乘馬飼養令ニ依リ飼養スル乘馬ハ地方稅 ヲ賦課セス	(下卷) 二〇九
○軍人制服ヲ着用乘馬シタル者ハ刑法第四 百二十七條第三項ノ限ニ無之	(下卷) 一〇六七
●衆議院	
○府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員並ニ府 縣會議員ノ選舉區域地方稅收支豫算地方 稅財產備荒儲蓄金處分方郡費支辨方法及 府縣ノ急施事業ニ關スル諸件	(上卷) 六六
○衆議院議員選舉法及貴族院令中直接國稅 ト稱スル件	(下卷) 一〇三
○衆議院事務局官制	(附錄) 五二七
○貴族院衆議院書記官長並書記官年俸	(附錄) 五六六
●就籍	
○無籍在監人就籍方	(下卷) 五八五
○無籍在監人就籍方違但書ヲ刪除ス	(下卷) 五八六
●娼妓	
○金談上養女ノ名目ヲ爲シ娼妓轉妓ノ所業 ヲ爲サシムルヲ禁ス	(上卷) 四三三
○貸座敷引手茶屋娼妓ノ賦金賦課編入及 警察機密費檢査費支辨方	(下卷) 三三
●收入 收入	
○土地收用法	(上卷) 二八三
○土地收用協議會規則	(上卷) 二九二
○收用スヘキ土地ノ細目公告方	(上卷) 二九三
○官有土地森林原野收入金徵收規程	(上卷) 三〇
○府縣社以下神社什物取締方	(上卷) 二七三
○社寺什物取締方	(上卷) 二七四
●稚標 檣燈	
○浮標ニ舟ヲ繫キ或ハ稚標ノ階梯ニ上ルヲ 禁ス	(下卷) 四三三
○海上衝突豫防規則ニ記載シタル檣燈及燈 燈製造罰例	(下卷) 四三三
●失踪	
○明治二十二年以前ノ徵兵及豫備後備兵失 踪逃亡者捜査通報方	(上卷) 七〇六
○明治十七年以前ノ徵兵失踪逃亡者ニシテ 其踪跡不明ノ者ハ毎年調査ヲ要セス	(上卷) 七〇七
○明治二十二年以前ノ徵兵相當者ニシテ失 踪逃亡ノ爲メ徵集ニ應セサル者取調ヘ差 出サシム	(上卷) 七〇七
○逃亡失踪ノタメ諸營業稅及船車稅滯納處 分ヲ了セシ者次納期ニ至リ尚ホ所在不明 ノトキ取扱方	(下卷) 一〇二
○失踪逃亡跡遺留財產處分方	(下卷) 五八六
○戸長ニ於テ保管スル失踪逃亡及絶家ノ財	(下卷) 五八六

○手收料收入ハ收稅部出張所ニテ取扱ノ件	(上卷) 三三七
○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セ シメ且收入財產等取調方	(上卷) 二八五
○國稅徵收法ニ掲グル收入官吏タル件	(下卷) 二二三
○關稅及稅關諸收入收納取扱順序	(下卷) 三七七
○西洋形船海員雇入雇止手收料ハ市町村ノ 收入ノ件	(下卷) 五〇八
○海外旅券手收料收入取扱方	(下卷) 五九四
○森林收入納入告知書ニ收入官吏ノ在勤廳 名記入方廢止	(追錄) 三七
○租稅徵收取扱收入官吏提出ノ計算書下檢 査委任方	(追錄) 八五
●收稅	
○買上地跡下地漬地等收稅除稅區分方ヲ定 ム	(下卷) 二四三
○米商會所株式取引所收稅規則	(下卷) 八七九
○收稅屬俸給	(附錄) 六四六
●什物	
○神社佛寺古來所傳ノ什物並寄附ノ諸器祠 堂金等ノ類處分方	(上卷) 二六九

索引

叙位 上告 上納金 乘馬 衆議院 就籍 娼妓
 收入 收入 收稅 什物 稚標 檣燈 失踪

- 産ハ目錄ヲ作り郡區長ニ差出サシム (下卷) 五七
- 失踪死亡跡遺留財産賣却交換質入書入等ノトキ始審裁判所ノ認許ヲ受シム (下卷) 五七
- 失踪死亡跡遺留財産賣却交換質入書入ニ關スル認許請求書差出方 (下卷) 五七
- 失踪逃亡死亡者ノ遺留財産處分治安裁判所ノ認許ヲ乞フヲ得 (下卷) 五八
- 遺留證書中失踪死亡ノ者アルトキ償却處分方 (下卷) 六〇

● 新聞紙

- 新聞紙條例 (上卷) 四六四
- 官吏タル者私ニ新聞紙等ニ政務ヲ叙述スルヲ禁ス (上卷) 四七〇
- 公文ヲ新聞紙ニ掲載スルヲ禁ス (上卷) 四七一
- 新聞紙條例傍聽ヲ禁シタル訴訟ノ辯論記取方 (上卷) 四七一
- 新聞紙ニ關スル諸屆書式ヲ定ム (上卷) 四七一
- 新聞紙雜誌、文書圖畫ニシテ外交上ニ係ル件記取方 (追録) 四

● 出版

- 出版條例 (上卷) 四七五
- 出版版權脚本樂譜寫真條例ニ關スル願屆手續等ヲ定ム (上卷) 四九〇
- 出版條例施行以前届出ヲナシ爾後出版スルモノ届出方 (上卷) 四九〇
- 神社寺院ノ守札及神佛號ヲ記セル畫像等ハ其神社寺院ノ外出版ヲ禁ス (上卷) 四九六
- 願屆及累層出版 (上卷) 一三三

● 集會

- 府縣會議員會議ニ關スル事項ヲ以テ他ノ府縣會議員ト聯合集會往復通信ヲ禁ス (上卷) 二四四
- 集會及政社法 (上卷) 四五七
- 學校教員集會條例ニ依リ罰金處分ヲ受ケ又ハ政黨ニ關係スル者稟申及差止方 (上卷) 一〇〇〇

● 實印

- 實印ヲ預ケ預ルヲ禁ス (下卷) 六〇〇

● 試験

- 試験場場ヨリ坑物發見スルトキ見本差出方 (下卷) 七六〇
- 試験場借區開坑等證券一枚ヲ以テ收ケ所

許可ノ内借區開坑或ハ膿渡廢棄分區等出

願ノ節證券願書等差出方

(下卷) 七六一

○ 身代限處分ヲ受ケタル者試験借區假證券返納セシム

(下卷) 七六二

○ 砂鐵砂金稼行ノ者試験借區開坑ノ名稱ヲ廢シ採取出願方等ヲ定ム

(下卷) 七六三

○ 試験人其許可ヲ得タル試験權ヲ喪失ノ節取扱方

(下卷) 七六八

○ 試験願書ニ添付スル圖面記載方

(下卷) 七六九

○ 鑛山試験借區通洞及採取ニ關スル諸願書差出方

(下卷) 七六八

○ 鑛山試験證券下渡ヲ止ム

(下卷) 七六八

○ 日本坑法第三款所屬試験借區券返納方

(下卷) 七六八

○ 試験地ノ坪敷制限

(下卷) 七六九

● 試験

- 醫術開業試験委員組織權限 (上卷) 五二
- 醫術開業試験規則 (上卷) 五四
- 試験ヲ要セスシテ醫師ノ免狀ヲ授與スヘキ者格例 (上卷) 五六
- 從來開業ノ醫師ハ試験ヲ要セス鑑札等ヲ

附與ス

- 醫師試驗規則 (上卷) 五八
- 藥劑師試驗受驗人心得 (上卷) 六三〇
- 代官人試驗出願者申報方 (上卷) 六三二
- 文官試驗委員官制 (下卷) 一〇五六
- 陸軍將校生徒試驗委員條例 (附録) 一三
- 高等試驗手續 (附録) 一八六
- 文官試驗方 (附録) 八三九
- 郡區長ノ試験ニ關スル條規 (附録) 八四三
- 判任官高等試験ヲ受ケ本官ニ任スルノ件 (附録) 八四六
- 陸海軍士官並同等官以上試験ヲ要セス文官ニ任用方 (附録) 八五二
- 理事主理試驗及試補ノ事務練習方 (附録) 八五三
- 判事檢事登用試驗規則 (附録) 八五九
- 裁判所書記登用試驗規則 (附録) 八六四
- 郵便及電信局址ニ郵便爲替貯金局書記補試驗規則 (附録) 八六九
- 試補及判任官見習ニテ一年志願兵トナル

● 試補

索引し 新聞紙 出版 集會 實印 試験 試驗 試補

者服役方

○文官試験試補及見習規則
○交官試験試補及見習規則ニ關スル細則

(上卷) 七三
(附録) 九〇六
(附録) 八三九
(附録) 八三六

●書類 書式

○年號月日ヲ略記セシ書類等ハ裁判上證據ニ相立ス
○年號月日ノ内略記ノ書類ヲ以テ出訴ニ及フモ取扱判ス
○租税收入證明規程租税測定ニ關スル證據書類調理順序

(下卷) 五九七
(下卷) 五九七
(下卷) 五九七

○國稅忌納處分報告書式

(下卷) 一五三

○間接國稅犯則者處分ニ關スル書類送達ノ件

(下卷) 一九一

○地方稅豫算議案精算報告書式

(下卷) 二〇二

○營業稅雜種稅課目課額議案書式

(下卷) 二〇九

○地方稅豫算議案精算報告書式中戸數割記取方

(下卷) 二一八

○新聞紙ニ關スル諸届書式ヲ定ム

(下卷) 三〇〇

○戸籍登記書式ヲ定ム

(上卷) 四七一

○爲替手形約束手形ニ關スル書式ヲ示ス

(下卷) 五五五
(下卷) 六六四

○刑法附則中監視表旅券書式ヲ定ム

(下卷) 一〇五九

○行政訴訟書式

(追録) 一四九

●省令

(上卷) 四

○省令廳令府縣令及警察令ニ關スル罰則

(上卷) 四

○警察官及消防官制服改正

(上卷) 四三九

○警察官及消防官服裝規則

(上卷) 四三七

○警察官及消防官帶級ノ制

(上卷) 四三〇

●寫眞

(上卷) 四八八

○寫眞版權條例

(上卷) 四八八

○出版版權脚本樂譜寫眞條例ニ關スル願届手續等ヲ定ム

(上卷) 四九〇

○刑死者ノ墓標寫眞等ニ係ル取締方

(追録) 一五三

●車稅 (ノ之部ニ掲ク)

(上卷) 四三九

●食卓料

(上卷) 四三六

○警察官吏等官船へ乗込出張ノ節食卓料支給方

(上卷) 四三六

○内國旅費規則第四條官船ニ乗組出張ノ者食卓料支給方

(附録) 七六

○警察官吏等其他ノ者官船ニ乗込出張ノトキ食卓料支給方

(附録) 七九二

●社務

○社務取扱所名稱ヲ定ム

(上卷) 一五〇

●社殿 社寺

○官幣社社殿ノ裝飾及社頭ノ葺提燈ニ限リ菊御紋ヲ用ユルヲ許ス

(上卷) 四三三

○國幣社社殿ノ裝飾葺提燈ニ限リ菊御紋ヲ用ユルコトヲ許ス

(上卷) 四三四

○由緒有之社寺ノ外菊御紋ヲ用ユルヲ禁ス

(上卷) 四三三

○一般社寺ノ神殿佛堂ニ裝飾シタル分ニ限リ菊御紋ヲ許ス

(上卷) 四三四

○社寺學校病院等へ寄附ノ土地建物等ノ件

(上卷) 二六九

○社寺ニ於テ金穀借入方

(上卷) 二六九

○社寺上地中内質賣買賃地トナセシ者處分方

(上卷) 二七〇

○社寺上地官林委託規則

(上卷) 二七一

○社寺取扱概則

(上卷) 二七三

○社寺什物取締方

(上卷) 二七四

○社寺文庫經藏備書等取調差出方

(上卷) 二七六

○社寺明細帳調製差出方

(上卷) 二八〇

○社寺ノ什物竝地所建物等ノ類抵當其他處分方

(上卷) 二八五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方

(上卷) 二八五

○社寺伐木取扱概則

(上卷) 二八六

○御料地ノ内社寺ノ上地ニ係ル該社寺ニシテ委託出願方

(追録) 七四

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

○社寺總代人ヲ置キ社寺ノ願届等ニ連署セシメ且收入財産等取調方中改正増補

(追録) 七五

索引し

書類書式 省令 消防官 寫眞 車稅 食卓料 社務 社殿 社寺 百四十七

新嘗祭

○官國幣社新年祭新嘗祭例祭地方官參向方 (上卷) 二五四

神宮

○神宮職官等改正 (上卷) 二四七
○神宮職員官等表中追加 (上卷) 二四七
○神宮大麻頒布ハ地方官ノ關係ニ不及人民各自ノ自由ニ任ス (上卷) 二四九

○神宮官國幣ノ諸神社神輿渡御ノ節供奉ノ者帶刀差許方 (上卷) 二五五
○神宮及官國幣社等祭典ニ付勅使參向ノ節著服 (上卷) 二五五 (附錄) 二二〇

神職

○官國幣社神官ヲ廢シ更ニ神職ヲ置ク (上卷) 二四八
○官國幣社神職奉務規則 (追錄) 七三

神佛 神道

○神佛祭禮開扉等ノ節奇怪ノ打扮等ヲ爲スヲ禁ス (上卷) 二五三
○神佛敬奉職ヲ廢シ寺院ノ任職ヲ任免シ及教師ノ等級進退ヲ管長ニ委任ス (上卷) 二六〇

○神佛各教宗派内ノ者出願處分ヲ要スル片願書提出方 (上卷) 二六一

○神道敬奉職其主神ヲ鎮祭シ教徒ノ葬儀ヲ執行スル爲メ祠宇建設出願方 (上卷) 二六三

神祠

○人民私邸内等自祭ノ神祠佛堂衆庶參拜許否處分方 (上卷) 二五五

神官

○北海道廳警察官吏及神官旅費 (上卷) 四三六
○神官奉務規則 (上卷) 二四九
○神官敬奉職ノ兼補ヲ廢シ葬儀ニ關係セス (上卷) 二五三
○府縣以下神官撰舉ノ節皇典講究所ノ卒業證書又ハ試験證書ヲ添出願認可ノ件 (上卷) 二五二 (下卷) 六三 (追錄) 七四

○神官配當簿公債證書 (附錄) 二二〇
○府縣制鄉村社神官奉務規則改正 (附錄) 二二〇

神社

○神社寺院ノ守札及神佛號ヲ記セル誌像等ハ其神社寺院ノ外出版ヲ禁ス (上卷) 四九八
○神社規則ヲ定ム (上卷) 二三九

○神社改正規則ヲ更定ス (上卷) 二四六

○神社制札 (上卷) 二四九

○神社授符配札ヲ禁止ム (上卷) 二五〇

○諸神社祭禮神輿渡御ノ節粗暴ノ所業ヲ禁ス (上卷) 二五四

○神社佛寺古來所傳ノ什物竝寄附ノ諸器祠堂金等ノ類處分方 (上卷) 二六九

○神社佛寺持添ノ田畑山林寄附金古文書類處分ニ付心得方 (上卷) 二七三

寺院

○寺院佛佛持出開帳ノ違ヲ廢シ他管持出開帳ノ節出願手續ヲ定ム (上卷) 二五四

○寺院廢止處分方 (上卷) 二五七

○無檀ニシテ無任ノ寺院廢止方 (上卷) 二五七

○無檀無任ノ寺院廢止處分手續 (上卷) 二五七

○廢合寺院跡地竝建物處分規則 (上卷) 二五七

○神佛敬奉職ヲ廢シ寺院ノ任職ヲ任免シ及教師ノ等級進退ヲ管長ニ委任ス (上卷) 二六〇

○寺院什物帳調製方 (上卷) 二七〇
○寺院附屬ノ地所建物什物抵當賣買其他財

産ニ關スル諸願ハ管長ノ添書ヲ要ス (上卷) 二八六

進級 陞叙

○陸軍武官進級令 (附錄) 八九一

○宮内省判任官中階級年限 (附錄) 八九一

○海軍高等武官進級條例 (附錄) 八九四

○陸海軍將校同等官名譽進級方 (附錄) 八九六

○海軍下士任用進級條例 (附錄) 八九七

賜暇

○外交官等賜暇條例規則 (附錄) 九〇六

賞罰

○稅關監吏補賞罰規則 (附錄) 九二三

○夜間檢疫信號 (上卷) 五六五

○橫須賀軍港へ進入投錨又ハ通航スル片艦船名符字信號掲揚 (下卷) 四一五

○西洋形船信號 (下卷) 四三四

○西洋形船舶普通信號等ノ儀農商務省へ管理セシム (下卷) 四四二
○船燈信號製造販賣規則 (下卷) 四四二
○海上衝突豫防規則ニ記載シタル信號器中

索引

新嘗祭 神宮 神職 神佛 神道 神祠 神官
神社 寺院 進級 陞叙 賜暇 賞罰 信號

榴彈火箭信號煙管煙彈製造方	(下卷) 四四	○官有森林交換規程	(追録) 三
○海上衝突豫防規則中信號器制限	(下卷) 四四	○林務官林務官補管林主事管林主事補及 森林監守制服並二帶劍ノ制	(追録) 三四
○船燈信號器製造販賣規則並發火信號器ニ 關スル事務	(下卷) 四五〇	○林務官林務官補管林主事管林主事補及森 林監守服裝帶劍並禮式規程	(追録) 三五
●新舊金祿		○森林收入納入告知書ニ收入官吏ノ在勤廳 名記入方廢止	(追録) 三七
○新舊金祿中山道鐵道金札引換無記名公債 證券及金札引換公債條例ニ據リ發行シタ ル諸公債證券ノ取扱方ヲ示ス	(下卷) 五	●人民 人員	
●新舊公債		○人民私費架設ノ橋梁渡津又ハ新道軍隊行 進ノ節賃錢請求方ヲ禁ス	(上卷) 三七四
○新舊公債證券發行條例	(下卷) 三七	○人民私費架設ノ橋梁渡津及私費開鑿ノ道 路等應兵巡行ノ節賃錢請求方ヲ禁ス	(上卷) 三七四
○新公債、金祿公債、金札引換公債元金償還 ノトキ廣告及通知方	(下卷) 五	○人民私設ノ橋梁渡津及道路等郵便電信局 集配人ヨリ賃錢請求ヲ止ム	(上卷) 三七五
●森林		○人民私邸内等自祭ノ神祠佛堂衆庶參拜許 否處分方	(上卷) 二五五
○官有森林原野及產物特別處分規則	(上卷) 三〇五	○人民署名肩書	(上卷) 二五五
○官有森林原野及產物特別處分規則ニ據リ 隨意契約ニテ原野ヲ賣渡ストキ準據條項	(上卷) 三〇七	○民事訴訟人民一般傍聽ヲ許ス	(下卷) 五六〇
○官有土地森林原野收入金徵收規程	(上卷) 三三〇	○人民私費ヲ以テ開設シタル橋梁渡津及道 路等電信取扱所配達人ヨリ賃錢請求不相	(下卷) 一〇三三
○民有森林伐採鑛物土石掘採ヲ停止ス	(上卷) 三三七		
○民有森林伐採鑛物土石掘採處分方	(上卷) 三三七		
○森林經費科目表中更正	(追録) 三三		

成軍	(追録) 三	○巡查懲罰例	(上卷) 四〇八
○人員減少等ニテ免職ノ者一時慰勞金支給 方	(上卷) 四三三 附録 七七〇	○巡查奉職五年以上ノ者ヲ警部(警部補)ニ 任用方	(上卷) 四二五
●人家 人力車		○陸軍現役滿期下士ニシテ巡查志願ノ者採 用方	(上卷) 四二六
○人家稠密ノ場所ニ於テ蒙養ヲ禁ス	(上卷) 五六九	○巡查看守精勤證書授與規則	(上卷) 四二六
○人力車壹人乘二人乘ノ區別	(下卷) 三三〇	○巡查看守給助例	(上卷) 四三二
●人身		○巡查看守給助例	(上卷) 四三二
○人身ヲ書入トシテ金錢ヲ貸借スルヲ禁ス	(上卷) 四五一	○巡查看守給助例施行前二年以上在職者退 職ノ時慰勞金支給方	(上卷) 四三三
●巡閱 巡回 巡視		○巡查看守俸給支給規則	(上卷) 四三三
○警察巡回規則	(上卷) 四〇六	○警部巡查給與規則	(上卷) 四一九
○警察官吏特區内巡回日當支給方	(上卷) 四三六	○巡查看守給助例第二條第一項勸懲割註心 得方	(上卷) 四二四
○藥品監視規則	(上卷) 六二二		
○藥品監視員巡視施行及費用等支辨方並證 票雛形	(上卷) 六二三	○巡查看守給助例施行期限	(上卷) 四三九
●巡查			
○巡查召募方	(上卷) 四〇七		
○巡查ニ帶劍ヲ許ス	(上卷) 四〇七		
○巡查帶劍心得	(上卷) 四〇八		
○巡查帶劍心得方ノ再達	(上卷) 四〇八		

索引し 新舊金祿 新舊公債 森林 人民、人員 人家、人力車 人身 百五十一

○巡查看守給助例中年金支給方	(上卷) 四四
○巡查並警察諸備等懲罰金巡查還納被服類及警察署不用品賣却代金地方稅費へ仕拂方	(上卷) 四三
○銀行會社等ノ請願ニ依リ配置スル巡查充用及費用徴收並ニ支出方	(上卷) 四八
○巡查ニテ警部代理ノ資格ヲ以テ取扱タル事件ニ付テハ警部同様ノ取扱ヲ爲サシム	(下卷) 一〇八五
○巡查俸給	(追録) 三九
	(附録) 六四三
○巡查看守待遇	(追録) 三九
	(附録) 五三三
○巡查採用規則	(追録) 四四
	(附録) 八七三
○一般人民ニシテ巡查同様ノ働ヲナシ死傷セシ者吊祭扶助料療治料支給方	(上卷) 四一四
	(附録) 七七〇
○巡查本部警察署警察分署監督部及消防士消防機關士監獄書記看守長俸給令	(附録) 六三九
○巡查部長ノ職ヲ置ク	(附録) 五三三
●尋常師範學校 尋常中學校 (學校ノ部ニ載ス)	
●准士官	
○海軍准士官以上銃器彈藥買収順序ヲ免許商人へ達	(上卷) 五〇五
○海軍准士官及徴兵ノ後備役、志願兵ノ豫備役滿期ノトキ並ニ豫備ニ入ル者ハ辭令ヲ用ヒス	(上卷) 九〇三
○海軍准士官並服役滿期ノ下士判任官ニ任用方	(附録) 八五八
●支部	
○地方裁判所管内支部廢止	(追録) 一三九
○地方裁判所支部及管轄表中削除	(追録) 一三九
○地方裁判所支部ノ事務ヲ取扱フヘキ判事檢事及區裁判所監督判事補職等ニ關スル件	(追録) 一三九
●私用	
○私用ノ證書類へ官名ヲ記載シ或ハ官名ヲ刻セシ印章ヲ用フルヲ禁ス	(下卷) 六〇〇
●砂鐵 砂金	

○砂鐵砂金採行ノ者試掘區區開坑ノ名稱ヲ廢シ採取出願方等ヲ定ム	(下卷) 七三三
○砂金砂鐵採取行業明細表雛形	(下卷) 七三三
●子女	
○子女アル者養子入夫等ヲ以テ相續人ト爲スヲ許ス	(下卷) 五六一
●麿香間	
○麿香間祇候待遇	(下卷) 五六二
●鐵灸術	
○鐵灸術營業者取締方	(上卷) 五九九
●自家	
○自家用料酒類製造者心得ヲ定ム	(下卷) 二九三
●清國	
○清國駐朝鮮國駐在領事裁判規則	(下卷) 一〇三二
○外務省派遣清國留學生判任官ニ任用方	(附録) 八五二
●新原 (之部ニ掲ク)	
●下總	
○下總牧場官制	(附録) 四一八
●樹木	
○地方稅經濟ニ關スル樹木拂下處分方	(下卷) 三三二
○ひ之部	
●非職	
○非職休職者ニシテ議員市町村吏タラントスルハ本廳長官ノ許可ヲ受ケシム	(上卷) 三三〇
	(附録) 九〇六
○官吏非職條例	(附録) 九三六
○非職給改正ニ付支給額訂正仕拂命令方	(附録) 九三六
○非職官吏俸給下渡脚居及副業許可	(附録) 九三六
○官吏非職給改正	(附録) 九三六
○非職官吏俸給支給期日指定	(附録) 九三九
○非職官吏ノ俸給ハ所屬廳ヨリ下附ス	(附録) 九三九
○非職官吏俸給支給方	(附録) 九三九
○非職官吏年限滿期届出	(附録) 九三九
○公吏ニシテ給料ヲ受クル非職官吏ハ俸給ヲ支給セス	(附録) 九四〇
○技術官ノ休職免職非職條例	(附録) 九四〇
●費用	

索引
 尋常師範學校 准士官 支部 私用 砂鐵 砂金 子女 麿香間
 鐵灸術 自家 清國 新原 下總 樹木 非職 費用
 百五十三

○警官練習所受業生ニ係ル費用支辨方	(上卷) 四四七
○銀行會社等ノ請願ニ依リ配置スル巡查充用及費用徴收並ニ支出方	(上卷) 四四八
○傳染病ニ罹リ身元赤貧ノ者費用地方稅衛生費ヲ以テ支辨方	(上卷) 四五三
○府縣立醫學校費用支辨方	(上卷) 九〇八
○私塾燈標費用ノ件	(下卷) 四三三
○民事訴訟費用法	(下卷) 一〇三〇
○重罪輕罪ノ公訴ノ判決ニ對シ控訴又ハ上告ノ場合ニ於テ被告人及囚人ニ係ル費用ノ件	(下卷) 一〇三六
○集治監ニ入ルヘキ囚徒竝ニ其費用區分方ヲ定ム	(下卷) 一〇四一
○公使館領事館費用條例	(附錄) 五九九
○公使館領事館費用條例細則	(附錄) 六〇一
●備荒儲蓄	
○備荒儲蓄法	(下卷) 三三四
○中央備荒儲蓄金運用ノ件	(下卷) 三三七
○備荒儲蓄法當分沖繩縣ヘハ施行セス	(下卷) 三三七
○備荒儲蓄金ニ關シ不服アリテ出訴方	(下卷) 三三七
○地方稅及備荒儲蓄金滯納者處分法	(下卷) 三三六
○備荒儲蓄金取扱順序	(下卷) 三三八
●引取人	
○引取人ナキ刑死者及囚人ノ遺骸解剖方	(上卷) 五九九
●引出小切手	
○當座預引出小切手押印出願及納稅手續ヲ定ム	(下卷) 三五三
○稅印ノ押捺押印ヲ受タル小切手引出小切手稅印捺換ノ請ヲ允ス	(下卷) 三五三
●比丘尼	
○比丘尼蓄髮肉食緣付ヲ許ス	(上卷) 一六四
●被告人	
○刑事裁判所ニ於テ被告人ヲ責付スルノ手續	(下卷) 一〇七六
○保釋費付中ノ被告人取釋方心得	(下卷) 一〇七八
○輕罪控訴被告人ニ係ル拘禁中ノ諸費支辨方	(下卷) 一〇八三
●非訟	
○非訟事件手續法	(下卷) 一〇八九
○商事非訟事件印紙法	(下卷) 一〇九六

●病院	
○社寺學校病院等ヘ寄附ノ土地建物等ノ件	(上卷) 一六九
○コッホ結核病治療液ハ官立府縣立病院ニ限リ使用ヲ得	(追錄) 五三
○陸軍病院條例	(附錄) 三三九
●兵庫縣	
○兵庫縣下神戸港ニ於テ株式取引所一ヶ所ヲ許ス	(下卷) 八九一
●殯斂地	
○御歴代天皇及皇后皇妃皇子御殯斂地等官有地ヘ編入方	(上卷) 二六二
○も之部	
●文部省	
○文部省出版ノ圖書ヘ註解圖書條例等ヲ加ヘ又ハ増減シテ出版スルヲ禁ス	(上卷) 四九九
○文部省出版圖書翻刻ノモノハ檢査ヲ遂ケ誤刻ノモノ發賣禁止方等	(上卷) 四九九
○文部省官制	(附錄) 三六六
○文部省直轄諸學校官制	(附錄) 三七六
○文部省直轄諸學校教官人員	(附錄) 三八三
●文字畫紋	
○文字畫紋滲入紙製造者届出書式ヲ定ム	(下卷) 三六
●盲僧 盲人	
○盲僧取締方	(上卷) 二六二
○盲人ニ非スシテ盲僧ノ業ヲ營ムヲ禁ス	(上卷) 二六二
●戻稅	
○輸出酒類戻稅規則	(下卷) 二九一
○輸出酒類戻稅規則施行細則ヲ定ム	(下卷) 二九二
○せ之部	
●詔勅 詔書	
○勅章増設ノ詔勅	(上卷) 三三
○金鷄勅章創設ノ詔勅	(上卷) 三四
○年號改元ノ詔勅	(上卷) 一三三
○官制改正詔勅	(附錄) 一
○徵兵ノ詔書	(上卷) 六六三
○減租ノ詔書	(下卷) 三三三

索引もせ 備荒儲蓄 引取人 引出小切手 比丘尼 被告人 非訟 病院 兵庫縣 百五十五
 殯斂地 文部省 文字畫紋 盲僧 盲人 戻稅 詔勅 詔書

●政府

- 政府ノ債務ニ對シテ押命令ヲ受ケル場合ニ於ケル會計上ノ規程 (追録) 七六
- 政府ノ債務ニ對シテ押命令ヲ受ケタルトキ仕拂手續 (追録) 七六
- 政府ノ債務ニ對シテ押命令ヲ受ケタルトキ案内仕拂命令同請求書取扱方及供託交領証取扱方手續 (追録) 八三

●世襲財産

- 華族世襲財産法 (下卷) 五三三
- 華族世襲財産法施行手續 (下卷) 五三六
- 世襲財産目録中削除願書式 (下卷) 五三九
- 旅行ノ節ハ世襲財産ニ付代理人ヲ定メ届出方 (下卷) 五九九
- 華族ニテ土地ヲ世襲財産ト爲サントスル時願出方 (下卷) 五七〇

●製作

- 西洋形權衡製作検査印章 (下卷) 七三六
- 桁底組製作及使用方 (下卷) 七三六
- 度量衡器ノ制限製作修理及販賣ノ免許、

檢定ニ關スル規則

- 度量衡種類表ニ掲載ナキ權衡ノ製作ヲ許サ、ル件 (追録) 一三六
- 度量衡器ノ製作、修理原案排下代徴收方 (追録) 一三六
- 船舶 船舶司檢所 (西洋形船舶ハ西洋形ノ部ニ掲グ)
 - 虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査規則 (上卷) 五六一
 - 虎列刺病流行地方ヨリ來ル船舶検査手續 (上卷) 五六一
 - 郵便物ヲ積載セル船舶難破等ニ罹リ航送シ能ハサル場合ニ於テ戸長浦役人處分方 (上卷) 一〇五四
 - 官用ノ船舶車馬ヘ地方税ヲ賦課スルヲ得ス (下卷) 三三三
- 朝鮮國貿易ニ關スル船舶出入及貨物積卸ノ件 (下卷) 四三三
- 船舶證書ヲ要セサル船舶報告延期ノ件 (下卷) 四三五
- 日本形五百石以上ノ船舶製造ヲ禁ス (下卷) 四五六
- 船舶積量測定規則 (下卷) 四六八
- 船舶積量測定方法 (下卷) 四七〇
- 船舶積量改測終了期限 (下卷) 四七三
- 船舶積量改測終了方 (下卷) 四七四
- 東京外三所船舶検査所及大阪海員試験所

改稱並取扱事務

- 地所建物船舶質入書入ノ公證ヲ受ケタルモノ出訴期限無之 (下卷) 六二六
- 商業及ヒ船舶ニ關スル手数料 (下卷) 六二六
- 海外諸港ヨリ來ル船舶ニ對シテ検査施行方 (追録) 四九
- 船舶司檢所官制 (附録) 四三一
- 船舶司檢所名稱位置及開始 (附録) 四三三
- 郵便及電信局、郵便爲替貯金管理所、船舶司檢所、航路標識管理所職員俸給 (附録) 六三四

●船籍 船主

- 西洋形船舶籍編入方 (下卷) 四五一
- 船舶證書ヲ要セサル船舶報告ノ件 (下卷) 四五一
- 船舶規則 (下卷) 四五五
- 船舶規則施行細則 (下卷) 四五五
- 船舶規則中手数料收納ニ關スル件 (下卷) 四五五
- 船舶規則ノ施行延期ニ關スル件 (下卷) 四五五
- 船舶規則施行細則施行延期ノ件 (下卷) 四五五
- 船主權須賀鎮守府造船部ニ於テ所有船舶ヲ入渠若クハ修理セントスル者出願方 (下卷) 四五六

●船長運轉手續關手

- 西洋形船舶長運轉手續關手等現員報告式 (下卷) 四六七
- 西洋形船舶長運轉手續關手免狀規則 (下卷) 四八九
- 西洋形船舶長運轉手續關手免狀ヲ有スル者罪ヲ犯シ輕罪以上ノ刑ニ處シタル節農商務省ヘ通牒方 (下卷) 一〇八〇
- 船燈
 - 船燈信號製造販賣規則 (下卷) 四四二
 - 船燈検査手續規則ヲ定ム (下卷) 四四六
 - 船燈信號製造販賣規則並發火信號器ニ關スル事務 (下卷) 四五〇
- 船車
 - 船車賣鬻牛馬賣買等ノ税金納期ヲ定ム (下卷) 三三九
- 船稅
 - 船稅規則 (下卷) 三三三
 - 船稅取扱心得書 (下卷) 三三五
 - 船稅徵收手續 (下卷) 三三七
- 西洋形
 - 西洋形船舶信號 (下卷) 四三四
 - 西洋形船舶普通信號等ノ儀農商務省ヘ管理セント (下卷) 四三三

索引セ

政府 世襲財産 製作 船舶 船舶司檢所 船籍 船主
 船長運轉手續關手 船燈 船車 船稅 西洋形

○西洋形船舶籍編入方	(下卷) 四五一
○西洋形船舶規則	(下卷) 四五六
○航海公證規則ヲ廢シ西洋形船舶免狀改正	(下卷) 四六一
○西洋形船舶免狀ヲ船内ニ保存セシム	(下卷) 四六三
○蒸汽船拾噸風帆船拾噸以下及湖川港灣限リ運轉スル西洋形船舶免狀受有ニ及ハス	(下卷) 四六三
○西洋形船舶大小砲設備ノ件	(下卷) 四六四
○西洋形船舶免狀請願手續ヲ定ム	(下卷) 四六五
○西洋形船舶長運轉手機關手等現員報告式	(下卷) 四六七
○西洋形船舶検査規則	(下卷) 四七四
○西洋形船舶検査細則	(下卷) 四七七
○西洋形船舶長運轉手機關手免狀規則	(下卷) 四八九
○西洋形船舶水先免狀規則	(下卷) 四九四
○西洋形船舶海員雇入雇止規則	(下卷) 五〇二
○西洋形船舶海員雇入雇止手数料ハ市町村ノ收入ノ件	(下卷) 五〇八
○島嶼ニ於ケル西洋形船舶海員雇入雇止手数料ハ其町村ノ收入ノ件	(下卷) 五〇八
○西洋形船舶二極印無之分相用ヒタル者處分方	(下卷) 七二五
○西洋形船舶權衡製作検査印章	(下卷) 七三六
○西洋形船舶長運轉手機關手免狀ヲ有スル者罪ヲ犯シ輕罪以上ノ刑ニ處シタル節農商務省へ通牒方	(下卷) 一〇八〇
● 小學校 (學校ノ部ニ掲グ)	
● 說教所	
○教院教會所說教所ニ於テ雜儀ヲ執行シ或ハ平素衆庶ニ參拜セシムル等ノ所爲ヲ禁ス	(上卷) 一二六三
● 千住製絨所	
○千住製絨所官制	(附録) 二五三
○千住製絨所高等官俸給	(附録) 六二二
● 召集	
○陸軍召集條例	(上卷) 七六五
○陸軍歸休兵及豫備役後備軍員兵員臨時召集ノ細務規定ノ上届出方	(上卷) 八三三
○陸軍召集條例第六十六條召集旅費概算表差出方	(上卷) 八三三
○陸軍召集條例實施	(上卷) 八三一
○陸軍歸休兵豫備役後備軍員召集延期準則ヲ定ム	(上卷) 八三六

○陸軍召集條例第五條ノ事故ニ由リ召集ニ應ジ難キ者届出及召集令狀返付方	(上卷) 八三七
○對馬警備隊區在籍豫備後備下士ヲ演習ノ爲メ召集並ニ旅費支給方	(上卷) 八三七
○陸軍豫備兵定時演習召集方改正	(上卷) 八三七
○陸軍召集條例中臨時召集旅費ニ關スル件	(上卷) 八三六
○陸軍豫備兵定時演習召集旅費支給方更定	(上卷) 八三九
○陸軍臨時召集旅費金庫支出順序	(上卷) 八三九
○召集旅費金受領ノ爲メ出頭スヘキ者一日間ニ往復シ能ハサルトキ出張及通知方	(上卷) 八三九
● 戦時	
○法律規則中戰時ト稱スル場合	(上卷) 六四二
● 制札	
○神社制札	(上卷) 二四九
○官國幣社制札面ヲ削除ス	(上卷) 二五一
● 政社	
○集會及政社法	(上卷) 四四七
● 竊盜	
○竊盜罪	(下卷) 一〇五七
● 専門	
○公立小中學校専門學校設置ノ地所無代價下渡方	(上卷) 九四五
● 生死	
○生死出入届漏及従前ノ寄留者届出期限並違犯者處分方ヲ定ム	(下卷) 五三三
● 接骨	
○入齒齒按口中療治接骨等營業ノ者開業及離札渡方	(上卷) 五八九
● 絶家	
○單身戸主死亡又ハ除籍ノ後絶家トスルノ期限	(下卷) 五七七
● 責付	
○刑事裁判所ニ於テ被告人ヲ責付スルノ手續	(下卷) 一〇七八
○保釋責付中ノ被告人取締方心得	(下卷) 一〇七八
● 製茶	
○製茶砂糖反物等竊ニ限月若クハ現場奪買類似ノ商業ヲ爲ス者處分方	(下卷) 八八〇
○製茶産額僅少ノ府縣ハ茶業組合規則ノ施行ヲ停止スルコトアルヘシ	(下卷) 六八九

索引せ

小學校 說教所 千住製絨所 召集 戦時 制札 政社
竊盜 専門 生死 接骨 絶家 責付 製茶

●整理公債

- 整理公債條例 (下卷) 八三
- 整理公債取扱順序 (下卷) 八六
- 起業公債證書ヲ整理公債證書ニ交換ノ手續 (下卷) 五五

●精算

- 地方税豫算議案精算報告書式 (下卷) 二〇九
- 地方税支出豫算議案及精算報告書式心得 (下卷) 二二六
- 方收收入豫算議案及精算報告書式中改正 (下卷) 二二八
- 營業税雜種税課目課額議案書式 (下卷) 三三〇
- 地方税豫算精算書調製差出方 (下卷) 三三〇
- 地方税豫算議案精算報告書式中戸數割記取方 (下卷) 三三〇

●税則

- 北海道水産税則 (下卷) 二六七
- 北海道水産税則施行細則 (下卷) 二七〇
- 酒造税則 (下卷) 二七三
- 酒造税則附則改正 (下卷) 二八二
- 酒造税則施行細則 (下卷) 二八三
- 沖繩縣酒類出港税則 (下卷) 二九〇

○北海道ノ内從來酒造税則ヲ施行セサル地方ニ之ヲ施行スル件 (下卷) 二九五

○二十二年九月法律第二十四號酒造税則施行細則 (下卷) 二九五

○酒造税則警務營業稅則賣糖印紙稅則煙草稅則ニ關シ租稅官吏ニ於テ犯則ノ證憑取調處分方 (下卷) 二九六

○酒造税則等ニ關シ租稅官吏ニ於テ犯則ノ證憑取調處分時限及立會方等 (下卷) 二九七

○警務營業稅則 (下卷) 二九八

○醬油稅則 (下卷) 三〇〇

○醬油稅則施行細則 (下卷) 三〇四

○菓子稅則 (下卷) 三〇八

○煙草稅則 (下卷) 三二三

○煙草稅則施行細則 (下卷) 三一九

○煙草稅則第十一條但書ノ場合ニ於テ取扱方 (下卷) 三一九

○煙草稅則取扱方要領 (下卷) 三三九

○煙草稅則第三條ノ證約狀調製手續 (下卷) 三四三

○稅印ノ押捺押印ヲ受タル小切手引出小切手 (下卷) 三三五

○手税印捺換ノ請ヲ允ス (下卷) 三三三

○税金 稅額 (下卷) 三三三

○私費ヲ以テ水行ヲ疏シ險路ヲ開キ橋梁ヲ架設スル等運輸ノ便ヲ興シタル者税金取立方ヲ許ス (上卷) 三七三

○税金分納ノ手續 (下卷) 一四一

○戶長ニ於テ税金分納ノ手續徵稅令書ヲ亡失シタル場合ニ於テ取扱方 (下卷) 一四五

○船車賣糖牛馬賣買等ノ税金納期ヲ定ム (下卷) 三三九

○税金息納者證券取扱營業禁止方 (下卷) 七六五

○國立銀行稅額ヲ定ム (下卷) 九四二

○稅關法 (下卷) 三六一

○稅關規則 (下卷) 三六四

○稅關規則第九條及第四十八條中特許手續料ノ件 (下卷) 三七四

○沿海開港外役場ヨリ所管稅關ニ通報スル場合 (下卷) 三七五

○稅關管轄區域 (下卷) 三七六

○關稅及稅關諸收入收納取扱順序 (下卷) 三七七

○外國船舶雇入回漕ノ節出帆前雇主ヨリ其港稅關へ稟申方 (下卷) 三六七

○外國船ヲ雇入レ不開港場へ廻船ノ節稅關其他へ通知方 (下卷) 三六七

○稅關官制 (附錄) 一四三

○稅關監吏及監吏補任用方 (附錄) 八五二

○稅關監吏補賞罰規則 (附錄) 九二二

○石油取締規則 (上卷) 五二七

○石炭酸其他劇毒傳染病流行ノ際販賣ヲ許ス (上卷) 六三三

○仙臺 (上卷) 九六三

○仙臺及金澤高等中學校名稱 (上卷) 九六三

○制服 (上卷) 九六三

○軍人制服ヲ着用乘馬シタル者ハ刑法第四百二十七條第三項ノ限ニ無之 (下卷) 一〇六七

○林務官林務官補管林主事管林主事補及森林監守制服並ニ帶劍ノ制 (追錄) 三四

○す之部

索引す

整理公債 精算 稅則 税金稅額 稅關 石油、石炭酸 仙臺 制服 百六十一

● 樞密院

- 樞密院官制及事務章程 (附録) 一八
- 樞密院ニ屬スル官 (附録) 三三
- 樞密院議長副議長顧問官並書記官長書記官年俸改正 (附録) 五三

● 出納

- 郵便爲替金及郵便貯金ヲ取扱フ出納官吏ニ關スル件 (上卷) 一〇七九
- 島廳、郡區役所ニ於ケル印紙類、國稅ニ關スル鑑札ノ出納命令官及會計監督主任、會計官吏充用方 (下卷) 一三九
- 鑑札用品出納順序 (下卷) 一六三

● 水産

- 北海道水産税則 (下卷) 二六七
- 北海道水産税則施行細則 (下卷) 二七〇
- 北海道水産營業者納稅方 (下卷) 二七三
- 北海道水産稅算出價額ニ係ル件 (下卷) 二七三
- 北海道水産稅則施行細則中削除改正 (追録) 六六
- 北海道水産稅品產出高及其價額報告方 (追録) 八七

○ 海軍水雷夫徵募細則

- 水雷隊條例 (上卷) 八九七
- 水雷術練習艦條例 (附録) 三三五

● 水底電信

- 水底電信線路ニ於テ投錨漁業採藻等ノ禁ヲ犯ス者處分方 (上卷) 二二六

● 水道 水利

- 水道條例 (上卷) 三六一
- 水利土功及學事ニ關スル町村聯合會ハ區町村會法ニ依リ市町村制施行後モ存續スルヲ得 (上卷) 二六四
- 水利組合條例 (上卷) 三四九

● 漚入紙

- 漚入紙製造取締規則ヲ頒布ス (下卷) 三五
- 文字畫漚入紙製造者届出書式ヲ定ム (下卷) 三六

● 酢造

- 酢造營業者酢元ニ供スル爲メ酒類ヲ製造スル者ハ該稅則ニ準據ス (下卷) 二八一

● 乘兒

- 恤救米及乘兒養育米等石代金下渡方 (上卷) 四七

- 恤救米及乘兒養育米等渡前月相場調成雜成向ハ前々月平均相場ヲ用フ (上卷) 四
- 乘兒養育米被下方 (上卷) 五
- 乘兒養育米被下方年限及年齡見定方 (上卷) 五
- 乘兒養育米全月未滿端日數ノ分支給方 (上卷) 五

日規則全書いろは索引終

索引す

樞密院 出納 水産 水雷 水底電信 水道、水利 漚入紙 酢造 乘兒 百六十二

日本規則全書概目
上卷

第一類

- 第一章 法例 公文式 官報 訴願
- 第二章 位階 勳章
- 第三章 褒賞 恤救

第二類

- 第一章 府縣制 郡制 郡區町村編制
- 第二章 市制町村制附理由 浦役場
- 第三章 府縣會 區町村會
- 第四章 東京市區改正

第三類

- 第一章 地所名稱 土地收用 地所賣買 森林原野 官有財產管理法
 - 第二章 土地臺帳
 - 第三章 水利 水道
 - 第四章 道路橋梁 鐵道 軌道
- 概目

第四類

- 第一章 行政警察 警察吏 警察費
- 第二章 禁令諸則 保安條例 集會政社 新聞 出版
- 第三章 銃砲 火藥 爆發物 石油 危毒品 遺失物 古物商 質屋 離船救

助 漂流物

- 第四章 傳染病 檢疫停船 獸類傳染病
- 第五章 墓地埋葬 行旅死亡

第五類

- 第一章 衛生 醫藥
- 第二章 獸醫附蹄鐵工

第六類

- 第一章 戒嚴令 徵發令
- 第二章 徵兵令 徵兵旅費
- 第三章 陸軍志願兵 陸軍歸休兵
- 第四章 陸軍召集 豫備後備軍
- 第五章 憲兵 屯田兵
- 第六章 海軍徵募

第七類

- 第一章 教育ニ關スル勅語 學事通則
- 第二章 大學 師範學校 中學校 小學校 特別認可學校
- 第三章 小學校教員 學校校長教員俸給退隱扶助料 教科圖書
- 第四章 學士會院 學位令

第八類

- 第一章 郵便 郵便貯金
- 第二章 電信 電話

第九類

- 第一章 年曆 神社神官 祭典
- 第二章 寺院僧侶 社寺財產

下卷

第十類

- 第一章 貨幣、紙幣 證券
- 第二章 公債 貸附

概目

第十一類

第一章

租稅總則 租稅徵收 租稅怠納並犯則 地方稅 府縣稅徵收 備荒儲蓄

第二章

地租 所得稅 水產稅 酒、醬油、醬油稅 菓子、煙草、賣藥稅 船、車、牛馬賣買稅

第三章

證券印稅附諸印紙賣捌 稅關 輸出入 領事館

第四章

港津 航路標識 海上衝突豫防 船燈信號

第十二類

第一章

船舶 海員

第二章

戶籍諸則

第十三類

第一章

種族 氏名年齡

第二章

家督相續 養子婚姻 失踪逃亡 雇人

第三章

海外旅行

第四章

契約 印章 代人 賣買貸借 出訴期限

第十四類

第一章

登記 公證人

第二章

第十五類

第一章

勸業 諸業組合

第二章

漁獵 鳥獸獵

第三章

度量衡

第四章

礦業

第十六類

第一章

商業會議所 特許 意匠 商標

第二章

會社 銀行 兌換銀行券 爲替、約束手形

第十七類

第一章

裁判 訴訟 訴訟費用

第二章

家資分散、身代限

第三章

代言人

第十八類

第一章

刑事 罰例

第二章

治罪 司法警察 逃亡犯罪人

第十九類

概目

官報代價送納方法 十九年六月
逕信省令第十一號
官報購讀義務ヲ有スル官吏官報代價納付方改正 二十三年三月
內閣訓令第三號

○訴願法 二十三年十月
法律第百五號

●沿革要領

○第二章 位階 勳章

○叙位條例 二十年五月
勅令第十號

位階奉宣ノ手續 二十年五月
內閣訓令

●沿革要領

○勳章ヲ定ム 八年四月
布告第五十四號

勳章増設ノ詔勅 二十一年一月

勳章等級製式及大勳位菊花頸飾製式 二十一年一月
勅令第一號

勳章佩用式 二十一年十一月
勅令第七十六號

勳章進叙者下級勳章ヲ還納セシム 二十二年三月
勅令第三十八號

勳章及大勳位菊花頸飾圖樣ヲ示ス 二十一年十一月
閣令第二十一號

勳章還納手續 二十二年三月
閣令第九號

勳章佩用式說明 二十一年十一月
賞勳局告示第一號

十三丁

同丁

十四丁

十九丁

二十丁

同丁

二十三丁

二十四丁

二十五丁

二十六丁

同丁

二十九丁

三十丁

同丁

三十二丁

同丁

三十三丁

同丁

三十四丁

三十五丁

○第三章 褒賞 恤救

○褒章條例 十四年十二月
布告第六十三號

褒章、金銀木杯若クハ金圓賜與 十六年一月
布告第一號

黃綬褒章臨時制定 二十年五月
勅令第十六號

褒章條例取扱手續 十四年十二月
大政官達第百三號

金銀木杯金圓賜與手續 十六年三月
大政官達第十七號

賞與取調書式改正 十八年十二月
內務省達第三十八號

圖書諸器物等寄附ニ係ル取計方 二十二年四月
內務省訓令第十八號

三十九丁

四十丁

同丁

四十一丁

四十二丁

四十三丁

四十五丁

●沿革要領

○恤救規則 七年十二月 太政官達第百六十二號

三子出產困窮ニシテ孳養行届兼候向養育料給與方 六年三月 太政官達第七十九號

恤救米及棄兒養育米等石代金下渡方 八年四月(内務卿達署) 太政官達第七十三號

救助筋申請ノ砌調査稟議箇條 八年七月 内務省達第八十五號

恤救米及棄兒養育米等渡前月相場調成難成向ハ前々月平均相場ヲ

用フ 九年三月(内務卿達署) 大藏省達第三十二號

例規適當ノ分不及何施行濟恤救取計及救助金受取方 九年四月 内務省達第七十九號

士族平民ヲ論セス救助施行方 十一年十二月 内務省達第八十五號

濟貧恤救施行濟届出方 十五年十一月 内務省達第六十二號

棄兒養育米被下方 四年六月 布告

棄兒養育米被下方年限及年齢見定方 六年四月 布告第百三十八號

棄兒養育米全月未滿端日數ノ分支給方 九年六月 内務大藏兩省達第七十五號

寄留人へ養育米下渡方 十年五月 内務省達第五十二號

迷兒取扱及費用支辨方 十二年二月 内務省訓令第五號

四

四十六丁

四十七丁

同 丁

同 丁

四十八丁

四十九丁

同 丁

同 丁

五十一丁

同 丁

五十二丁

同 丁

同 丁

●沿革要領

○第二類

○第一章 府縣制 郡制 郡區町村編制法

○府縣制 二十三年五月 法律第三十五號

○郡制 二十三年五月 法律第三十六號

府縣制郡制施行ニ際シ衆議院議員並ニ府縣會議員ノ選舉區域地方

稅收支豫算地方稅財產備荒儲蓄金處分方郡費支辨方法及府縣ノ

急施事業ニ關スル諸件 二十三年九月 法律第八十五號

地方稅經濟ニ於テ非常災害ノ爲メニ要スル土木費借入ノ件 二十三年 法律第三號

府縣委託金ヲ地方稅經濟ニ移ス 二十三年三月 勅令第六十六號

○郡區町村編制法 十一年七月 布告第十七號

○第二章 市制町村制 浦役場

○市制町村制 二十一年四月 法律第一號

市制町村制理由書ヲ頒布ス 二十一年四月 號外

目錄

五

百一丁

百七十三丁

市制施行ニ付府縣會議員ノ選舉及市公民ノ資格ニ關スル件(府縣會議員ノ部ニ限ス)

六

二百十五丁

市制中東京京都大阪ノ三市ニ特例ヲ設ク

法律第十二號

同 丁

町村制ヲ施行セサル島嶼ヲ指定ス

勅令第一號

二百十七丁

町村制ヲ施行セサル島嶼ノ戸長以下給料旅費浦役場費負擔方

勅令第二號

二百十八丁

行政又ハ司法區域ニ關スル市ノ所屬

勅令第七十一號

同 丁

市町村名及市役所町村役場ノ位置變更方

法律第七十七號

二百十九丁

市町村制及土地收用法ニ關スル訴訟取扱方

法律第十號

二百二十丁

非職休職者ニシテ議員市町村吏タラントスルルハ本屬長官ノ許可ヲ受ケン

閣令第十八號

同 丁

區町村公共ノ共有物ハ區町村會ニ於テ評決セシム

內務省訓令第四十七號

同 丁

區町村費支辨ノ事業ニ關スル寄附金穀物件ノ費途使用方及區町村費ノ雜收入區町村會ノ評決ニ付セシム

內務省訓令第五十一號

二百二十一丁

市制町村制中直接稅間接稅ノ類別

大藏省告示第九十五號

同 丁

市制町村制實施ノ際區戶長區書記役場筆生事務取扱方及區町村經費徵收支出方

內務省令第四號

同 丁

市制町村制ニ依リ市町村歲入出豫算表式ヲ定ム

內務省令第二號

二百二十三丁

市制施行地ヲ指定ス

內務省告示第一號

二百三十一丁

佐賀縣管下佐賀ヲ市制施行地ニ指定ス

內務省告示第十號

二百三十二丁

岐阜及甲府ヲ市制施行地ニ指定ス

內務省告示第十八號

同 丁

鳥取ヲ市制施行地ニ指定ス

內務省告示第二十四號

同 丁

浦役場及浦役人

太政官達第百十七號

同 丁

沿革要領

同

第三章 府縣會 町村會

同

府縣會

十三年四月 布告第十五號

二百三十五丁

區郡部會規則

十四年二月 布告第八號

二百四十二丁

府縣會其議定スヘキ事件ノ細目ニ係ル事項ヲ區町村會等ノ議ニ付スルヲ得

十四年二月 布告第六號

二百四十四丁

府縣會議員會議ニ關スル事項ヲ以テ他ノ府縣會議員ト聯合集會往復通信ヲ禁ス

十五年十二月 布告第七十號

同 丁

府縣會議員選舉規則

二十二年二月 法律第六號

同 丁

目錄

同

七

議會立議員保護 二十二年十一月
法律第二十八號

市制施行ニ付府縣會議員ノ選舉及市公民ノ資格ニ關スル件 二十二年
法律
第七號

八

二百五十八丁

府縣會議員選舉罰則適用方 二十三年五月
法律第四十一號

二百五十九丁

府縣會審理事務手續 十四年十月
大政官達第九十一號

二百六十丁

府縣會規則第七條ニ依リ内務卿ニ建議スル場合ニ於テ議員上京方 十五年十二月
大政官達第十一號

二百六十一丁

府縣會規則第廿一條ニ據リ議員改選ノ上就職交替手續 十四年七月
内務省布達
甲第
四號

同 丁

府縣會規則心得條件 十三年十二月
内務省達第七第四拾八號

同 丁

○區町村會法 十七年十月
布告第十四號

●沿革要領

水利土功及學事ニ關スル町村聯合會ハ區町村會法ニ依リ市町村制

同 丁

施行後モ存續スルヲ得 二十二年三月
法律第十一號

二百六十四丁

市町村會議員選舉罰則 二十三年五月
法律第三十九號

二百六十五丁

議會立議員保護法 (府縣會)
部ニ掲ク

二百六十八丁

●沿革要領

○第四章 東京市區改正

○東京市區改正條例 二十一年八月
勅令第六十二號

二百七十一丁

東京市區改正委員會ノ組織權限 二十一年八月
勅令第十四號

二百七十二丁

東京市區改正事業設計ノ内明治二十二年四月ヨリ施行スヘキ箇所 二十二年三月
東京府告示第十七號

二百七十三丁

東京市區改正設計ノ内道路河川橋梁鐵道公園魚鳥市場青物市場獸畜

市場屠場火葬場墓地ノ部ヲ定ム 二十二年五月
東京府告示第三十七號

二百七十四丁

東京市區改正土地建物處分規則 二十二年一月
勅令第五號

同 丁

本年勅令第五號第四條第一項ニ依リ建物ノ制限ヲ定ム 二十二年五月
東京府令第八
十四號

二百七十六丁

東京府令第八十四號ニ依リ建物ノ認可ヲ受クヘキ書式 二十二年五月
東京府告示第
三十
八號

同 丁

本年五月東京府告示第三十八號ニ依リ認可ヲ得タル建物届出方 二十
六月東京府告
示第四十五號

二百七十八丁

第三類

第一章 地所名稱 土地收用 地所賣買 森林

原野 官有財産管理法

○地所名稱區別

七年十一月 布告第百二十號

耕地ノ用水溜池等耕作ノ分借地料及地方税ヲ課セス 八年八月 太政官達第百四十六號

二百七十九丁

市街郡村ニ屬スル揭示場敷地官有地へ編入方 八年五月 太政官達第七十三號

同 丁

御歴代天皇及皇后皇妃皇子御殞斂地等官有地へ編入方 八年五月 内務省達第百六十六號

二百八十二丁

郷村社以下神社地民有地ニ編入方 八年八月 内務省達第百一號

同 丁

官營ニ關スル倉庫家屋等地種編入方 十年二月 内務省達第百十六號

同 丁

●沿革要領

○土地收用法

二十二年七月 法律第十九號

土地收用協議會規則 二十三年七月 法律第五十四號

二百八十三丁

收用スヘキ土地ノ細目公告方 二十二年十二月 内務省訓令第四十二號

二百九十二丁

○地所永代賣買ヲ許ス

五年二月 布告第百五十號

二百九十四丁

土地分合筆取扱手續

二十年四月 大藏省訓令第二十五號

同 丁

一筆ノ土地ニシテ之ヲ分合シ賣買讓與スル登記方 二十二年十一月 司法省訓令第十三號

同 丁

地所外國人へ賣渡ヲ禁ス 五年四月 布告第百二十四號

同 丁

官有地特別處分規則 二十三年七月 勅令第百三十五號

二百九十五丁

官有地取扱規則 二十三年十一月 勅令第百七十六號

二百九十八丁

官ニ屬スル公有水面埋立ノ出願免許方 二十三年十月 内務省訓令第三十六號

三百 丁

官有地特別處分規則ニ依リ官有地賣渡方 二十三年十月 内務省訓令第三十七號

三百一 丁

官用地貸渡方 十六年三月 内務省達第百十二號

同 丁

官有地拂下並貸下取扱方ヲ定ム 十八年六月 内務省達第百二十一號

同 丁

官有ノ川敷溝敷寄洲川沿地等拂下貸下ヲ禁ス 十八年十二月 内務省達第百三十六號

三百二 丁

北海道土地拂下規則ヲ定ム 十九年六月 閣令第十六號

同 丁

北海道官有未開ノ土地拂下貸下方 二十三年三月 勅令第五十五號

三百四 丁

社寺土地官林委託規則 (社寺ノ部) (三掲ク)

同 丁

●沿革要領

○官有森林原野及産物特別處分規則

二十三年四月 勅令第六十九號

同 丁

官有森林原野及産物特別處分規則ニ據リ隨意契約ニテ原野ヲ賣渡

三百五 丁